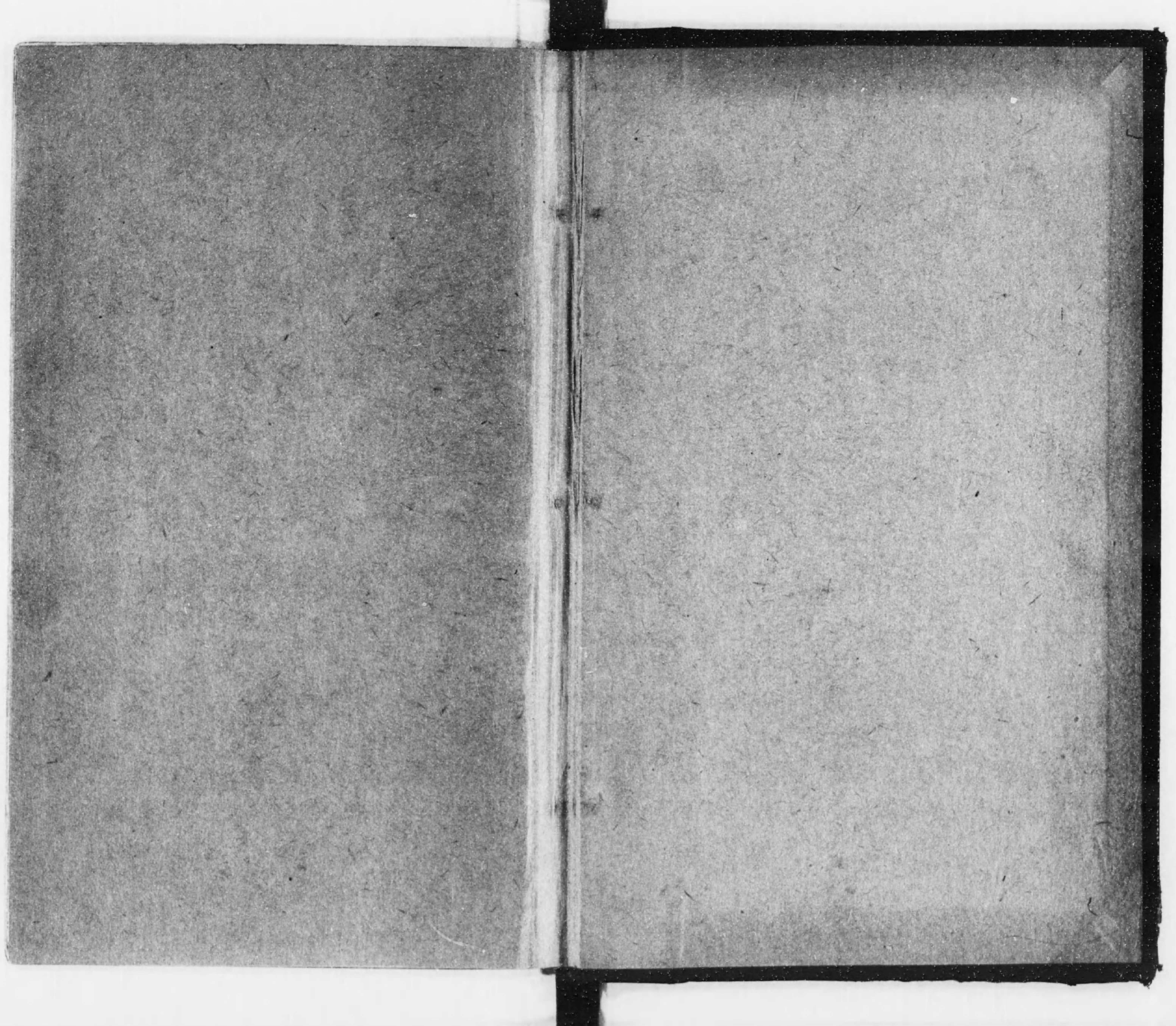


505
41



始





505-41

篇四第史本日の民國

篇前代時倉鎌

修監遙道内坪
著島孤島中



部版出學大田稻早

大正
11.10.26
内交



平家の都落

平治二年七月、北面から攻め上つた源義仲の軍勢が京都に入るといふ噂が立つて、平氏の面々は勿論市民は恐怖に陥つた。其二十一日に平家盛は大將を拜して宇治に向ひ、翌二十二日に知盛と重衡とは二千騎を率ゐて勢田に向つたが、其時義仲はもう叡山に上つてゐたのみならず、平氏に反抗する人々が背後からも攻め上るといふので、平氏の軍勢は宇治勢田を引揚げて京都に還つた。二十四日には敵が四方から亂入するといふ噂が立つた。平氏は此強敵を受けけるのは不利であるといつて、豫定の計畫通り天千を挟んで四邊に下らうといふ事になり、二十五日朝に安徳天皇と皇母建禮門院とを奉じて、六波羅、西八條の邸に火を付けて都を落した。それは眞に物の如く美しくもまた恐しき出来事であつた。此寫眞はそれを題材にした『春日権現験記繪巻』の一部である。

序言

平安朝の末期から鎌倉時代の初期にかけての日本は、日本人がはじめて自分といふものに目をさました時代であつた。この間に、日本の全領土は西の埦から東の果まで、波のやうに動搖した。土から生れた新しい勢力は、土を離れた舊い勢力に代らうとして争つてゐる有様が、到るところに看取される。その間に日本民族の新しい文化が育くまれ、新しい道徳と新しい宗教が生れて來た。舊い社會は次第に新しい社會に移り代つて、政治上にも、産業上にも、經濟上にも、根本的な革命が起つた。一口にいへば、この時代は日本の大改造時代であつた。日本の民族が國民的自覺に到達した最初の時代であつた。あの新興の武士階級の勢力が、四方から中央政府に迫つて、とう／＼その政權を奪ふやうになつた當時の有様は、丁度羅馬帝國の末年を思はせるやうな壯快な出来事であつた。

私はこの小著のうちに、あの『羅馬衰亡史』の著者によつて示された新民族と新宗教とに對する深厚な同情の幾分でも反映させたいと思つた。併し専門の史家でない悲しさには、これだけの史料を集めて通讀するだけでも前後五年を費し、且つその間には随分無駄な努力をもした。今更顧みて得るところの少いのを耻かしく思ふ。

歴史が人間生活の記録である以上は、その當時の社會と思想とを考へずに本當の歴史の書ける筈がない。古來の好い歴史はみんなそこから出立してゐる。たゞ歴史家の苦みは、眞にその描かうとする時代の生活と空氣のうちに自分を没却することの出来ない所にある。もしそれさへ出来たなら、その時代の生活は、一切の人物や一切の制度を背景として、必然に現れて來なければならぬ。この點から見ると、歴史を書くことは、大きな活きた劇を書くことではなければならぬ。私は敢てそれを成し得たとはいはない。併し少くともその苦みを味ひ得たと信ずる。

たゞ一つ残念なことは、時間と紙數とに制限されて、この時代の最も著しい特相

の一つであつた法然の宗教改革を書き残したことである。他日機會があつたなら、それをも書き加へて、この大改造時代の歴史を完成したいといふ希望をもつてゐる。

大正十一年九月

中 島 孤 島

内容目次

第一章 武士勃興の大勢

第一節 東國及東國人

關東の文化——土豪の殺伐——騎射の長技——「背に箭は立てじ」——外
官の收入——國司の土着——貴族の閥門——落胤——新興豪族——「住
人」——桓武平氏——清和源氏——藤原秀郷の一流——武藏七黨——「住
人」の實力——軍國と健兒——盜賊の横行——檢非違使——國郡司の兵
權——土豪と國郡司——土豪間の關係——武門武士の發生

第二節 關東の動搖

東國と西國——宛と良文の話——維茂と諸任の話——唯一の救済法——
平將門の暴動——將門の辯疏——鈔望隆々——興世王——藤原玄明——
新皇と號す——京帥の驚愕——秀郷貞盛の將門討滅——天慶亂の眞意義
武門興隆の大運動——安和の變——平忠常の亂と源賴信

第三節 奥羽の變亂

内容目次

源頼義——安倍頼時——奥羽の土豪——前九年の役——安倍貞任——八種
種的忿怒——黄海の苦戦——賊軍の横行——清原光頼兄弟——叛亂の鎮
定——清原氏の内訌——源義家——後三年の役——藤原清衡——廷議功
を録す——源氏と東國の武士

第二章 班田から莊園へ

第一節 民衆生活の不安……………三六

治者階級の豪奢——政治無關涉の朝廷——藤原氏の莊園——藤氏と源氏
——多田源氏——滿仲の三子——頼信父子——帝都の民衆生活——猿樂
田樂の流行——淫祀邪教の崇拜——老病の遺棄——鴨の河原の鬻贖——
地方官の誅求——藤原元命——勞役制度の濫用——浮浪人の波——戦亂
と農民——女ばかりの戸籍——亡民最後の避難所

第二節 土地私有制度の復活……………三七

平安朝政治の暗流——大化改新の趣旨——文化政策と社會政策——社會
主義的國家——民衆の文化程度——物々交換——新制の實行難——班田
收授の實際——人口と土地——三世一身の法——永年莫取の令——土地

私有の復活と豪族——寺院の領地——寺院の經濟的勢力——御料地の設
定——天長の一例——官人の私領——莊園——莊園膨脹の弊——政海の
暗礁

第三章 院政の開始

第一節 延久の改革……………三七

天下の富と力——人心の惰力——關白頼通の退隱——萎えたる手腕——
後三條の登極——對莊園策——延喜の停止令——藤氏と莊園——親政の
手始め——實績如何——頼通と交渉——伴食關白——藤氏の打撃——王
權の恢復

第二節 白河天皇の獨裁政治……………三七

後三條の讓位——白河法皇——院廳北面の武士——白河の院政と莊園の
増加——三不如意——寺院の軍隊——寺院の戰爭——措置に窮する勢力
——日吉の神輿と春日の神木——山法師——僧徒の跳梁——源氏の勢力
——源氏と社寺——法皇の牽制策——平氏の寵用

第四章 院政の破綻

第一節 時代精神と院政……………六

平安朝末の時代趨勢——簡易卒直の政治組織——王政幕府の架橋——法皇と源氏——哀運の源氏——正盛父子——忠盛と鳥羽上皇——三十三間堂——一門繁昌——感神院事件——忠盛爲義の對比——藤頼長の忠盛評——清盛への遺産

第二節 保元の亂……………九

精力絶倫の法皇——天皇と皇法皇の鼎立——藤原得子——本院新院の對立——攝關の地位——忠通と頼長——父と子——白河の崩御と忠實の一門——立后の競争——父子の争——頼長の人物——學究政術を解せず——官廷の陰謀——崇徳上皇と美福門院——愛宕山の天公——忠盛と皇嗣問題——陰謀の畫策者——頼長の失脚——上皇と頼長の握手——美福門院の推戴——風樓に滿つ——上皇側の兵力——天皇方——白河殿の夜襲——上皇と左府——戦後の處分——總收

第三節 平治の亂……………二八

黒衣の宰相信西——希代の學殖——好箇の政治家——内裏の造營と廢典の復興——諸子の榮達——後白河帝——藤信頼——信頼と信西——排信西の一團——源氏の武力——清盛と義朝——十二月十九日の政變——信西の末路——清盛の歸京——源氏の拱手——陰謀好きの廷臣——清盛の政治的手腕——「日本第一の不覺人」——叛徒の處罰——義朝父子の終末

第五章 平清盛の時代

第一節 平安朝末期の社會……………三六

帝都の文化——朝儀——文學——繪畫、服裝——宮廷生活の華美——歌合、蟲狩——歌舞音曲——白河の花の宴——宮廷生活の暗影——苦行の僧尼——寂照法師の發心——世紀末の氣分——都人士の不安——詩人西行の遁世——淨土思想の細い流れ——教信沙彌——空也上人——源信の『往生要集』——其忍の融通念佛宗——空也より法然まで——大亂の爆發——貴族文化の停滯——健全なる民衆の領土——武士階級の生活——君臣主従の情誼——武士道の萌芽——地方民衆と朝廷——廣常の豪詠——新勢力の代表

平氏が海を渡る

第二節 平氏の海上經營……………一五七

東北の日本と西南の日本——平氏の海賊征討——瀬戸内の海權掌握——
海外交通——忠盛と外國貿易——清盛の海上施設——兵庫の築港——宋
との交通——海の日本の復活

第六章 平清盛の執政

第一節 平家一門の繁榮……………一六九

兩宮の反目と清盛——二代后——經宗惟方の流罪——清盛の官位昇進——
後白河上皇と清盛——六條帝の讓位——一門の顯達——資盛の暴行

第二節 平氏顛覆の陰謀……………一七三

清盛の結婚政畧——中宮徳子——反平氏の空氣——座主明雲と清盛——
藤成親——藤師高——明雲の逮捕——鹿谷の密會——陰謀の失敗——法
皇の陰忍——清盛と基房——盛子重盛の死——法皇の果斷——老獮遂に
起つ——治承三年のクーデター——第二陰謀の幻滅

第三節 以仁王の舉兵……………一八五

清盛の人物——その事業——貴族的外裝の底に海賊の魂——時代の信仰
と彼れ——重盛の死の損失——嚴島御幸——以仁王——源賴政——第一
の遠算——平氏の對策——平等院の戦——戦後の處方——清盛と四圍の
形勢——都遷り——諸源の峰起と遷都の苦情——都遷り——猛烈なる一
撃——人心日に離る

第七章 源賴朝の出現

第一節 東國の風雲……………二〇一

伊豆の一隅——伊東氏と北條氏——北條氏と源氏——賴朝と時政——賴
朝と豆相の諸豪——東國武人の傳統的感情——彼等と姪々島——東國附
近の諸豪——中心勢力の希求——賴朝の前半生——池の禪尼の命乞ひ——
怪僧文覺——高雄の勳進——奈古谷の上人——賴朝との往來——大事
を勧む——賴朝の伊豆生活

第二節 賴朝の舉兵……………二二五

令旨の傳達——舉兵の計畫——山木の襲撃——豆相の諸豪を説く——成
功の第一歩——石橋山の進出——大庭景親——大庭方の優勢——梶山の

陣——軍容俄に振ふ——鎌倉入り——源氏と鎌倉——幕府の創始——人心の收攬——甲斐源氏の参加——水鳥の羽音——行賞と處罰——佐竹征伐——東國の平定

第八章 落日の平家

第一節 都を落ちるまで……………二二六

頼朝舉兵の反響——近畿鎮壓と對法皇策の一變——源氏追討と清盛の死——藏人行家と平軍——木曾義仲の勃興——義仲と平軍——壽永元年の飢饉——不肖宗盛——頼朝と義仲——持重の頼朝——志田義廣の亂——頼朝追討の風説と武田信義——義仲の前進——武弁と政治家——京都の形勢——宗盛の對策——礪波山の戦——平家の都落——延暦寺の向背——法皇の山門御幸

第二節 頼朝と義仲……………二二七

平家落去後の京都——義仲の異議——後鳥羽帝——正閏論——京都に於ける義仲——兵士の亂暴——滿都の怨嗟的的——頼朝に對する京人の期待——頼朝の上奏——京人の傾倒——義仲の出征——奏上の實行——瀨

第三節 一ノ谷の戦の前後……………二二八

戸内海に於ける平家——義仲軍の水島敗戦——義仲の境遇——行家との關係——宮廷の隱謀——法皇の詰問——無謀の御企て——法住寺殿の焼討——義仲の三日天下——刻々に迫る外部の壓迫——義仲の畫策——東軍の上京——義仲の最期

第四節 海の平家と陸の源氏……………二二九

一ノ谷戦後の頼朝——東軍の動靜——海權と東軍——範頼の西向——東軍の作戰計畫——範頼軍の窮境

第五節 義經の躍進……………三〇一

義經と頼朝——部内の廓清——三日平氏の亂——法皇と義經——頼朝の

隱忍——背面攻撃の任——海權の爭奪——義經決死の出征——屋島の背
面攻撃——兵勢日に加はる——東軍の四國平定

第六節 平家一門の末路……………三四

壇ノ浦の海戦——平氏の敗亡——三種の神器——戦況報告——神器の還
京と平族の處分——宗盛の醜態——一族の斬流——平大納言時忠——義
經と時忠——平家の餘類——知盛の末子——五郎兵衛忠光等——「龍王
動」と「入海病」——平家の追福と改元——新時代の潮流——建禮門院

第九章 頼朝の霸業

第一節 武士階級の統一……………三四六

シヤールマン大帝と頼朝——幕府の創設——軍政機關——庶政機關——
司法機關——先例と典故——天下の經綸を念とす——部下の統制——頼
朝の性質——綿密の商量と金鐵の意志——頼朝の眼識——京都に對する
態度——義經の自由任官と頼朝の鐵則

第二節 頼朝と義經……………三五九

不可避の悲劇——鞍馬山中の默示——奥州と源家——義經の奥州生活——
鎌倉に於ける義經——試みらるゝ人——義經の初舞臺——義仲追討の理
由——獨特の兵法——暗雲低迷——京都の誘惑——天才的の振舞——四
國出征——梶原の彈劾——關東の節度——第二の義仲——起請文——鎌
倉に入らしめず——良狗烹らるゝ時——腰越狀

第三節 義經の謀叛……………三七九

頼朝の迫害——義經の受領——義經の周圍——策士行家——關東の挑發
——土佐房昌俊——行家の暗中飛躍——頼朝追討の宣旨——室町邸の夜
襲——實證の押收——頼朝の進發——京都の動搖——義經行家の西下——
「義士の所行」——海上の離散

第四節 武家政治の確立……………三九四

政治家としての頼朝——關東の威嚇——朝廷の狼狽——「日本第一大天
狗」——空前の改革案——低氣壓の正體——時政の入京と改革案の裁可
——二の政治系統

第五節 奥州征伐……………四〇四

靜御前——義經の踪跡——行家父子の梟首——南都北嶺と義經——奥州

征伐の好機——奥州の形勢——小京都——中尊寺——基衡の毛越寺——
 雲慶の佛像——秀衡の新御堂——藝文の保護者——平氏との対比——眠
 れる獅子——義経の庇護——秀衡の死——頼朝の方畧——泰衡の運命——
 京都の隠謀と奥州征伐の要請——泰衡の恭順——義経の襲殺——頼朝の
 出征——泰衡の防禦——奥州の征服——班師

第六節 頼朝の晩年……………四三六

奥州の果より九州の島々まで——謎の都——恰好の解釋——組織的才能
 と英雄的資質——對京都の諸施設——頼朝と兼實經房——着々奏功——
 京都守護——奥羽平定後の十年間——頼朝の上洛——幕制の整備——頼
 朝と皇室——丹後局——守護地頭制實施の経緯——法皇の崩御——將軍
 宣下——再度の上洛——大姫の哀史——第二の方畧——後鳥羽帝の讓位
 ——頼朝の逝去

圖畫目次

圖版

平家の都落……………卷頭
 病死者の委棄……………四八—四九
 平治の亂……………一三—一五
 平清盛と平重盛……………一七—一七
 源頼朝……………二四—三五
 熊谷蓮生坊の往生……………二八—二九
 壇の浦の戦……………三六—三七
 源義経の筆蹟……………三四—三五

挿圖

國司の赴任……………四
 平將門の畫像……………一七
 金澤柵址……………三三
 病者の路傍委棄……………四六
 法師の裏頭……………八
 後白河法皇宸影……………一三
 源義朝花押……………一六
 西行法師の書翰……………一六
 平清盛(法師)木像……………一六三
 平資盛肖像……………一七一
 平清盛納經……………一九〇
 平清盛花押……………一九六
 伊豆伊東稚兒ヶ淵……………二〇二

鎌倉鶴ヶ岡八幡宮……………三九
 兵庫の清盛塚……………三八
 俱利伽羅古戰場……………二五一
 後鳥羽天皇宸影……………二六一
 藤原兼實の畫像……………二六五
 一、谷東軍進路圖……………二九四
 壇ノ浦海戰圖(一、二)……………三六
 平家七盛の墓……………三七
 平知盛肖像……………三四
 鎌倉時代將士の武裝……………三六〇
 義經肖像……………三八〇
 源義經自署及花押……………三九三
 衣川の古蹟……………四三
 源賴朝花押……………四三七

(終り)

鎌倉時代前篇

第一章 武士勃興の大勢

第一節 東國及東國人

日本民族の征服の針路が、西から東へ、南から北へと、順を追つて進むにつれて、その文化も、關西から關東へ、關東から奥羽へと、年を経て擴がつて行つた。併し平安朝の文化がもう爛熟の域に達して、京都では、藤原氏の黄金時代を現出した時にも一歩帝都を離れると、そこにはもう暗黒な影が漂つてゐた。そしてこの文化の暗影はその中心を遠ざかるにつれて、いよく濃厚になつて行つたことは争はれない。取り分け、東國は西國よりも新しく開發されたことや、交通の不便なことや、人口の稀薄であつたことなどの關係から、文化の光に照らされることも、西國より遙かに後れてゐた。

阪上田村鷹の大討伐を一段落として、蝦夷の勢力は全く奥羽以北に驅逐されただけ

第一章 第一節 東國及東國人

關東の文化

土豪の殺伐

ども、關八州の平野は、尙ほ久しい間、太古の面影をそのまゝに、生ひ茂る草の底に眠つて居た。波のやうに起伏する丘陵の裾をめくり、沼澤の間を縫ひながら、豊島とよしまの入江に沿つて、騎馬武者の持つた弓の先も見えないまでに繁茂した蘆荻の間を、一筋の道が蛇のやうに走つて居た武藏野の驛路の光景や、果てもない平原のこゝかしこに、ぼつり／＼と部落を形作つて、泉の周囲や河の南岸には水田を拓き、草原には馬を牧つて住まつて居た人民の状態や、又その間には多くの土豪が、所在に城を構へて、五百騎六百騎の郎等を養ひ、平生は山林を駆け廻つて、鹿狩り、狐狩りに日を送つて居るが、何かといへば、互に家子郎等を召集して、河原の砂に血を流した殺伐な當時の有様を、『今昔物語』や『源平盛衰記』などに散見する色々な傳説によつて想像して見るがい。

この頃の關東は、まだ充分に植民地の空氣を脱しては居なかつた。獍猛な蝦夷人がこの平野に出没した時代は、今では遠い過去の傳説のうちに消えて行つたが、それでも奥羽地方の守備として徵發された東國の壯丁が、騎射に長じたあの慥悍な夷族と接觸して、火の出るやうな戦を交へたことは、まだ新しい記憶として、人々の胸に残つてゐた。この後關東の武士が、馬上の勇者として、強弓の射手として、天下に名を轟

騎射の長技

かすやうになつたあの騎兵戦は、この異種族との多年の接觸の間に、自然と訓練された戦術であつた。

彼等の祖先は、始めてこの平原に植民した當時から、「額に箭は立つとも、背に箭は立てじ」といふ有名な標語を振りかざして、頑強な蝦夷をこの平原から驅逐した勇敢な種族であつた。彼等の同胞はまた太宰府の防人として、遙に九州まで派遣されて、海岸の防備に任じ、邊境の戍兵は東人あづまびとでなくてはならぬとまで稱へられた。その東人の元氣は、今でも東國人の血に傳はつてゐた。彼等の間には、早くから歸順し、同化した慥悍な蝦夷の血も、多量に混じてゐたであらう。それと共に、地方官として京都から赴任した貴族の血が、絶えず注入されて、土民の間に新しい貴族を形作つて行きつ、あつた。

大化の新制では、全國に國、郡、里の制を定め、里長、郡司、國司を任命した。そのうち里長や郡司は多く國造、伴造、縣主などといつたやうなその地方の舊家から採用して、その職を世襲させたけれども、國司は大抵中央政府の官僚のうちから任命し陸奥、出羽及太宰府を除いて、一般に在職年限を四年と限り、職田、位田を給する外に官田の收入の一部をもその俸給に加へたので、位の低い割合には收入の豊かな職であ

「背に箭は立てじ」

外官の收入



國司の赴任 信貴山縁起繪卷

つた。

國には又其の廣狹に従つて、それ〴〵に大國、上國、中國、小國の等級があり、等級によつて、官吏の數にも多少はあるけれども、大體、守、介、掾、目、史生などの官吏が置かれて、國務を行つて行つた。これらの國司には、在任中その任國で新に土地を開墾すると、轉任の時までは、その土地を私有することが許されてゐた。こんな事情から、最初のうちは割の悪い京官よりも収入の多い地方官を望むものが多く、又一旦國司になつ

た者は、様々な手段を講じて、その任期を延ばし、その間に有力な郡司などと結托して盛んに私田を開き、國司をやめた後も京都へは歸らうとせず、そのまゝ土着して地方の豪族になりすます者が多かつた。この弊害を矯めようとして、朝廷では屢々禁令を出して、國司が部下の郡司の女を納れて、妻妾とすることを禁じ、その禁令を犯した場合には、國司も郡司も一樣にその任を解くといふ規定まで設けたりなんぞして見たが、何の效もなかつた。

當時はまだ男子の多妻主義が、一般に是認されて居る時代で、貴族の間では、正妻の外に多數の妾を有つのを普通のやうに思つて居た。藤原師輔や、道長や、道長の父の兼家が、正妻を二人三人と有つて居たのは、當時でも聊か例外であつたと見えて、兼家は世間から「三妻錐」といふ渾名をつけられてゐたといふことがあるが、併し妾として多數の婦人に關係するのは、一向に異しなかつた時代だから、多少地位權勢のある男子の家庭には、正妻に生ませた嫡子の外に、妾腹の子女が澤山にあつた。尤も正妻の外は、大抵は女の里方へ預けて置き、生まれた子は母の手許で養育させるのが通例であつた。

それで又國司などになつて、遠國へ赴任する官吏は、交通の不便その他の事情から

大抵は妻子を京都へ残して置くので、自然と行く先きなくでこの手軽な婚姻を行つて部下の郡司や豪族などの女を妾にし、到る所に落胤を遺したことであらう。これらの落胤は、當時の習慣に従つて、母の手許で養育され、生長した後は、父の姓を名乗つて土民の間に貴種として仰がれるのである。源頼義は相模守となり、平直方の女を納めて、嫡子義家を生んだが、又常陸の豪族多氣權守宗基の女にも一女子を生ませたといはれてゐる。高望王の多数の子孫が關東へ土着して、所謂坂東八平氏となつたのも同じ順序であつたらう。

新興豪族

○こんな風に、中央で志を得なかつた貴族の子弟は、續々地方官となつて諸國に下り、その地方の豪族と婚を通じて、次第に民間に勢力を扶植するやうになつた。かうして一たび地方へ土着した國司や、又はその落胤が、土民の尊敬を受けて、幾度か經過する間に、一門は次第に繁榮して、勢力範圍を擴張し、それらに土地を開墾して、一部の領主となると共に、或は皇室御領の庄官となり、或は權門勢家の莊園の莊司となり、或は廣大な牧場の監理者に任命されて、愈その富と權勢とを加へて行つた。

これらの新豪族は、舊來の土豪と相並んで、所謂「住人」の一階級を作り出して、所在に割據の勢を形作つた。「住人」とは各地方に割據した大地主を指した語で、その地

「住人」

桓武平氏

方の「草分け」といふ程の意味であつたらしい。これらの住人のうちには、古代の國造縣主などの家系に連つた舊家もあつたらう、又下野の宇都宮氏、尾張の熱田大神宮司等のやうに諸國の大社の神職を世襲して、その地方に重きをなした者もあつたらう。又永年莊園の支配や、牧地の監督をしてゐる間に、その地方に根據を固めた者もあつたらう。併し中でも勢力のあつたのは、京都から下つた國司の子孫が新たに地を拓いてその地方に土着したものであつた。桓武天皇の曾孫高望王が初めて平氏の姓を賜はつて人臣に降り、上總介として任國に下つてから、その子孫は東國に繁茂し、王の諸子のうち國香は常陸大掾となり、良兼は下總介となり、良持(又は良將)は鎮守府將軍となり、良文は武藏守となり、良茂は常陸少掾となつて、一族門葉が關東の平野へ根據を据ゑた。將門は實に良持の子で、將門の亂を平けた貞盛は國香の子であつた。貞盛の子維衡の子孫は伊勢にゐる伊勢平氏を起し、二子維持の後は伊豆に居て北條氏となり、貞盛の弟繁盛の子孫は、奥、羽、信、越に勢を張つて、城、仁科、岩城の諸族となつた。又武藏守良文は荒川の沿岸に村岡の地を開墾して、村岡五郎といつたが、その子忠頼は陸奥守となり、忠頼の子將常は武藏權守となつて、秩父郡に住み、その子孫世々秩父の牧の別當職となつて秩父氏と唱へ、その一門は畠山、葛西、豊島、河越、江戸、

稻毛、榛谷などの諸族に分れて、武藏、下總、相模の諸方に蔓延した。忠頼の二子忠常は上總介となり、武藏押領使を兼ねて武、總の間に勢力を張り、終には叛亂を起して誅せられたが、その子孫は一方には上總、千葉の兩氏となつて、房、總二州に割據し、一方には武藏に繁榮して、野與、村山の二黨となつた。又三浦、鎌倉、大庭、梶原の諸族は、いづれも忠頼の三子忠通から出たと言はれて居る。

それから源氏は清和天皇の孫經基が、源氏の姓を賜はつて、武藏介に任ぜられた以來、平氏と相竝んで地方に勢力を扶植した。經基の子滿仲は常陸介、武藏守、陸奥守となり、其の長子頼光は攝津の多田に居て、多田源氏の一流を起し、二子頼親は大和守となつて、大和源氏の祖となり、三子頼信は陸奥守、甲斐守に任じ、平忠常の亂を平けて、威名を東國に振ひ、鎮守府將軍に任ぜられた。頼信の子頼義は相模守となり、子義家と共に奥羽の亂を平定し、義家はその後關東の諸族を率ゐて再び奥羽を平定した。この時から關東の武士は大抵源氏の家臣となり、東國は源氏の勢力範圍となつた。義家の子義國の子孫は、上野に根を据ゑて、新田、足利の大族となり、頼義の弟頼清の子孫は信濃に入つて村上氏を起し、義家の弟義光の後は、常陸では佐竹氏となり、甲斐に入つては、逸見、武田など、所謂甲斐源氏の一流を起した。

藤原秀郷の一流

武藏七黨

「住人」の實力

軍團と健兒

源平二氏に續いで東國に勢力を扶植したものは、藤原秀郷の一流がある。秀郷は下野の押領使として、貞盛と共に將門の亂を平け、その功によつて、下野守、武藏守鎮守府將軍に歴任し、その子孫世々下野の佐野に居て、佐藤氏と稱し、分れて結城、小山、足利、下河邊の諸族となり、陸奥へ入つては、平泉の藤原氏となつた。その他嵯峨源氏の一流で、村岡、五郎良文と相竝んで武藏に雄視した箕田源次宛や、横山、猪俣、兒玉、丹、西、野與、村山などの世に武藏七黨と呼ばれる諸族も、その祖先に遡ると、いづれも國司として下向した名族から出て、廣大な私領を拓き、ある者は又御料の牧場の監理者に任命されて、多年土民の間に勢力を扶植したものであつた。

こんな風に諸國に蔓延した所謂住人階級は、その勢力の根柢として、多くの土地を占有し、その土地によつて富を積んだ者であるが、同時に彼らはその富を保護するための武力を備へて居た。

元來大化の革新では、一般人民の帶劔を禁じ、徵兵の制度を立て、全國の壯丁三分ノ一を徵發し、諸國に軍團を置いて、武備を練るとに定めてあつたが、その後この制度は次第に弛んで、種々な弊害が生じ、軍團の兵といへば物の役には立たないものときまつてしまつたので、桓武天皇は一大英斷を下して、延暦十一年を以て、太宰府、陸

盜賊の横行

奥、出羽、佐渡などの邊要の國々を除いた他の諸國では、斷然徵兵の制度を廢し、郡司の子弟から少數の健兒を採用して、兵庫や國府や關所などを警衛させることにした。この前後から諸國の秩序は次第に亂れて、京都を初めとして諸國に盜賊が横行するやうになり、安心して旅行をすることも出来ないといふやうな有様になつた。陸路には山賊が出没して、從來の旅人を脅かし、海上には海賊が跋扈して海上の旅客を襲ひ諸國から京都へ運搬する貢納なども、途中で掠奪されるやうなことが屢であった。「今昔物語」を見ても、凶賊袴垂の話や、源頼信が馬盜人を追つた話や、又豊後の僧が瀬戸内海で海賊に遭つた話や、さういつた當時の旅行の不安な有様を想像させるやうな逸話が數限りなく傳へられてゐる。こんな状態だつたから、當時旅行でもしようといふ者は、是非武勇に長じた従者を連れて行くばかりか、多少身分のある者は、自衛のために武器を帶びて行かねばならなかつた。

檢非違使

で、帝都の治安を保つ必要上、嵯峨天皇の時には、今の警視廳ともいふべき檢非違使廳が置かれて、治安警察の職を執ることになり、文徳天皇の時には、諸國にもこの制度が布かれて、各國に一人檢非違使を置いて、それ／＼に部内の警務を掌らせたが特に清和天皇の貞觀年中には、武藏に盜賊が多かつたので、各郡に一人檢非違使を置

國郡司の兵權

いて、部内の盜賊を逮捕させたこともあつた。その他押領使とか、追捕使とかいふ名義で、諸國に置かれたのも、略同様の職務を委任された一種の武官であつた。是等の職は、國司が兼任するか、さもなくばその地方で多少の武力を備へた豪族を採用したもので、國司の兼任の場合には、特に朝廷から、隨兵を給せられる例であつたらしい。

かういふ世態の變化につれて、大寶令では太宰府管内の諸國及び三關國の國郡司に限つて許された兵仗を、貞觀以後は公然その他の國々の國郡司にも許すやうになつた。従つて從來は地方に赴任する國司は、一族子弟を連れて行つてはならぬといふ規定が多少は行はれて居たが、この頃になると一族子弟はいふまでもなく、隨兵をも連れて行かなくては、職務が執れないやうなことになる、その結果は本來一の文官に過ぎなかつた國郡司が、公然兵權を帶びて部民に臨むといふこととなつた。斯くして大化の改革で、一たび豪族の手から奪つた兵權は、再び新しい豪族の手に歸することになつたのである。

土豪と國郡司

併し地方の住人階級が、實際に武力を蓄へて、自己の防衛に備へたのはこれよりも以前からのことであつた、これらの豪族の子弟には六衛府の舍人として、久しく京都

士豪間の關係

に住したこともあり、又は功錢を出して舎人の官を買つて歸つたものもあり、或は縁故を辿つて攝關家の家臣となつた者などがあつて、故郷に歸ると、その官職や主人の威を借りて、國司郡司などと對抗し、課役にも加はらなければ租税をも納めず、中には多數の郎等を養ひ、兵馬を備へて近隣に威を振ふ者さへあつた。その後これらの豪族の中には、又百方當路に運動して、檢非違使、押領使、追捕使の官名を得て、公然その兵權を使用する者も出來た。

こんな工合で、それ／＼に領地の大小に従つて相應の兵力を具へてゐた大小の豪族は、年月の推移につれて、攻守の關係や土地の利益の上から、互に黨を結び又は自分よりも優勢な豪族の門に出入して、家人といひ門客といつて、その保護を仰ぐやうになつた。例へば武藏七黨がそれ／＼に旗頭はたがしらの下に團結したとや、源賴義が相模守となつた時、關東の武士が、大半源氏の門客となつたといふのを見ても分る通り、つまりかうするのが、その私領を安全にする最良の途であつた。かうして土地私有の問題が基礎となつて、後年關東の豪族と源氏との間に見るやうな鞏固な主従關係、譜第關係が結ばれ、それがまた永い間の訓練を経て武士道の發達を見る迄になつたのである。

武門武士の發生

かういふ順序で、諸國住人の階級は、次第に土地の富と共に兵馬の權をも握るやう

になり、それ／＼に郎黨を養つて、弓馬の術を勵み、事ある時には、その部下を率ゐて武功を競ふといふことになつた。これが後に所謂「兵馬の家」で、又これらの住人のうちでも、自己の家名を冠らした土地の大小に従つて、大名、小名の別が生じた。要するにかうして土地の上に根を据ゑて、富と力とによつてその勢力を與へた所謂住人の階級が發達して、中世の歴史に、一大轉回を與へる有力な武門武士の階級が起つて來たのである。

(一)『續日本紀』卷二十、天平寶字元年閏八月壬申の條、卷二十七、天平神護二年四月壬辰の條。

(二)『續日本紀』卷十、天平元年十一月癸巳の條。

(三)『類聚三代格』卷七、貞觀十年六月二十八日の官符。

(四)『陸奥話記』。

(五)『奥州後三年記』上。

(六)『尊卑分脈』。

第二節 關東の動搖

東國と西國

地方制度の紊亂と、それに伴ふ地方豪族の勃興は、何も東國に限られた現象ではな

かつたであらうが、併し西國に比べると、遙かに中央の文化に後れて居た荒蕪たる東國の平野と粗野な民情と、更に此方に未開暗黒な奥羽の曠野を控へたその地勢とは、其處に發生した豪族に特殊な修養と特殊な發達を遂げさせるだけの條件を具備してゐた。

かういふ東國の豪族状態を最も雄辯に語るものは、今昔物語に現はれた源、宛や、平、維茂の傳説であらう。源宛は嵯峨天皇の皇子河原左大臣融の子孫で、その父仕が武藏守となり、足立郡箕田郷を開いて土着したので、箕田源次と呼ばれ、數百騎の部下を養つて、武名を遠近に知られて居たが、これも同じく村岡の地に土着して近隣に威を振つた村岡五郎良文と争ひを起して武力によつて事を決することになつた。兩家では互に使を送つて、決闘の日時を定めた。その日になると雙方共五六百騎の部下を引連れて、約束の野に出會ひ、一町許りを隔て、槍を突き列べた。かういふ場合には、先づ互に名乗り合つて堂堂と矢戦を始めるのが當時の習慣であつた。兩軍は弓に箭を番へて、開戦の合圖を待つて居ると、良文の陣から使を立て、宛に一騎打の勝負を挑んで來た。宛も快く承知して、互に馬を陣頭に進め、駆け違ひ駆け違ひして射合ふのを、兩軍の兵は息を凝らして見物して居たが、良文が射れば宛が避け、宛が射れば良

宛とは文の話

文が外して、容易に勝負はつかなかつた。そのうちに良文は宛に聲を掛けて「互ひに手練の見えた上は、この上戦ふにも及ぶまい。もう止めよう」といふ。それも然うだ強ひて、命を棄てるにも及ぶまい」と宛も同意した。二人はすぐに兵を引いて右と左に立別れた。その後は互に和親を結んで、隔てのない友となつた。

東國の豪族の殺伐な状態を、一層よく語るものは、餘五將軍維茂と澤、股四郎諸任との争ひの物語であらう。維茂は平貞盛の弟繁盛の子で、諸任は藤原秀郷の孫であつた。二人は共に陸奥に住んで武威を振つてゐたが領地の争ひが原となつて終には武力に訴へて事を決するまでになつた。最初は諸任が維茂の不意を襲つて、その館を焼いたが維茂は池の中に忍んで、危い命を全うし、間もなく敵の引上ぐる後を追撃して、終に諸任の首を取つた。

この事があつてから餘五將軍の勇名は、關東八州に轟き、後には鎮守府將軍にも任ぜられた。

こんな風に、地方の豪族は銘々に多くの部下を有つてゐて、何かといへば私闘に訴へて勝負を決める。實際中央政府の権力の及ばない東國に於て、各人が自己の權利を正常に主張し、自己の領地を他人の侵略から保護するには、私闘に訴へるより外に、

維茂と諸任の話

唯一の救済法

道がなかつたのである。

かうして年を積んで關東の平野に鬱積した豪族の潜勢力が、初めて現實の事實となつて政治の表面に爆發したのが、平將門の叛亂であつた。傳説に據ると、將門は鎮守府將軍良持(又は良將)の子で、年少の頃には京都に居て攝政忠平に任へたが、檢非違使の官を望んで目的を達しなかつたことから、不平を起して下總へ歸つて來た。その頃父の良持はもう世を去つてゐたが、その遺領の事から叔父良兼と不和を生じた。爲に前の常陸大掾源護といふ者があつて、將門の伯父國香、良兼、良正の三人がいづれもその護の家と姻戚關係を結んでゐたが、將門は女の事から護の子の扶隆、繁の三人に對して遺恨を結び、お定りの私闘に訴へて終にこの三人を殺し、常陸の豪族平眞樹といふ者を一味として、兵を進めて伯父の國香をも攻殺し、下總、常陸の間に横行して暴威を振つた。國香の子貞盛はこの時京都にゐたが、父の訃を聞き官を棄て、歸國し、報復の機會を狙つて居た。良兼は初めはこの争ひを傍觀して居たが、妾腹の弟で良正といふ者が、護の女を娶つてゐる關係から、報復の軍を起し、却つて將門に敗られたのを見て、終に兵を出して良正、貞盛の二人に加勢した。併し將門は急に兵を出して、敵の大軍を下野の境に迎へ、奇襲を加へて大捷を得た。

將門の辯疏

これより先き、護の告訴によつて、將門の暴舉が京都へ聞えたので、承平六年九月朝廷からは護、將門、眞樹等に對して召喚の命が下つた。これを聞いた將門は、京都の様子はよく知つて居るので、急に上京して、當路に運動し、進んで檢非違使の調べ



平將門の畫像

を受け、一伍一什を隠さず申立てたので、朝廷でもその辯解を聞いて、結局私闘だといふことで罪を宥した。將門は承平七年の夏の初、言開きが立つて、大威張りで京都から歸つて來た。

これから後、將門はいよく、遠近に威を振り、恩を施して、多くの部下を集め、良兼、貞盛、護らと互に攻めたり攻められたりしてゐる間に、朝廷では雙方からの告訴を受けて、或は良兼らに對して追捕の命を下し、或は將門追捕の官符を下したけれども、近國の國司らは何れも、雙方の威を憚つて、手を下さうともしなかつた。この形勢を見て、將門は心中で愈々朝廷を侮り、一方には關東の豪族と結託して、勢力

勢望隆々

興世王

の根柢を固めて行つた。
是等の豪族のうち、武藏權守興世王といふ者があつた。この者はまだ國司の任命のない前から國司の職を行はうとして、足立郡の郡司の武藏武芝といふ者と衝突し、武藏ノ介源經基と共に武芝を攻めた。將門はこの事を聞いて、天慶二年兵を率ゐて武藏へ入り、雙方の間へ立つて和睦させた。それ以來興世王と將門とは深く相結托した。經基はこの様子を見て心中に不安を感じ、京都へ上つて將門と興世王が謀叛を企てるかと訴へたので、朝廷では驚いて、主人筋の攝政家から將門に向つて事の實否を糺させる。將門は常陸、下總、武藏、下野、上野五ヶ國の國司から證明を取つて、無實の由を辯明した。

藤原玄明

又常陸國の住人に藤原玄明といふ者があつた。廣大な土地を占有して、租税を納めないばかりか、國司の使が來て督促すれば、辱めて追ひ返すといふ亂暴者なので、時の國司藤原維幾は朝廷に奏して、終に追捕の命が下つた。玄明は妻子を携へて追捕を逃れ、下總國へ來て將門に縋つたので、將門は義侠心を出して玄明を庇護し、天慶二年十一月廿一日一千餘人の兵を引いて常陸に向ひ、維幾の子爲憲と戦つて常陸の國府を占領し、維幾を虜にし、國司の印鑑を奪ひ、府廳を燒拂つて下總へ歸つて來た。

新皇と號す

この時興世王も武藏國を逐はれて、將門に身を寄せて居たが、常陸から凱旋した將門を迎へて説いて言ふには、「一國を攻取つても、數國を攻取つても、罪を受けるのは同じことだとすれば、寧ろ關八州を占領して、天下の形勢を窺つたら、どうか？」と。將門は胸を拍つて答へた。「わしの考へもさうだ！」と。天慶二年十二月十一日數千の兵を引いて下野國へ入り、國府を占領して國司を逐ひ、進んで上野の國府に入り、先づ部下の賞を行ひ、弟將賴を下野守に、多治經明を上野守に、藤原玄茂を常陸介に、武藏權守興世王を上總介に、文屋好立を安房守に、平將文を相模守に、平將武を伊豆守に、平將爲を下總守に任じ、自ら新皇と號し、詔勅を發して、王城を下總國猿島郡石井郷南芋の地に定め、左右大臣以下文武百官を任命し、此の次第を記して、太政官に奏した後、武藏、相模の二國を巡檢して下總へ歸つた。

京師の驚愕

この時西國には藤原純友の亂があつて、その率ゐる海賊は、瀬戸内海を横行して、南海、山陽兩道の沿岸を荒らし、間牒を京都へ入れて、毎夜のやうに諸方へ火を放ち將門と純友と東西相應じて、京都に迫るといふ噂を流布させたので、朝廷では驚き騒いで、神社佛閣に勅使を立て、逆賊平定の祈禱を行ふと共に、藤原忠文を征東大將軍に任じ、藤原忠舒、小野維幹を東海、東山兩道の追捕使として、忠文に副へて東國

に發向させ、同時に將門追捕の官符を東海、東山の兩道に下し、賞を懸けて將門一類の討伐を獎勵した。

秀郷貞盛の將門討滅

是より先き將門の強敵であつた叔父良兼は病死したが、伯父國香の子貞盛は、京都在番中に父の殺された事を聞き、左馬允の官を棄て、急に常陸に歸り、將門を討つて父の仇を報じようと心を砕いたが、將門の勢ひの盛んなのを見て、暫く身を潛めて、時機を待つて居た。既に關八州を手に入れて、意氣揚々として下總に凱旋した將門は、貞盛や爲憲が常陸に隠れて居ると聞いて、急に大兵を引いて常陸へ進發したが、貞盛らの所在が分らなかつたので、安心して軍を班へし、一時諸國の兵を解放して、僅かに千人足らずの手兵を残して置いた。時に下野の押領使に藤原秀郷といふ者があつた。始め將門の兵を擧げた時に、秀郷は荷擔すると號して、將門の陣營へ行つた。その時將門は髪を結つて居たが、喜悅の餘り結びかけた髪を其のまゝにして、烏帽子を引冠つて對面した。秀郷は對話の間に熟々その輕卒な様子を見て、將門の人物の小さいに失望し、急に考を變へて貞盛と結んで、將門を斃す機會を待つて居たが、この時將門の兵力の少いを採知して、貞盛と共に四千餘人の兵を集めて將門征討の旗を擧げた。この警報を聞いた將門は、二月一日手兵を引いて下野に出陣したが、敗戦して下總へ逃

け歸り、兵を集める間もなく、十三日には秀郷、貞盛、爲憲等が兵を合せて下總に攻め入つた。將門は四百餘人の手勢を引いて島廣山の要害に據つて敵を惱ました。秀郷等は火を放つて、將門の館を焼いて進撃した。將門は甲冑を着け馬を乗廻はして奮戦したが、終に貞盛の矢に中つて馬から落ちた所を、秀郷が駈け寄つて其の首を揚げた。傳へられる、其の後將頼、玄茂、興世王を初め、將門の餘黨も、残らず誅戮されて、京都の朝廷を震動させたこの一大叛亂も、僅か八十日餘で平定した。

將門には何となく楚の項羽を聯想させる所がある。その個人的勇氣に於て、彼れは正しく同代の關東の諸豪を壓倒して居たであらうが、項羽と同じやうにかういふ叛亂を指導して、天下を取るだけの政治的手腕を缺いて居た。彼れが忽ちに關八州を風靡したにも拘らず、島廣山の一戦で脆くも首を授けたのはこれがためであつた。將門の叛亂は寧ろ突發的で、勢に制せられた趣があるが、それでも弟將平が其の成功を危ぶんで諫めた時に、彼れは傲然として、「苟くも關八州を領して、足柄、碓氷の二關を固めてしまへば、縱令どれ程の大軍が攻め寄せて來ても、恐れることはない」と答へたと傳へられる。大化から天慶まで三百年、此の間に關東の平野に蓄積された豪族の勢力は、將門によつて初めてその聲を揚げた。併し將門は時代の傾向を示すべきたゞ一

天慶亂の眞意

人の代表者に過ぎなかつた。當時關東の豪族が如何にその首領を求めて居たか、又これらの豪族が如何に自尊の氣に充ちて居たかといふことは、秀郷對將門の傳説が遺憾なく物語つて居るではないか？ 恐らく所在に蟄伏して居たらうと思はれる幾十の將門幾百の秀郷を想像せずには、將門のあの華々しい勃興をも、あの呆氣ない最期をも充分に諒解することは出来ないであらう。彼れをして名を成さしめたものも、これらの豪族であると共に、彼れを滅ぼしたのも、やはりこれらの豪族であつた。征東軍の諸將が悠悠海道を下つて、清見ヶ關で詩などを賦して居る間に、關東の事は、關東の豪族の力で片付けられてしまつた。征東軍の諸將は中途から引返し、秀郷は將門誅伐の首功として、從四位下に叙し、功田を賜はつた上に、後から又下野武藏兩國の國守に任ぜられ、貞盛は從五位に叙し、右馬助に任じ、經基は將門の叛亂を訴へた功によつて從五位下に叙し、大宰少貳に補任された。^(五) 叛亂の結果は、要するに關東の豪族をして、自己の力を自覺させ、愈、其の根據を堅めさせたに過ぎなかつた。秀郷の子孫は、關東では、足利、小山、結城の一族となり、陸奥では藤原氏となり、爲憲の子孫は駿河遠江、伊豆に住んで、工藤、狩野、伊東、河津、天野の諸族となつた。而して經基、貞盛の子孫が源平二氏となつて、天下を争つたのも偶然でない。

武門興隆の大運動

關東はもう久しく中央政府の勢力圏外に脱却して居た。そして此の事實が公然と天下に暴露されたのは、此の時からであつた。

天慶の亂は東國武士の勃興を豫告する一大烽火であつた。この亂によつて一たび覺醒された土豪の勢力は、一亂毎に加はつて行つて、終に頼朝の霸業によつて一段落を告げるまで、武士階級興隆の大運動は、二百五十年に亘つて徐々として進行を續けた。

天慶の亂から二十九年にして安和の變があつて、秀郷の子相模介藤原千晴、經基の子左馬助源満仲もこの陰謀に與つた。此の事件は、満仲が中途から裏切つて政府に密告したために、大事に到らずに済んだけれども、一時は一大疑獄として朝廷を騒がしたものであつた。

安和の變

平忠常の亂と源頼信

安和の變から五十九年にして、平忠常の亂が起つた。忠常は村岡五郎良文の孫で、上總介となり、上總、下總に勢力を振ひ、安房の國府を攻めて、國司を殺したので、朝廷では貞盛の嫡孫に當る檢非違使平直方に命じ、東海、東山兩道の兵を徵發して、忠常を征討させたが、忠常の武力が優勢で、直方の力ではどうすることも出來ずに空しく三年を経過した。朝廷では直方を召還し、更に甲斐守源頼信に命じて追討させる。頼信は關東の兵を率ゐて常陸に向はうとしてゐるうちに、忠常は頼信の威勢を聞いて戰

はぬ先に降参したので、捕虜として上京する途中に、忠常は美濃國で病死した。これより先き秀郷、貞盛は、將門征討の功を以て、相次いで鎮守府將軍に任ぜられ、其の一門は關東に蔓延して勢力を振つたが、この時頼信は功を以て美濃守に任ぜられ、且つ忠常の從兵を家臣とすることを許されたので、源氏は始めて東國に發展する機會を得たのである。

(一)(二)『今昔物語』卷二十五。

(三)(四)『將門記』。

(五)(六)『將門記』、『扶桑略記』第二十五。

(七)『將門記』、『扶桑略記』第二十五、『日本紀略』後篇二。

(八)『將門記』、『扶桑略記』第二十五。

(九)『扶桑略記』第二十五。

(一〇)『扶桑略記』第二十八。

第三節 奥羽の變亂

忠常の亂から二十年にして陸奥の亂が起つた。是より先き源頼信の子頼義は父に従つて忠常を討ち、其の功を以て一條院の判官代となつたが、後相模守に任ぜられ、阪

源頼義

安倍頼時

東に平氏の棟梁であつた上野守平直方の女を納れて、阪東に於ける平氏の勢力を掌中に收め、父子二代の威名を負つて悉く關東の諸豪を服従させた。時に陸奥の俘囚の長に安倍頼時といふ者があつた。祖父忠頼の時に東夷の酋長となつて以來、その一族は伊澤、和賀、江刺、稗貫、志波、岩手の六郡に盤踞して勢を振ひ、頼時の世となつては、父祖三代の富強を擁して、六郡の郡司となり、衣川の柵を本據として、其の勢力、西は白河の關から、東は外が濱に及び、東西の行程各十餘日、衣川の上流に據つて衣ヶ關を置き、遙かに北上川の平野を瞰下して、三十里の間櫻樹を植ゑ列ね、圓川次郎貞任、鳥海三郎宗任、黒澤尻、五郎正任、白鳥八郎行任以下多くの男子を郡内各所の柵に置き、又其の女子の一人を互理權太夫藤原經清に嫁し、他の一人は伊具十郎平永衡に嫁し、一族の勢力を恃んで、國司の命令をも用ひず、租税をも納めなかつた。永承五年陸奥守藤原登任朝廷に奏し、秋田城介平繁成と力を協せて頼時を討つたが、却つて官軍は散々に敗北した。其處で朝廷は當時國司の任期が満ちて、相模から上京して居た頼義を陸奥守兼鎮守府將軍に任じ、東國の兵を率ゐて頼時を征伐させることになつた。これが世に謂ふ前九年の役の發端である。

奥羽の土豪

當時奥羽の地は、次第に開拓されて、内地から送つた移民の數も年々に増殖したに

は相違ないが、まだ、奥の方には蝦夷人の部落が澤山にあつたであらう。是等の夷族はもう大分日本人と同化して、内地人の言語、風俗を川ひてゐたであらうし、中には雑婚の結果、殆んど内地人と區別のつかない程になつたものもあつたらう。さういふ夷族の間には又所在に勢力のある土豪があつて、多数の部落を従へて、廣大な土地を占有してゐたことは、前に述べた東國の状態などから推しても想像される。又奥羽の地は日本全國の半ばに當ると謂はれる程の廣漠たる曠野を占めて、古來名馬の産地として知られ、又其の沙金は、奈良朝以來朝廷の財源となつてゐた程で、富源開拓の餘地は、まだ中々多かつた。特に中央政府の威力の到底充分に行互る筈のない斯ういふ地方で、多くの雄強な部民を率ゐる、土地の富を占有した土豪が、中央政府の衰頽に乗じて廣大な勢力を蓄へるやうになることは想像し難い事ではない。頼時の亂は實に斯ういふ土豪の勢力が、最初に政治上に現れたものであつた。

頼義は永承六年其の子義家、義綱らを従へて陸奥に赴任したが、頼義の威名は夷族の間にも響いて居たので、此の時丁度大赦があつたのを機會として、頼時は降参を申込み、頼義の任期中は何事もなく治まつて行つた。そのうちに愈、國司の任が終つたので、頼義は膽澤の鎮守府へ入り、數十日の間逗留して部内を巡視して多賀の國府へ

〔前九年の役

安倍貞任

人種的忿怨

還つて來た。此の間頼時は厚く國守を欵待して、駿馬や黄金を獻じ、部下の士卒にもそれぞれに物を給與して、禮を盡したが、歸路一行が阿久利河の邊へ宿つた時、安倍貞任が私怨を報いるために、隨行の陸奥權守、藤原説貞の子光貞元貞の營を襲つたのが動機となつて、頼時は再び叛旗を翻へすことになつた。

頼時の再度の叛亂の裏面には、單純な勢力問題以外に抜くべからざる人種的忿怨の情が纏はつて居た。傳説によると、貞任は初め説貞の女に婚を求めたが、賤族だといふ理由で拒絶されたのを遺恨に思つて、此の夜襲を企てたのである。奥州の土豪が如何に富強を極め、其の領内では王侯の驕奢を盡しても京都の貴族から夷族として賤められ、或は匈奴の無道に比べられて殆んど齒牙にかけられなかつたことは、ずつと後の藤原氏の時代になつてもさうであつた。斯ういふ待遇が氣概のある夷族をして、反抗的態度を取らしめるのは自然の勢ひである。殊に其の富と勢力とが加はれば加はるほど、地位や待遇を進めようといふ熱心が増加して行く道理で、彼等は有らゆる手段を盡して其の家門を飾らうとした。安倍といひ、清原といひ、何等かの縁故を辿つて、貴種の姓を冒すと同時に、或は其の富を散じて、京都の生活を奥羽の山間に移さうとし、^(三)或は京都下りの貴族と婚を通じて、家格を高めようとしたが、斯ういふ努力の底

には、人種的壓迫を憤るの念が、絶えず流れて居たに相違ない。貞任の事件は丁度此の急所に觸れたものであつた。頼義が其の部下に對する貞任の無禮を責めて、頼時に向つて其の引渡しを求めた時、彼等の胸の底に動いて居た人種的反感は火のやうに燃え上つた。頼時は一族郎等を集めて言つた。「父子の情として、貞任を見殺しには出来ない。此の上は關を閉ぢて戦ふ外はない。運がなくば命を棄てるまでだ。」一同は感憤して答へた。「一塊の泥を取つて衣川ノ關を封じたら、もう指でも差させるものか！」彼は終に衣川ノ關を堅めて、頼義の攻め寄せるを待つて居た。

頼義はそこで阪東の精兵を招いて、衣川を攻めたが、目的を達しないで一時多賀の國府へ引上げ、此の趣を朝廷へ奏聞した。此の時朝廷では頼義の任期が満ちたので、新たに國司を補任した所であつたが、叛亂が再發したと聞いて、急に模様替になり、更に頼義に陸奥守鎮守府將軍を重任させて、頼時を征伐させることになつた。これから九年の間頼義父子は、陸奥に留つて叛亂の鎮定に心を砕いた。其の間頼義は一たび奥地の夷族の酋長安倍富忠を招いて身方につけ、その力によつて、圖らず頼時を討取つたが、其の子貞任は、其の後も勢を振つて、官軍は屢々敵の奇襲に悩まされた。中にも天喜五年十一月、頼義が部下の精兵千八百餘人を率ゐて、黃海柵を攻めた時には

黃海の苦戦

賊軍の横行

弟 清原光頼兄

貞任は北海名物の風雪に乗じて逆襲し、官軍殆んど全滅して、頼義は主従七騎となり、義家の奮戦によつて、纔かに身を以て免れることが出来た。

朝廷では幾度か諸國に命を下して、兵糧や兵士を徵發して、陸奥に送りせよとしたが、其の命令は一向に行はれず、其の上陸奥國の住民は、兵役を厭つて、他國に移住する者が多いといふ有様で、官軍は兵力の補給もつかなければ、兵糧も足らず、貞任が、兵を衣川ノ關の南に出して、公然人民から租税を取立てるのを知りながらもどうすることも出来なかつた。

こんな状態で流石の頼義も再び大舉して貞任を討伐する機會がなく、数年の間は國府を離れることが出来なかつた。勿論其の間には多少の小競合はあつたであらう。又朝廷に向つては、絶えず兵糧や援兵を請求したであらう。併し朝廷の制令が天下に行はれず、到底官兵の力で敵を討つことが出来ないとすれば、何とか他に方法を講じなければならぬ。頼義の麾下には、言ふまでもなく、關東の精兵があつた。併しそれだけでは優勢な夷族に向つて勝目のないことは、黃海の戦で分つて居る。彼れはこれを中堅にすると同時に、一方では私財を散じて多く浮浪の民を招き、又他の一方では夷族の酋長を懐柔して、其の力を借りようといふ策を樹てた。そして夷族の酋長の中

で頼義が第一に目星をつけたのは、出羽の山北の俘囚の長清原真人光頼、武則の兄弟であつた。頼義がこの数年の間、瘦せる程の心配をして、頭髮までも白くなつたと傳へられるのを見ても、邊境にある武將の苦心が察せられるではないか？ 更に又康平五年の春、頼義の再任の期が満ちて、朝廷では高階經重を陸奥の國司に任じ、けれども、經重が國府へ入つて見ると、人民はみな前の國司の命令を奉じて、國司の交替を喜ぶ氣色がないので、匆々に引上げて歸京したといふやうな事實に徴しても、當時の陸奥の住民が頼義の威武に服して、只將軍あるを知つて、朝廷あるを知らなかつた有様が窺はれる。思ふに頼義の心中では、此の敵を滅ぼすまでは、生きて再び陸奥の地を去るまいと決心したのであらう。

斯ういふ苦心經營のうちに國司の任期は二度経過した。併し終に其の永い永い苦心の酬いられる時が來た。康平五年七月武則は頼義の勸誘に應じ、壹萬餘人の援兵を率ゐて出羽を立つたといふ報知があつたので、頼義は麾下の兵三千を率ゐて、武則を栗原郡營が岡に迎へ、八月十六日大舉して北征の途に上つた。この時から官軍は、疾風の木の葉を吹き捲くる勢ひで、十七日には小松柵を陥れ、九日五日には貞任の大军を撃破して長瀨衣川、關に迫り、七日衣川、關を破り、十一日烏海、柵を抜き、十五日終に

叛亂の鎮定

貞任の本據尉川、柵に迫つた。二日の防戦の後、城破れて貞任は終に其の首を授け、宗任・家任以下の一族も續いて官軍に降服した。將軍頼義の武威を以てして、赴任以來十二年の間、どうしても屈服するとの出来なかつた安倍一家の勢力を、斯うして一ヶ月の間に根柢から覆へすことの出来たのは、全く清原武則の率ゐた備兵の力であつたと謂はねばならぬ。其昔し羅馬帝國の武威が衰へた時、ゲルマンの傭兵が、羅馬人のために其の同族の入寇を禦いだのと同じやうな形勢が、もう此の時から現れて居る。翌年朝廷が此の役の戦功を論じて、頼義を正四位下伊豫守に、義家を従五位下出羽守に、義綱を従五位下左衛門尉とすると同時に、頼義の奏請に従つて、清原武則を従五位下鎮守府將軍とし、頼時に代つて奥六郡を領せしめたのも、決して過分の恩賞ではなかつた。

清原氏の内

陸奥の亂が鎮まつてから、二十年経つと出羽の亂が起つた。前回の亂に、頼義は五十七歳で陸奥守となつて赴任してから、六十八歳まで、十二年の辛酸を積み、清原武則の兵力を借りて、辛うじて頼時父子を滅ぼしたけれども、其の結果は清原氏を以て安倍氏に易へたばかりであつた。此の時から出羽の夷族清原氏は、一族を率ゐて陸奥に移り、安倍氏の遺領に據つて、三代の間、富強を積み、奥羽兩國に跨つて勢力を振

つた。武則の子を武貞、武貞の子を眞衡といつたが、眞衡には事實子がなかつたので海道、小太郎成衡を養子とし、源頼義の落胤と稱せられる常陸の多氣權守宗基の孫女を成衡の妻に迎へた。此の嫁入の祝儀の事から端なく一族の中に内訌が起つて、出羽國の豪族吉彦秀武が先づ叛旗を翻へし、眞衡の弟清衡、家衡を説いて身方につけた。秀武は眞衡の祖父武衡の甥で、武則の女を妻とし、貞任征伐の折には武則に従つて一軍の將となつた一族中の長老であつた。又清衡は互理權太夫經清の遺子で、母は安倍頼時の女であつた。經清が厨川、柵で貞任と共に殺された時、清衡は母の懷に抱かれて城を落ちたが、武貞の部下に捕へられて母は武貞の妻となつたので、清衡も武貞の子として養育された。其の後清衡の母は家衡を生んだのだから、家衡は清衡には異父弟に當り眞衡には異母弟に當るのである。清衡、家衡の兄弟は母と共に互理氏の居城であつた江刺郡豊田、館にゐたが、此の時秀武と謀を通じて眞衡を挾撃した。これは白河天皇の永保二年の事であつたが、其の翌三年の秋、源、義家は陸奥、守となつて赴任し、眞衡を助けて其の一家の争に干渉するやうになつた。これが世に謂ふ後三年の役の發端であつた。

程なく眞衡が死んで、清衡、家衡は一時義家の命に従つたが、今度は兄弟の間に争が

源義家



金澤柵址

起つて、清衡は義家の加勢を頼んだので、家衡は出羽に奔り、沼の柵に立籠つた。この時義家は遊獵に托して國內を巡視し、國境を越えて出羽へ入らうとしたが、家衡が峠道を堅めて待伏せをして居ると聞いて、途中から引返した。すると家衡の叔父の武衡がこの噂を聞いて急に陸奥を出て、家衡の勢に加はり、義家程の名將を敵として、兎も角も追返したといはれるのは、家門の譽れである。此の上は力を協せて義家に反抗しようと言ふので、沼の柵を棄て、仙北郡金澤の柵に移り、一族家人を糾合し、戦備を整へて官軍の攻寄せるのを待つてゐた。戦争は三年に互つて官軍はいつも敵に悩まされる上に、朝廷では私闘と認めて、追討

の官符を下さないで、義家は自家の私兵を募つて、敵に向ふ外はなかつた。義家の弟新羅三郎義光が、官を棄てて奥州へ馳せ下つたのは此の時の事であつた。關東の兵は敵の逆襲よりも寧ろ糧食の缺乏と北國の冬に苦められて、圍みを解いて歸るのが常であつた。併し寛治元年十一月になつて終に金澤の柵を落して、家衡、武衡の首を取つたのは、矢張成衡、清衡、秀武などの土豪の力による所が多かつたのは言ふまでもない。成衡は此の戰爭中に討死したので、叛亂の平定後、義家は清衡に眞衡の舊領を與へて、奥六郡の主とし、陸奥の押領使に任じた。清衡は父互理權太夫經清が藤原秀郷の後裔に當るので、父の名跡を繼いで藤原氏を名乗り、程なく居城を岩井郡平泉に移し、其の後泰衡の時に頼朝に滅ぼされるまで四世百餘年の間、陸奥、出羽兩國を管領し、中央の兵亂に乗じて、隱然獨立國の勢を形作るやうになつた。

こんな有様で、家衡、武衡の亂は、義家の私兵によつて辛うじて鎮壓することが出来たけれども、その結果は前の役と同じやうに、清原一家の勢力を挫いて、藤原氏に易へたといふまでの事であつた。然かも眞衡の遺領を襲つた清衡は、一方では清原一家の養子であると共に、母によつて安倍氏の血統を傳へて居る。此の點から見て、藤原氏は、安倍氏よりも、清原氏よりも、更に有力に奥羽兩國の土豪を結束するに充分な

藤原清衡

廷議功を録せず

資格を備へてゐた。義家がたびたび陸奥を去ると同時に、奥羽の實權が再び此の有力な土豪の手に落ちて行つたのも當然の事と言はねばならぬ。

此の時義家は朝廷に奏して、「家衡、武衡の罪は、貞任、宗任にも優るとも劣ることはない、幸ひに私兵を以て平けるとが出来た上は、速に追討の官符を給はつて、凱旋したい」と願ひ、家衡、武衡以下の首を持つて陸奥の國府を出發した。けれども朝廷では何處までも私闘と見なして居るので、若し奏請に従つて官符を下すとすれば、戰爭に従事した將士の恩賞を行はなければならぬ、私闘に對して恩賞を與へる譯には行かないといふので、終に官符を下さないといふことになつた。義家は途中まで來て此の決定を聞いたので、首を路傍に棄て、上京した。

こんな事で義家在任中の苦心も、結局政府からは何の酬いられる所もなく、部下の戦功に對しては、私財を散じて恩賞を行ふ外はなかつたであらう。そしてこんな事情が、愈、この戦役に従つた東國の武士と義家との從屬關係を密接にして、頼信以來東國に扶植した源氏の勢力の根柢を一層深からしめたに相違ない。後三年の役から數年を経た寛治五年に、領地の問題から事が起つて、義家、義綱兄弟の間に戰爭が始まりさうな形勢になつた時、朝廷では宣旨を五畿七道に下して、前、陸奥守義家の從兵の京都

源氏と東國の武士

に入ること禁ずると同時に、諸國の百姓が、土地を義家に獻じて、其の庇護を請ふことを禁じて居るのを見て、民衆に對する義家の勢力が、當時の朝廷に恐れを抱かされるまでになつた有様が窺はれる。この後源氏には一族の間に内訌が續いたのと院政の下に壓迫されたのとで、其の勢力は餘程衰へたとはいふもの、それでも尙ほ義家の嫡孫爲義が陸奥守を所望した時には頼義、義家の先例を憚つて許さなかつたといひ、爲義の子の義朝は、源氏の嫡流として海道十五箇國を管領したと言はれる程、東國に勢力を占めて居た。

(一)『東鑑』、『陸奥話記』

(二)『陸奥話記』

(三)頼義が厨川ノ櫓を圍んだ時、綾羅を着け、金翠を粧つた數十人の美女が櫓の上に現れて歌を唱つた(陸奥強記)といひ、又藤原氏になつては、三代の間平泉に多くの宏壯な寺院を營み、費用を惜まずして天下の佛師に托して多くの佛像を造り、内部の裝飾には金銀を鑲め、或は清水寺の觀音を像り、或は宇治の平等院に摸すると共に、四方の鎮守には、東方に日吉白山の兩社、南方に祇園の社、王子の社、西方に北野天神、金峰山、北方に今熊野の社、稻荷の社を建て、それらに京都の本社に摸した(東鑑)と傳へられる。

(四)『陸奥話記』

(一〇)『奥州後三年記』上。

(一一)『中右記』、『百練抄』第五。

(一二)『奥州後三年記』下。

(一三)『百練抄』第五。

(一四)『保元物語』卷二。

(一五)『東鑑』

第二章 班田から莊園へ

第一節 民衆生活の不安

斯うして天下の大勢は刻々に武士階級の勃興に向つて動いてゐた間に、京都は尙ほ主權の所在地として、長い間の情力を以て人心を支配してゐたけれども、基經以來、皇室は殆んど藤原氏の一門となり、彼らはその慣用手段として、自家の女を天皇に進めては、その所生の皇子を天皇とし、外戚の關係を利用して、政權を握ると同時に、その權力を維持するためには、家格を定めて、人材登用の門を塞ぎ、極力他族を排斥して、藤原氏以外の者は、假令皇族であつても朝廷の樞要な地位には立たせないやうにした。さういふ他族排斥の策略も、安和の變で、左大臣源高明を失脚させた以後は、最早用ふべき競争者がなくなつたので、今度は更に一族の間で權力の爭奪が行はれるやうになつた。かうして兼通と兼家の軋轢、道隆と道兼の不和、伊周と道長の暗闘などを經て、終に道長の丕盛時代を現出し、その女を四人の天皇と一人の皇太子に納れ後一條、後朱雀、後冷泉三代の外祖となり、一代の榮華を極めた有様は、「この世をばわ

治者階級の
豪奢

が世とぞ思ふ」と詠じたあの有名な歌によつて想像することが出来る。この間に天皇はすつかり藤原氏の家の物となり、奸んで幼沖の天皇を立て、年上の女を後宮に納れて、内部から主上を補佐させる手段を取つた。道隆の女定子は十四歳で入内したが、その時一條天皇はまだ十一歳の幼童であつた。その後道長は長女彰子を一條天皇に納れて、後一條、後朱雀の二帝を生ませた。後一條帝は、九歳で位に即いたが、十一歳の時、道長は天皇よりも九歳年上の第三女威子を納れて皇后とし、又後朱雀帝には、まだ皇太子の頃に、同じく年上の第四女嬉子を納れて、後冷泉天皇を擧げさせた。そればかりでなく、幼沖な天皇は屢、姉のやうな中宮の邸で生長したので、藤原氏の邸は一時皇居となつたことも珍しくない。こんな事情の下に、藤原氏の子弟と後宮との關係は、愈々密接となり、『源氏物語』などに見えるやうに、宮中はさながら近代の妓樓にも似た局の集りとなり、櫻かざして日を暮らす大宮人が、夜毎にぞめき廻る歡樂の場となつた。

かういふ淫風の吹き荒む所に何の政治があらう？ 政治の實權は攝政家又は關白家の政所に移り、朝廷はたゞ故實と先例を守つて、恒例又は臨時の儀式を行ふ式場か歌舞音樂の遊興場か、さもなくば歌合せ、繪合せ、貝合せ、香合せ、艶書合せ若くは蹴

政治と無開
の朝廷

藤氏の莊園

鞠の遊戯に現を抜かす一の俱樂部たるに過ぎなかつた。

併し藤原氏の政權が、單に皇室を一家とただけで持續されるものではない。彼ら
がその一門の榮華を續け、同時にその姻親たる皇室の威嚴を保たせて行くためには、相
當の苦心を費さずには得られなかつた。彼らは一方では諸國の國司に私恩を施して、
到る所に自家の大莊園を立てると同時に、一方では當時次第に頭を擡げか、つて來た
武門武士の階級を懐柔して、自家の爪牙とすることを忘れなかつた。かうして或る時
期の間は、所謂土地兵馬の權を、間接にその一門の手の中に握つて、天下に號令すると
が出来たのである。藤原氏の榮華が、道長に至つて、その絶頂に達したといふのは、取
りも直さず、この傳統政略がその效果の絶頂に達したことを意味するのであつた。道
長の時になつて、藤原氏の莊園から上つて來る収入は、遙かに皇室の富を超えたと傳へ
られてゐる。又長和元年の大火で、道長の京極の第が焼けた時には、諸國の國司が任
國の政務をも打棄て、遙々と京都まで火事見舞に來た、そして競つて再建の負擔を
申出で、銘々に寢殿の一間を引受けたといひ、その後あの驕奢を極めた法成寺の建立
の折にも、同じく國司一人に一間の費用を分擔させ、公事を措いても、この造營を急
ぐやうにといふ布令を出したので、國司らは朝廷に納めるものは後廻しにして、先づ

この建築に用ゐる材木や、楡皮や、瓦などを續々と送つて來て、一年と經たぬうちに
有名な大伽藍が竣功したと傳へられる。それから道長の子頼通の時には、太宰大貳平
季基が、日向島津庄を開いて頼通に寄進した。これが後に發達して、日、隅、薩の三
國に跨る未曾有の大莊園となつたものである。

一方に又藤原氏の腹心となつて、その勢力の發展を助けたものは、源氏一門の武力
であつた。源氏と藤原氏との關係は、六孫王經基から始まつてゐる。平將門の叛心を
初めて京都へ密告した者は經基で、亂後功を以て從五位下太宰少貳となつた。その子
滿仲に至つて藤原氏との關係は愈々密接となり、安和の疑獄に際して、その主要な一役
を演じた者は、當時左馬助であつた源滿仲であつた。この疑獄の發端は、滿仲が橘繁
延、藤原千晴らと共に、爲平親王を奉じて義兵を擧げようといふ陰謀に加擔したと號し
て、右大臣師平に自首して出たことであつた。そしてその結果は、藤原氏のために、
政敵たる左大臣源高明を失脚させると同時に、自分の競争者たる藤原千晴を退けて、
秀郷一門の勢力を中央の政局から一掃することになつた。しかもこの疑獄がその實師
平と滿仲との間で仕組まれた狂言であつたことは、『大鏡』その他の記事によつて推測
される。この時から藤原氏と源氏との間には、切つても切れぬ因縁が結ばれた。

藤氏と源氏

満仲は攝津、越前、美濃、信濃、陸奥、常陸などの國司に選任し、攝津國多田郡に廣大な莊園を開いて根據地としたので、多田、満仲と呼ばれ、その子孫を多田源氏といつた。多田、庄は今の伊丹の北方にあつて、六瀬谷、東谷などを包括した廣大な地域で、満仲が攝津の國司として在任中、この地を開拓し、又その一部には鑛山を開いて沙金の採收に従事した。多田源氏の富源は主としてこの莊園の收入にあつたものらしい。兎に角多田源氏の一門が、藤原氏の保護の下に驚くべき富裕を致したことは、關白兼家の二條京極の第の落成の賀に、満仲の子頼光が、大臣以下の賓客に預つたための引出物として、鞍や鎧に金銀を鏤めた乗馬三十四匹を獻上し、その後道長が京極の第を造營した時には、屏風二十帖、几帳二十基、夏冬の装束を始め、精巧な家具一切を獻じて、道長を驕ばしたといふ逸話によつても、窺ふことが出来る。

満仲には頼光、頼親、頼信の三子があつて、それら、藤原氏の家臣となつた。初め頼光は關白兼家に仕へ、頼信は兼家の子道兼に仕へた。道兼が父の意を受けて、花山天皇を唆かして出家させた時、見え隠れに後をつけて、道筋を警護し、萬一の變を警戒した者は源氏の武士であつた。兼家の死後道兼が兄の關白道隆と權勢を争つて不和になつた時、頼信はその主のために道隆を殺さうといふ決心を兄の頼光に洩らして、止

められたこともあつた。その後道長の全盛時代になると、相率ゐて道長の門に走つてその御用を勤めた中にも、頼親は「殺人の名人」とまで銘を打たれて重用されてゐた。

かういふ忠勤の賞として、源氏の一族が、いよく藤原氏に寵用されたことは言ふまでもない。頼信は多田源氏の嫡流から分れて、別に河内を根據地として諸國の國司に歴任したが、平忠常の叛亂を鎮定して、一たび東國に威名を揮つてからは、子頼義孫義家と三代の間、絶えず東國に勢力を扶植した結果、終にはその宗家を歴して、武門の棟梁と仰がれ、天下の武士をして争つて源氏の家人と稱せしむる程の勢ひとなつた。多くの武士が單に地方の一豪族として終始した間に、多田源氏の一流が獨り武門の棟梁となり、入つては皇家の警固に任じ、出でては征討の將軍に任せられる特權を賦與されたるは、全く藤原氏の政權に接近した結果だといはねばならぬ。同時に他の一面に於て、藤原氏に對する主従關係がいつまでも附きまつて、頼義が前後十二年の辛苦の結果として償はれた恩賞は、正四位下伊豫守として、わづかに昇殿を許されたに過ぎなかつたが、それをも過分なことのやうに考へて、藤原氏の子弟の下に甘んじて膝を屈してゐなければならなかつた。

こんな風に藤原氏の庇の下に入つた者は、假令位階は低くても、富と勢力とを占め

る便宜があつたけれども、その以外の廷臣や下級の官吏になると随分糊口に窮するやうなものも少くはなかつた。『宇治拾遺』にある利仁將軍の糞菘粥の物語や、『今昔物語』に出た越前守爲盛と六衛府の官人の物語などを見ても分るやうに、五位の官人でも糞菘粥が充分に噉れなかつた者があるし、遙任の國守が糞米を納めないために、衛府の官人に扶持米の渡らないことも、珍しくはなかつた。帝都の中央でさへ、強盜が横行して、家財でも子供でも、手當り次第に攫つて行く、相當の身分のある人ですら、白晝追剽に會つて、赤裸にされたといふやうな噂が絶えない程の物騒な世の中だから、政府や權門の保護を受けない民衆の生活上の不安は殆んど言語に絶してゐた。さういふ今日あつて明日の知れない生活を送つてゐた民衆の心が、たゞ／＼目前の快樂と愚昧な迷信に支配されてゐたのに不思議はない。

猿樂田樂の流行

猿樂及び田樂の流行は、その著しい徴候の一つであつた。猿樂は滑稽な又は野卑な演技や物まねを演じて、劣等な看客の趣味に迎合したものに過ぎなかつたが、田樂となると、更に一種の狂熱を伴つて、歡樂に憧れた上下の人心を魅惑した。堀河天皇の頃になると、田樂だといつては貴族も、平民も、侍も、坊主も、衛府の官人も、男も、女も一緒になつて、赤裸形になつて腰に紅い布を巻くものもあれば、亂髮に田植笠を

かぶつて百姓のやうな風をするものもあり、鼓を鳴らし、笛を吹き、踊り狂つて、往來を練り歩いた。その有様はまるで狐にでも憑かれたもの、やうで、熱狂の餘り、途中で喧嘩を始めて、死人を出すやうなことも珍らしくはなかつた。さういふことが晝夜の別もなく繰り返されて、或ひは祇園に、或ひは石清水に、その他、洛中洛外の神社佛閣を目ざして練つて行く。誰れか一人、神佛の夢想があつたと言ひ出すものがあると、忽ち幾百千とも知れない群衆が集つて来て、行列に加はるのであつた。それがまた後にはだん／＼と贅澤になつて、富貴なものは、衣裳や持物に意匠を凝らして、人の目を惹かうとするやうになり、これがために、身代を費ひ果すものもあるといふほどになつた。

淫祀邪教の崇拜

かういふ狂的な歡樂を追ふ心は、また種々な淫祠邪教に額く心であつた。陰陽道や佛敎から來た色々な迷信は、古くから上下一般に行はれてゐたが、その外にまた一層卑俗な信仰が行はれた。北斗星を拜すれば、福が得られるといつて、夜陰に男女を集めたこともあれば、岐神又は御靈と稱へて、街の角々に木を刻んで、男女一對の神體を作り、香華を供へて祀つたこともあり、又辻々に寶倉を造り、鳥居を建て、福德神とか、長福神とか、白朱社とかいふ額を打ち、多數の男女が集まつて、神前で酒を飲む

ことも流行した。(七)

鎌倉時代前篇

かういふ不安と迷信との結果は、人間の胸に宿るべき美しい、自然の人情を銷磨し盡して、當代の社會では、一般に病者や老衰者を不淨として、その穢れに觸れることを避けるために戸外に運び出して棄てる習慣があつた。壯健な時には目をかけて使つた召使などでも、一旦煩ひついて、もう治らないと見ると、物置の中などへ轉がして置く、烈しいのになると野原へ運んで行つて、藪の中などへ棄て、來るので、病人は病氣で死なないまでも、飢



病者の路傍遺棄

餓のために死んでしまふ。あの有名な信濃の姨捨山の古事を引くまでもなく、京の中でも羅城門などの樓上には澤山の死骸が遺棄されてゐた。するとそこへ忍び寄つて死骸の髪を抜いて、鬘に賣らうとする鬼のやうな老婆があれば、更に死人の衣を剥いで

行く盜賊もある。又待賢門では、一人の狂女が現れて、その邊に棄てられた死骸を獵つて、その肉を喰つたが、中にはまだ死にきらずにゐて、生きながら喰はれた者もあつたといふほどの有様である。政府では屢、布令を出して、病人を棄てることを禁じたけれども、一片の禁令位で、中々止みさうにもしない。

かうして棄てられた病人の死骸が、到る所に轉がつてゐるばかりでなく、假令親兄弟でも、一旦病死すれば、大抵は河原とか野原とかへ持つて行つて棄てる、それも多くは棺などには納めない、砂でも掘つて埋めて上へ、河原の石でも積み上げたのは上の部で大抵はそのまゝ、轉がして置いて、犬や鴉の腹を肥やすのが普通であつた。流行病でもあつた年などには、遠方へ棄てに行くだけの手数も取れないので、澤山の死體が往來に轉がつてゐた。仁明天皇の承和九年に、左右京職に命じて、鴨河原に轉がつてゐる鬮骸を集めて焼かせたことがあるが、この時方附けた數ばかりでも五千五百あつたと傳へられてゐる。

中央政府の所在地であり、日本文化の中心である京都の民衆生活が、こんな不安な状態の下に置かれてゐるとすれば、ましてこの文化の中心から遠ざかつた地方の民情が、どれ程粗野な蒙昧な状態にあつたかは略、推察される。大化の革新は天下の土地

人民を、各地に割據した豪族の手から奪つて、王室の主権の下に集めたけれども、この革新と共に採用した隋唐の文化は、僅かに帝都の四方數里の間を露ほしたばかりで、大多數の民衆は、依然として大化以前の狀態を繼續して、自然な、無自覺な生活を送つてゐた。あの理想的な班田の制度も、かういふ無自覺な民衆に取つて何等の共鳴をも感ずる筈がない。其うちに本來民情の自然から出たのでない翻譯的制度は、内部から自然に崩壞して、公田の側らにより多くの私田が開かれて行くと共に、國司は政府に納める租税の受負人として、たゞ／＼自己の富を作るために就職するものとなり、無智の民衆は、唯國司や郡司の私慾を充たす道具と見なされるやうになつた。

藤原元命

かういふ地方政治の紊亂を具體的に示した最も極端な例は、有名な尾張國の解文である。この解文は一條天皇の永祚年間に、尾張國の郡司や百姓が、時の國司藤原元命の不法を訴へたもので、種々な名目の下に、人民から財物を徵集して、それを近江國にある別宅に運ばせたり、息子の頼方を始め澤山の家來を官邸へ置いて、人民から酒を出させては、一日に五六斗も飲んだり、又國分寺の修理に備へてある國府の公金を着服して國分寺の修理をもしない、といつたやうな罪狀三十一ヶ條を擧げてある。元命はこの告訴によつて兎に角尾張の國司を免職されたけれども、別に處分を受けた風

病死者の委棄

圖は備前實源寺の所藏に係り、近年世に知られた『銀鬼變紙畫卷』の一部で、平安時代末期の一名作と美術史家の斷じたものである。此一葉の畫面に現れてゐる平安時代の民衆生活の不安は、どんな物語りにもましてそれを語るのに驚愕であり、雄辯である。病者の委棄、死者の委棄が平氣で行はれて、京都の市中は勿論、河原や野原には死骸がころ／＼と轉がつてゐた。犬や鴉はそれを噛み、それを啄んだ。畫中の鐵鬼に象徴せられる同時代の普通民衆の生活者は、多くは貴族の奢侈の生活から産まれたのであつた。

もなく、その後も京都に住んで、相當の官職に任用されて居た。つまり政府へ納める租税さへ滞らさなかつたら、國司が人民から誅求するのは、當然の事と認められてゐたのである。是等は國司の悪政の最も極端な例として、今に傳はつてゐるのだが、併し私慾を營むといふ點から言つて、國司、郡司の大多數は、何れもこの元命の仲間であつた。

かうして人民保護の任に當るべき地方官が、却つて人民を虐けて、私慾を圖る機關となり、多數民衆は、全く政府の保護によつて、生活の安定を保つことが出来なかつた。その中でも當時の民衆を苦めたものは、上代の奴隸制度の遺習として、人民に課した勞役の制であつた。大寶令では、農民は租庸調の外に、一年六十日以内の雜徭に従はねばならぬ規定になつてゐた。この勞役は本來官田の耕作とか、道路や堤防の修理とか、公けの土木工事とか、傳馬てんばとかいふ各地方の公事のために、國司、郡司に委任して、民に課せしめた勞働であつたが、その後横暴な國司、郡司は、この規定を悪用して、勝手に農民を徵發しては、私田を開墾したり、無用な土木を起したりする風があつたので、孝謙天皇の時には、この勞役の日數を三十日以内に制限し、その後も政府では屢々法令を出して、百姓の勞役を軽くするやうに圖つたけれども、一たび發し

浮浪人の波

た弊害は、一片の法令位で容易に防ぐことは出来なかつた。かういふ虐政の結果として、地方の人民が疲弊したのは、決して新しいことではなかつた。疲弊した民衆は、往々政府から給與された口分田を沽つて、他郷に出奔し、或は課役を脱れるために、殊更出家して僧籍に入る。かうして天下の公田は、次第に豪族の手に併せられたり、或は空しく荒廢したりして、戸籍の上で、政府に租税を拂ふべき公民の数は、年々に減少して行く一方で、浮浪人と僧侶の数が、著しく増加して行つた。三善清行があつた有名な封事の中で、この時弊を極言して、天下の人民の三分の二は僧侶だと言つたのは、誇張した言ひ方ではあるが、併しあの封事を讀むと、延喜、天曆の治と併稱された清行の時代に、地方政治は既に紊亂の極に達してゐた有様が窺はれる。清行が引いた備中國遷磨郷の實例などは、最もよくこの事實をかたつてゐるものであつた。そこには皇極天皇の時代に、朝鮮へ兵を送る必要から、この郷の兵士を徵集したとき、精兵二萬人を出したので、遷磨といふ名がついたといふ傳説がある位に繁榮した所だが、その後天平神護年中に調べた時には、課丁が千九百餘人となり、貞觀年中には、更に減じて七十餘人となり、寛平五年清行が備中、介となつて赴任した頃には、老丁二人、正丁四人、中男三人あるばかりであつた。それが延喜十

戦亂と農民

一年には、最早一人の課丁もなくなつてしまつた。大化の革新から二百五十年ばかりのうちにもうこれ位の變化があつた。しかもこの一郷の例で類推することが出来るとしたら、まことに清行のいふ通り、國家の滅亡は目前に迫つてゐると言はなくてはならぬ。

地方農民の生活が疲憊して行く傾向は、この頃から年々に酷しくなつたが、その中でも天慶の亂後、東國には戦亂が絶えないので、一亂毎にその地方の農民が流亡して行つたことは著しい事實であつた。平忠常の亂では、上總國の農民は直接にその影響を蒙つて四方に逃亡し、戦亂以前に二萬二千九百八十餘町を數へた田地が、戦後三年の間に十八町餘に減じたと傳へられてゐる。

實際大化革新の精神が遵守されて、班田の制が忠實に行はれたのは、最初の二百年ばかりで、延喜の頃には、もうそれが頼れかけて來た。一切人民の私有地を國家に沒收して、更にそれを均分して、人民に給與しようとした班田の制は、その急激な改革のうちに存在した不自然のために、改革の精神の薄らぐと共に、内部から壞れか、つて、貞觀の頃には、もう大化以前の私有制度が、到る所に復活されて來た。貞觀から延喜にかけての數十年は、丁度班田の時代から莊園の時代に移る分水嶺であつた。こ

女ばかりの戸籍

の前後から戸籍の改訂も形式的となり、班田の收授も規定通りには行はれないやうになつたために、一方では死んだり、逃亡したりした者の口分田が、寺院や豪族の手に兼併されると同時に、一方では多数の民衆が、當然給與される筈の口分田を受けることが出来ない上に、一年六十日の勞役は必ず課せられるといふやうな不合理な事態が生じて來た。その結果として、餘儀なく身を沽つて他人の奴隸となる者も出來た。浮浪人や僧侶の数は愈々多くなつた。そして戸籍の上には、往々男といふものがなく、殆んど女ばかりが残るやうになつた。

かうして一旦戸籍を脱した浮浪民は、最初は負擔の軽い所軽い所と選んで、畿内へ流れ込んだり、陸奥や出羽の新殖民地へ流れて行つたりして、盲目的に浮動してゐたが、終にその最後の避難所を貴族や土豪や寺院の經營する莊園の中に發見し、同時にその力によつて一層莊園の發達を促進することになつた。

こんな風にして、武士階級の勃興を促した同一の時勢は、民衆生活の上からも、新時代の打開を促してゐた。

- (一)『榮華物語』、『小右記』
- (二)『古事談』

亡民最後の
避難所

- (三)『御堂關白記』
- (四)『宇治拾遺物語』卷一。
- (五)『今昔物語』卷二十八。
- (六)『洛陽田樂記』
- (七)『百練抄』第五。
- (八)『今昔物語』卷三十。
- (九)『今昔物語』卷二十九。
- (一〇)『政事要略』

第二節 土地私有制度復活

平安朝政治
の暗流

平安朝の政治の根柢には、一つの暗流が潜んでゐた。それは大化革新の精神たる土地國有の理想に對して、大化以前の土地私有制度の復活を希望する精神であつた。

大化の革新では、從來全國の豪族の私有に歸してゐた天下の土地人民を悉く政府の手に收めて、公田、公民とし、班田の制を定めて、全國の土地を人民の間に均分した。この變化は、確かに政治上、社會上の一大革命で、從來各部族の酋長が、その部民に對して專制の權を揮つてゐたいはゆる氏族制度の社會は、こゝに一變して、皇室の主權の下に統一された中央集權の社會を現出した。天下の土地は悉く國有となり、人民

大化革新の
趣旨

はすべて皇室の有となり、従来の豪族は朝廷の官吏として、一定俸給を受けることとなつた。かうして従来氏族の下に隷屬してゐた部曲の民は、その半奴隸の状態から解放されて、皇室治下の自由民となり、獨立の戸籍も作られ、一定の土地を配給され、それに對する一定の租税を納れて、朝廷に奉仕するものになつたのである。

この革命は、外部に於ては、支那大陸に於ける隋唐の文化と、その勃興の餘波を受けて起つた朝鮮半島の動搖に刺戟されて、治者階級の間には、國家的統一の必要が痛切に感じられるやうになつて來たこと、内部に於ては、國內の豪族が、だん／＼と跋扈して、天下の土地人民を兼併し、皇室をも凌ぐほどの勢になり、又社會的には、人口の増殖と共に貧富の懸隔の甚だしくなつたことなどが、主もな動機となつて起つたもので、主としてこの革命を指導したのには、あの文化主義の既戸、皇子（聖德太子）と蘇我氏誅戮の首動者中、大兄皇子（天智天皇）とであつた。この革命の進行中、當時の閥族中には進歩保守兩派を生じ、保守主義の物部、中臣二氏が先づ倒れ、一時は蘇我氏の天下となつたが、中、大兄皇子の英斷によつて、終に閥族の勢力を朝廷から一掃し、大多數國家の權力を確立することが出來た。かういふ點から見ると、大化の革新は、丁度明治の維新と同じやうに、對外的には、新文化政策の採用であると共に、對内的に

文化政策と
社會政策社會主義的
國家

は、一種の社會政策の實施でもあつた。

この革命以前に於ける閥族の強盛と、富の分配の不平均とは、孝德天皇の大化元年の詔勅のうちに「臣、連、伴造、國造等、各己が民を置きて情を恣にして驅使し、又國縣の山海、林野、池田を割きて、以て己が財となし、爭戰して已まず、或者は數萬項の田を兼併し、或者は全く針を容すの少地なし」とあるのを見ても分る通りで、大化革新の政治は、一方に豪族の兼併を抑へて、中央集權の國家を立てると同時に、一方には大多數の民衆を半奴隸の境遇から解放し、班田の制を設けて、富の分配を平均することに全力を注いだ趣が認められる。そしてこの二つは實に聖德太子の憲法十七條のうちに含まれた根本の精神であつた。即ち「國に二君なく、民に兩主なし、率土の兆民は、王を以て主となす、任ずる所の官司は、皆これ王臣、何ぞ敢て公と與に、百姓に賦歛せん」といひ、「夫れ事は獨り斷すべからず、必ず衆と共に宜しく論ずべし」ともある一種の民本主義の理想は、大化の新政によつて實現され、爰に一の社會主義的の國家が打建てられたのである。

中、大兄皇子によつて斷行された大化革新の理想は、着々實現されて、大化元年から五十六年を経過した大寶元年には、大寶制が制定され、全國の戸籍も略ぼ完備して、

民衆の文化
程度

西南は大隅、薩摩の邊隅を除き、東北は蝦夷の境を除けば、全國に亘つて、班田の制が實行され、租税の收入によつて支持される鞏固な政府が組織された。かうして内外に對する國策が確立され、國家の進路が明白に指示されて以來、王朝政治家の雄健な氣魄と熱心な指導の下に、國家的統一の事業は、着々として歩を進めて行つたけれども、一方に於て當時の民衆文化の程度を考へると、革新の事業は、大陸の文化に心酔した一部の新人が、空想裡に描いたユートピアの、一朝にして實現されたもので、あの立派な律令や、雄大な建築物、彫刻物と同じやうに、當時の一般文化からは遙かに懸け隔たつた翻譯的制度であつた。

當時はまだ奴隸制度の行はれてゐた社會で、奴隸は家畜や物品と同じやうに、一の財産と見られ、賣買をも許されてゐた。人民はまだ貨幣を用ゐることを知らず、大抵は物々交換で、時には米や布を以て貨幣の代用をしたぐらゐなことで、奈良朝になつてから、朝廷ではしきりに錢の通用を奨励し、一時は錢を蓄へた者には、位を授けるといふ法令さへ出たくらゐであつた。農具としてもまだ木の鎌や木の鋤が用ゐられてゐた時代で、鐵製の農具はまだ一般に普及するまでにはならなかつた。大多數の民衆は、かういふ素朴な生活を送つて、何等の自覺もなく、當然のことのやうに豪族の下

物々交換

に奉仕してゐた社會に、忽然として大化の新法が施行されて、多數の良民は、半奴隸の狀態から解放された。

新制の實行
難

けれどもこの改革も社會組織を根本から改めることは出來ず、大寶令も明かに賤民の階級を認めて公田、公民主義の原則の下に、奴隸の所有と使役とを許さない譯にはゆかなかつた。そればかりでなく、朝廷の官吏に俸給として下された功田、賜田、職田、位田、又神社や寺院へ附けられた封戸、神田、寺田などは、一轉すれば従前の私領に後戻りする可能性を有つてゐた。もとくゝ民情の必然の要求よりも遙かに行き過ぎた模倣的制度のことであれば、改革の熱意が當局者の精神は燃えてゐた間こそ、萬難を排して猛進することも出來たけれども、創設の事業が一段落を告げて、一たび緊張した改革の精神が、次第に弛んで來ると共に、かういふ矛盾が元になつて、制度の運用がだん／＼と困難になり、そこに色々な破綻が現れて來たのも不思議はない。

第一の困難は、班田の實施上の困難であつた。大寶令の規定では、班田は六年目に一度づゝ行はれることになつてゐるが、それが規定通りに行はれたと想像されるのは、ほんの最初の間だけで、戸籍の改正や、その他の調査に意外な手数がかゝつたりなんぞして、中々規定通りには行はれなかつたらしい。そんなことからして、大寶元年か

班田收授の
實際

ら百年を経過した桓武天皇の延暦二十年には、十二年目に班田をすることに改正されたが、それでもまだ規定通りには行はれず、十九年目に行はれたこともあれば、五十年間も行はれなかつたこともあり、又地方によつては、三十年に一回、四十年に一回行はれたところもあると云ふ有様で百二三十年を経過したが、天慶の亂前後からは、もうばつたりと止まつて、何等の記録をも遺さないやうになつた。

人口と土地

かうして班田が規定通りに行はれなかつたのは、又一つには田地の不足からも來てゐる。人口の増殖につれて、配給すべき田地がだん／＼と足りなくなつて行くといふことが、この制度の運用上の第二の困難であつた。從來開墾された田地には、一定の限りがあるけれども、人口の増殖には殆んど限りがない。單に内地人の間で年々繁殖するばかりでなく、當時恰も朝鮮半島が動搖に際して、大陸から歸化して來る民衆も少からぬ數に上つたことを考へれば、それらの民衆に配給する田地が、次第に缺乏して來るといふことは、見易い道理である。

三世一身の法

そこで當局者は、この困難を救はうとして、或は寺田、功田、位田などを取上げて、人民に配給して見たり、又土地の状況によつて、或は班田の反別を増減したり、或は女子に給與する口分田を減じて見たり、奴婢には口分田を與へないこととして見たり、

色々な手段を講ずる一方では、土地そのものを増加する手段として、しきりに開墾を奨励した。元來大寶令では墾田の制があつて、官廳の許可を得て荒蕪地を開墾したも
のには、一定の時期の間所有を許すけれども、その期限を経過すると、引上げて公田
に加へるといふ定めになつてゐたが、元正天皇の養老六年には、國司、郡司に命じて
その部門の百姓に十日の勞力を課して、土地を開墾させ、又人民に對しては、荒野を
開墾して、雜穀三千石以上の收穫を増加した者には、勳六等を授け、一千石以上の者
には、終身課役を免除するといふ特典を與へて、開墾を奨励したが、その翌年には更
に一步を進めて新たに用水路を造つて、開墾をした者には、多少に拘らず、三世に傳
へさせ、又在來の用水路から水を引いて開墾をした者には、その身一代の間所有させ
るといふ法令を出した。これが三世一身の法と呼ばれて、土地公有制度の崩壞する端
緒になつたものである。

永年莫取の令

千丈の堤も蟻の穴から崩れるといふ譬喩の通り、班田制度の缺陷に對する種々の彌
縫策は、結局土地國有の原則の下に、一種の私有制度を認めたものであつた。つまり
目前に迫つて來た國民の人口問題、食糧問題に對する政策としては、どうしてもかう
するより外はなかつたのである。けれども當時の政治家をして、この政策を採用させ

土地私有の
復活と豪族

るやうにした時勢の傾向は、行くところまで行かないでは己まない。三世一身の法令が出してから、二十一年を経て、聖武天皇の天平十五年には、更に進んで、一たび開墾した土地は永久に私有させるからといふ法令を出して、^三荒蕪地の開墾を奨励してゐるのを見て、當時の政治家が、如何に食糧問題に苦んでゐたかが想像される。

かうして大化の革新から僅かに百年ばかりで、土地均分の問題は、事實上破壊されてしまつた。一方にはまだ班田の制度が不完全ながらも行はれてゐる間に、他の一方では大化以前の土地私有制度が、明かに復活されて、人民の私有地が、到る所に現れることになつた。しかもこの新しい奨励法の恩恵を蒙るものは、無智無力な一般の民衆ではなくて、寧ろ権力と資本とを充分に有つてゐた貴族や富豪の階級であつた。勿論當局者もこの點には、最初から多少の注意をして、開墾を許す地積に制限を置いた。例へば一品の親王及び一位の朝臣は、五百町以内、二品の親王及び二位の朝臣は四百町以内、それから次第に降つて、五位の朝臣は百町以内、六位以下八位以上は五十町以内、初位以下庶民までは十町以内の地積を限つて開墾を許すが、その土地を受けてから三年経つても開墾に着手しない場合には、取下けて他人に交附するといふやうな規定になつてゐた。又國內にはその管轄内の土地の開墾を許可する権限を與へてゐる

ばかりでなく、在任中は自分でも自由に開墾することを許されてゐた。併し任期が盡きると同時に、その開墾地を公田に編入する規定であつた。こんな取締りの規定は設けられてあつたが、併し私有制度の復活といふ大洪水の前には、そんな堤防が畢竟何の役に立たない。資力の豊かな者や権力を握つた者は、廣大な地積を占有し、人民を使役して、どしどし私墾田を開いたので、食糧問題は、これで大分緩和される傾向になつたであらうが、一方に大化革新の精神であつた土地國有の原則は、全く破壊されて、天下の土地は、再び豪族の占領に委される形勢を現出した。

この趨勢を見た當局者は、俄に狼狽して、一時は開墾禁止の法令まで出して見たけれども、元より天下の大勢は一片の法規で支へられる筈はない。その禁令もぢきに解かれて、大勢はいよいよ土地私有の方向に趨つて行つた。

この私有制度復活の大勢の中で、特に都合のいい地位を占めてゐたものは、朝野の信仰の的となつてゐた大寺院であつた。奈良時代は佛教全盛の時代である。一天萬乗の君主が、佛像の前に跪伏して、「三寶の奴」とまで身を遜した時代である。當時朝廷や権臣の尊崇の厚い大寺院が、莫大な封戸と寺田とを寄進され、多数の奴隸を使役して、非常な勢力を占めてゐたのに不思議はない。聖武天皇は全國に國分寺を建て、

寺院の領地

寺毎に封戸五十戸、水田十町を附け、尼寺にも水田十町を附けたが、その後僧寺には水田九十町、尼寺にも四十町を増加した。地方の寺院でさへかうであつたとすれば、その前後に帝都の附近に建てられた諸大寺の勢力が、どれ程盛大であつたか、想像されるであらう。當寺法隆寺には奴婢の數合せて五百三十三人あつたといひ、天平勝寶二年聖武天皇が東大寺に幸した時には、食封五千戸と奴婢二百口を寄進し、同四年更に一千戸の封戸を加へたと傳へられてゐる。封戸といふのは、その家から出るだけの租税をそつくり與へられることであるから、六千戸の食封といへば、數萬の私民を領有することになるのである。かういふ朝廷からの寄進のある上に、貴族や富豪らが、争つて田地を寄附したので、寺領の高は年々に加はつて行くばかりであつた。かういふ大資本を擁した寺院は、その封戸や寺田からの収入と、奴隸の勞力を用ひて、大規模な開墾事業を起したり、或は人民の開墾した田地を買収したりして、いよくその領地を擴けて行つた。

寺院の經濟的勢力

そこで最初のうちは、或は人民が墾田を寺院に賣ることを禁じて見たり、或は寺院の墾田に制限を加へて見たりしたけれども、當時の寺院の勢力からいつても、到底そんな法令の行はるべき筈はなく、大規模な開墾事業が、寺院の力で着々遂行され、次

御料地の設定

第に人民の開墾地をもそのうちに包括して行つた。かうして平安朝の盛時になると、東大寺の寺田が一萬町歩に上つたといはれる程の勢を現出して、寺院は國家の力をもつても、どうすることも出来ないほどの經濟上の一大勢力を築き上げたのである。かういふ土地私有制度復興の大勢に促がされて、土地占有に力を注いだものは、右に舉げた中央の貴族や、地方の豪族や、大小の寺院ばかりでなく、王室自身がまた廣大な御料地を設定して、或は王室の費用に宛てたり、或は神社や寺院に寄附したり、或は皇族や女官に賜はつたりした。これを勅旨田とか、勅旨開田とかいつて、未墾のまま、で下賜して、自由に開墾させるのであつたか、平安朝の初には、もうその弊害が生じて、畿内の勅旨田の開発者が公田の水を引いて行つたり、開墾した後には、そつと古田とすりかへたり、どうかすると横着な貴族が、勅旨の名を假りて、私田を開墾する者もあるといふ有様になつた。

この王室御料地の設定は、土地私有の傾向を抑壓するに力を用ゐた桓武天皇の頃から盛んになつて、その後數代の間にいよく勢を加へ、淳和天皇の天長年間に定められたものばかりでも、武藏國に二百二十町、攝津國に九百八町、下野國に四百町などといふ廣大な地域が、王室御料に編入された。

天長の一例

かういふ風潮の中で、官吏の俸給として授けられた功田、賜田、職田、位田などが、神田や寺領と同じやうに、大化以前の田莊たきやうに後戻りして、いつともなく世襲の領地になつて行つたのに不思議はない。それらは無論最初から租税を免除された私領ではなかつたけれど、或は法制の弛みにつけ込んで、租税をも納めなければ、期限が來ても朝廷に返納せず、ずる／＼に私領になつてしまつたのもあらうし、又或は寺院の勢力を利用して、表面は寺院に寄進した形に繕ひ、それによつて寺田と同様に租税をも免れると共に、永久に占有したのもあつたらう。

こんな風にして自然に變化して行つた貴族や寺院の私領は、開墾によつて作られた私有地や、勅旨によつて設定された御料地などと一括されて、古來の習慣に従つて、「庄」とか「庄園」とか呼ばれるやうになつた。さういふ庄園の多くは、單に田地ばかりでなく、その周圍の廣大な山林や原野までも包括して、そこから生ずる産物は、悉く所有主の手に占有するのであつた。それらの收穫物を貯へるためには、庄家を建て、庄司を置いてそれを管理させた。これらの庄園の持主は、國司の管轄から離れて、その地域内の農民を奴隸のやうに使役し、そしてその土地の利を獨占してゐた。

かうして奈良七朝の間に徐々として發達した寺院、貴族、乃至王室私領の庄園は平

安奠都の時代になると、もう諸國に蔓延して政治上の一大弊害を醸すやうになつた。その弊害の第一は、諸國の小地主が寄進とか賣買とかいふ名目で田地を寺院や權門へ獻じてその庄園に移すことである。かうして寺院や貴族らの庄園は、いよ／＼膨脹すると共に、人民は國司の課役を脱れて、實際には、より安全にその田地の利得を占めることが出来る。第二は國司の誅求に苦められて、故郷を出走した浮浪の徒を庄園の中に吸収して、天下の公民の數を減少して作つたことである。

平安遷都を斷行した桓武天皇は、先づこの弊害を看破し、様々な勅令を發して宿弊の刷新に鋭意した。或は寺院の領地が年々に膨脹して行く趨勢を見て、此勢ひで行つたら、いまに畿内地方は、みんな寺領になつてしまふであらう、といつて寺院が人民の土地を併呑するのを禁じたり、或は諸國司が、廣大な土地を獨占し、勝手に人民を使役して、開墾事業を起すことを禁じたり、或は貴族の庄園に流れ込んだ浮浪人を調べて、その調庸を追徴させたりした。けれども、一片の禁令ぐらゐでは、到底時代の大勢を挽回することは出来なかつたものと見えて、平安朝の盛時を通じて、莊園處分の問題は、歴朝の政治家が頭を悩ました一大懸案であつた。しかも何人もこの懸案に向つて根本的解決を下すことを躊躇してゐる間に、天下の大勢は、有らゆる障害物を押

流し、新しい時代の地層を到る所に形作りつゝ、洪水のやうに、日本全国の隅から隅まで氾濫して行つた。そしてその改革の熱意に満ちた後三條天皇が、最後にこの難問に指を觸れた時分には、この新しい地盤の上に、新しい武士階級の基礎が、立派に築き上げられてゐた。

(一)『續日本紀』卷九。

(二)『續日本記』卷十五。

(三)『日本後紀』卷十四。

(四)『類聚國史』。

(五)『續日本紀』卷三十七、卷三十八、『類聚三代格』卷八。

第三章 院政の開始

第一節 延久の改革

天下の富と

天慶の亂によつて、新興の勢力が、時代の戸を叩いてから、もう百年経つた。此間に天下の大勢は、アルプスの斜面を流れ下る氷河のやうに、じり／＼と進んで來た。藤原氏が、この世をばわが世と心得て、榮華の夢に耽つてゐた間に、天下の富と力とは、新興の武士階級の手に移りつゝ、あつた。

人心の惰力

けれども新興の階級が、實際政局の主人公となるまでには、まだ／＼色々な訓練を経なくてはならなかつた。そして人心の惰力が、尙ほ暫く王朝政治の形骸を擁護してゐる間に、政権は一步一步實力の所有者に向つて推移して行つた。

關白頼通の
退隱

かういふ氣運の變動が、第一に中央の政界に持來した革新は、攝關政治の倒壊であつた。元來年少の天子を擁立して外戚の權力を揮はうといふのが、藤原氏の皇室に對する傳統的政策であつた。この政策は、良房以後約二百年の間、藤原一門の權勢を維持して來たが、それも道長の黃金時代を絶頂として、新時代の暗流の前にその道を譲らね

萎えたる手
腕

ばならなくなつた。道長が死んでから僅かに二十五年、關白頼通が反對を唱へたにもか、はらず、百五十年以來の慣例を破つて、藤原氏と關係のない尊仁親王が皇太子に立てられた時に、春日の神威はもう一點の曇りが出来た。「假令正統の太子でも、藤原氏の出でない方には、この劔を差上げる譯にはいかない」といつて、醍醐天皇以來東宮の護^{まも}刀^りとして差上げる例になつてゐた壺切の劔を^{たてまつ}上^らなかつた頼通の心中では、外戚の地位は、もう政治上に利用すべき一つの條件ではなくて、それなしには何事をもなし得ないもの、やうに思はれたに相違ない。その時から二十幾年の關白職の間に彼れほどの位、後冷泉天皇の中宮たるその女寛子の腹に、皇子の誕生のあるやうにと祈つたことであらう。それもとうとう水の泡となつて、後冷泉天皇に世を譲るべき皇子がないと極つた時、頼通は失望の餘り、關白職を弟の教通に譲つて宇治に退隱した。併しこの二十幾年の間には、藤原氏得意の陰謀を企てる機會はいくらもあつたらう。或時などは御所の中へ逃げ込んだ罪人の逮捕に向つた檢非違使の姿を見て、さては皇太子の上にか何か變事でも起つたのに相違ない」といつて、人々が大騒ぎをしたといふ逸話の残つてゐるのを見ても、東宮側の人々が平生どんなにびく／＼してゐたかが想像される。けれども榮華の中に育つた頼通には、最早その祖先のやつて來たやうに自

後三條の登
極

己の手腕によつて自己の運命を開拓する程の氣力を持たなかつた。

こんな事情の下に、宇多天皇の後十一代百七十年を隔て、珍らしくも藤原氏の血縁のない親王が皇位に登つた。しかも儲位にあること二十三年、即位の時には、もう三十五歳で、充分に世間の事情にも通じ、且つ學問の上でも、専門の博士に劣らないほどの文才があるといつて、その學問の師大江匡房に嘆賞させたほどであつた。そればかりでなく、新帝は從來の諸帝と違つて、雄偉な體格と剛健な氣象との持主であつたことは、世々の天皇が即位の式に冠ることになつてゐる應神天皇の冠が、この天皇の頭にびつたりと合つたといつて、よく御自慢になつたといふ逸話や、即位の始め石清水の八幡に行幸のあつた折、見物人の車に金銀の飾のあるのを見て、それを剥ぎ取らせて、人民の奢侈を警めたといふ逸話に残つてゐる。これが平安朝の政治に一轉回の機を作つて、所謂院政の基礎を立てた後三條天皇であつた。

平安朝政治の一大暗礁は、莊園の問題であつた。莊園の發達は中央政府に於ける土地國有主義の破綻であると同時に、地方に於ける民衆生活の脅威でもあつた。さればこの問題が、桓武天皇の平安奠都の初年に、早くもその端を發して以來、歷朝の政治家中で、多少でも經世の眼孔を有つたものならば、この問題に指を觸れない譯にはゆ

對莊園策

かなかつた。降つて宇多、醍醐の朝になると、平安遷都からもう百年を經過して、中央の紀綱はゆるみ、地方の政治は紊亂して、重税のために人民の離散する者がいよいよ多くなつた。資産のない農民は、國司の苛政をのがれるために、浮浪人となつて莊園に流れ込み、自分の土地を有つた者は、田や屋敷を中央政府の要路に立つてゐる貴族に寄附するとか、賣渡すとかいふ體にして、その貴族の莊園に變じ、自分ではその莊司となつて、國司の課役を免れる工夫をする。かうして全國の土地は、勢力のある貴族や富豪の莊園に編入されて行く一方で、政府に租税を納める人民の数は年々に減じて行くといふ有様であつた。莊園禁止の令が頻繁に出るやうになつたのは、この頃からであつた。

中にも醍醐天皇の延喜二年の勅令には、寺院や貴族の莊園ばかりでなく、皇室の御料として廣大な土地を設定するをも、今後は一切停止するといふ意を宣言してある。この禁令はその他の各方面の改革と共に政治上に一見識を具へてゐたと思はれる。年少氣鋭の政治家藤原時平の風手を想はしめるものには相違ないが、併しそれが果してどれ程までに實行されたかは疑問である。恐らくそれは紙上の空事として終つたであらうと思はれる理由は、それが莊園問題に何等の解決をも與へないばかりか、班田の制

延喜の停止令

が全く廢れて、天下の莊園のいよゝ盛んになつたのは、却つてこの時分からであつたからである。

藤氏と莊園

それから百五十年の間に、莊園は急速の勢ひで増加した。後冷泉天皇の時には、伊賀國などはその三分の二が貴族や寺院の莊園になつてしまつて、東大寺の莊園では、國司が境界を檢查させるためにつかはした使に矢を射かけて、その鞍や馬を奪つて追返したといふやうなことがあつた。この間に、莊園停止の勅令は繰返し々々發布され、中には正直にその命令を實行しようとした國司もあつたが、それも大抵は莊園所有者の掣肘を受けて、目的を達しない場合が多かつた。そしてこの間に政權の所有者たる藤原氏一門は、何れも大莊園の所有者になつてゐた。

その一代の施設から推察して、經濟上に卓抜な見識を具へてゐたと思はれる後三條天皇が、その親政の第一着手に於て、莊園の問題に目を注いだのに、決して不思議はない。今となつては、莊園は最早既成の事實である。この事實は、或る程度までは延喜の勅令によつて認められてゐる。只残つてゐるのは政策の問題である。天下莊園に對して、如何なる處置を執つたらいい、かの問題である。

明敏な天皇の眼中には、此時恐らくは、藤原氏の勢力の根柢が、その所有する莫大

記録所の開設

な莊園の富と天下の莊園を左右する権力とにあるを見落さなかつたであらう。藤原氏の權勢を抑へる爲には、何よりも先きに此莊園の支配權を奪はなくてはならぬといふのが、天皇の最初からの決心であつた。そこで即位の翌年先づ勅令を發して、後冷泉天皇の寛徳二年に發布されを禁令を勵行し、寛徳二年以後に立てられた莊園は、一切これを停止し、又その以前のもので、證書の不慥なものや、國司の行政上の障害になるやうなものは、斷然禁止するといふことを布告したが、その十月には大政官のうち、に記録莊園券契所を置き、官制を定めて、莊園の所有者から提出した證書を審査せるとにした。これが歴史上有名な記録所で、その吏僚には多數の人材を集め、天皇も親しく出御して、莊園の整理に全力を注いだのである。

實績何如

御三條天皇の莊園整理が、どの位まで成績を挙げたかといふことに就いては、歴史家の間にも種々の意見のある點であるが、現存する貧弱な史料(五)によつて推定した所でも、延喜の時とは違つて、決して單なる紙上の禁令ではなく、かなり手廣く、莊園の文書を提出させて、その由來にまで遡つて、嚴密な調査を行はれたものらしい。歷朝の尊信の厚い石清水八幡宮の莊園にまで手入をしたことや、又前關白賴通に向つて文書の提出を催促した事實などによつて證明される。

賴通との交渉

勿論後三條天皇が如何に英邁たといつても、今となつては、此一大暗礁をさうやすやすと越えられようとは思はれない。記録所の前途には色々な障害が横はつてゐた。その中でも差當つての難關は、藤原氏の莊園でなくてはならぬ。關白賴通の在職は前後五十三年に互つてゐるので、その間に藤原氏の莊園は、愈々膨脹して、殆んど日本全國にも行き渡るといふほどで、諸國の國司などでも、蔭では色々な愚痴を並べてゐた。それが天皇の耳にも入らない筈はない。第一に期待されるのは賴通との衝突であらう。天皇が勅使を宇治に遣はして、莊園の文書を提出するやうにと通じた時に、賴通の答へるには、「臣が君の御後見を致してをりました五十餘年の間に、領地を持つた者で自分の後だのみにしたといふやうな考から、臣のところへ寄附したいと申入れるものは澤山ありました。臣はたゞさうかといつたばかりで、今日まで經過して参りました。そんな譯で文書なぞの有らう筈はありません。臣の領地となつてをりますものうちで御不審と思召される分は御用捨なくお取上げになつても苦しいございませぬ」と、きつぱりと言ひきつたので、天皇も少し當が外れて、篤とお考になつた上で、改めて前大相國の所領に限つて、文書を取寄せるに及ばないといふ宣旨を下したといふ傳説(六)を見ても、又その後賴通が宇治平等院を建てて、その附近に多くの寺領を設けた時にも、

天皇は官吏を派遣して寺領の検査を行はせた。するとこの報を聞いた前關白家では、平等院の前へわざと錦の幕を張つて、官吏を待受けてゐたので、派遣された官吏も、關白家の威勢に打たれて、すごく引返したといふ話を考へ合せて見ても、記録所の事業が、到底理想的には行はれなかつたことは明かである。

後三條天皇の短い治世は、要するに藤原氏との抗争を以て始終した。關白教通が氏寺の興福寺へ南圓堂を建てかけてゐる間に大和の國司の任期が来た。その以前天皇は國司の重任が、地方制度の上に色々な弊害の源をなしてゐるを察して、どんな事情があつても、國司の重任は許さないといふ規定を設けてゐた。併し教通はその氏寺のため、曲けて國司の重任を願つた。その願ひが再三に及んで、天皇は終に腹を立て、「攝政の無理を通したのは、外戚の時代のことぢや、乃公（公）などは何とも思つてはゐない」と髯をふるつて仰せられた。教通は、そのまゝ座を立つて、御前を退きながら、一座の公卿を見渡して「藤原氏の人々はみんな立つがよい、春日大明神の御威光も今日で盡きた」と大聲に言つたので、藤原氏の公卿は一人残らず退出した。この時は流石の天皇も我を折つて、急に關白を始め藤原氏の公卿を呼返させ、改めて教通の願ひを許した。併しこんな事が度重（たびかさ）なつて行くうちに、藤原氏は次第に天皇の精力に壓迫されて、

伴食の關白

萎縮して行つた。頼通は宇治へ引籠つたまゝ、政治の事には全く關係せず、教通は關白として朝に列してゐるけれども、それも本當の伴食で、萬事は天皇の意見で決定された。

藤氏の打撃

かうして天下の莊園の支配權は、國司任免の權と共に、全く藤原氏の私門を離れて朝廷に移り、藤原氏はこの後再び往昔の權勢を恢復する機會がないやうになつた。後に天皇が頼通の子師實に向つて、その養女を東宮の妃に納れるやうにと命ぜられた時、頼通はうれしさの餘り落涙したといふ逸話を見ても、藤原氏が精神的にどれ程の打撃を蒙つてゐたかが想像されるではないか。それにも拘らず、天皇の計報が宇治に達した時、頼通は丁度膳に向つてゐたが、箸を措いて、嘆息して、「あゝ、得難い明君であつたが、早く逝かれたのは返す／＼も國家の不幸だ」といつて惜（な）んだといふ話しも傳へられてゐる。かういふいろ／＼な逸話を綜合して考へて見ると、天皇の政治的材幹は、確かに藤原氏の咽を抑へて、思ひのまゝに引廻して行けたらうと思はれる。

王權の恢復

通例、後三條天皇の改革は、莊園の整理に失敗して王權の恢復に成功したと評せられてゐる。記録所の設置は、天下の莊園の支配權を藤原氏の手から奪ふ結果にはなつたけれども、これによつて莊園増加の潮流を沮止する事が出来なかつたばかりでなく、

皇室御料の莊園が、急速の勢を以て増加したのは、この朝からのことであつた。

(一)『續古事談』。

(二)『續古事談』。

(四)『扶桑略記』第二十九、延久元年、二月七日戊辰。被_レ定_二絹兩數_一。正別三兩二分云々。『百練抄』第五、延久四年、八月十日。定_二沽價法_一。『扶桑略記』第二十九、延久四年、九月廿九日。斗升法可_レ據_二用長保例_一之由下知。『愚管抄』卷四、コノ後三條院ノ位ノ御時、延久ノ宣旨升_ト云物沙汰アリテ、今マテソレサ本ニシテ用ヒラル、升ニテ御沙汰アリテ、升サシテマイリタレバ、清涼殿ノ庭ニテスナゴチ入_テタメサレケル云々。『古事談』第一、延久善政ニハ先器物ヲ被_レ作_ケリ、資仲卿藏人頭ニテ奉_ニ行_一之云云、升ヲ召寄テ、取廻々々御覽シテ、簾ヲ折寸法ナドサ、セ給_ケリ、(中略)斛器ハ方櫃ヲ差テ、石ヲ括_テサゲテオモシニテ跨木ニ懸_テ、於_二穀倉院_一國々米ヲ被_レ納_ケリ云々。

(五)『石清水八幡田中文書』の延久四年九月五日太政官牒。『八坂神社文書』の延久二年二月二十日太政官符。『愚管抄』卷四。

(六)『愚管抄』卷四。

(七)『古事談』。

(八)『續古事談』。

(九)『古事談』。

後三條の讓位

第二節 白河天皇の獨裁政治

後三條天皇は在位五年の後、延久四年十二月位を二十歳の皇太子に讓つた。これが白河天皇である。併し後三條天皇の讓位は、決して政治に倦きたためでもなければ、その改革の志を棄てた譯でもなかつた。天皇は豫てから、歴代の天皇が讓位には、幼帝を攝政の臣に任せて、自分では政治に關係しない、これは誠に悪い習慣である、政權が臣下の手に移るのは、こんな所から始まるのだから、どうしてもこの弊風を矯めなくてはならない、といふ考があつた。それには自分から新例を作つて見せなくてはならぬといふので、故らに位を讓つて上皇となつたのである。また一つには、かうして責任の軽い地位に立つて、思ふまゝの政治をやつて見たいといふやうな考も有つてゐたらしい。けれども不幸にして、讓位後僅かに五ヶ月で崩じたので、その理想は終に實現されなかつたが、この後、白河天皇がその志を繼いで院中政治を實行する事になつた。白河天皇は父後三條天皇の氣象をうけて進取の氣に富んでゐた上に、もう藤原氏の掣肘を受けるやうなこともなかつたので、何事も思ふがまゝに文字通りの專制政治を行つた。そして在位十四年の後、堀河天皇に位を讓つて、鳥羽離宮に移り、程なく崩

白河法皇

髪して法皇と號したけれども、それは決して政治の局面から退いたのではなく、寧ろ先帝の遺志を繼いで、院政の理想を實現するためであつた。そこで上皇は御所のうちへ院廳を開いて、從來の通り政治を取つた。

院廳の組織は、攝關家の政所まんきやうの組織を手本にしたもので、その院司には藤原氏の政所の家司と同じやうに、格式にかかはらず學識才幹のある人物を採用し、又藤原氏の侍所に倣ひ、北面の武士を置いて、院中の警備をさせた。

この時から政治の實權は、再び朝廷を離れて、院廳に移り、從來の政所政治は一轉して院廳政治となつた。

白河上皇の院政は、堀河、鳥羽、崇徳の三朝四十二年に互り、その天皇としての年限を通算すると、前後五十七年の間獨裁政治を行つた。この間に宏壯な鳥羽の離宮を造つたり、法勝寺以下の寺々を建立して、盛んな供養を行つたり、無数の佛像や堂塔を造らせたりした。熊野や高野へも度々參詣し、法勝寺へ幸する度に、千人の僧に讀經をさせ、百臺の燈明に、百人の僧をして、一時に火を點けさせるといふやうな有様であつた。こんな事に惜けもなく國費を使ふので、財政はいつも不足勝で、それを補ふために王室の莊園を諸國に立てたばかりか、米一萬石、絹一萬疋を献上した者は、誰でも國司に

院廳、北面
の武士

白河の院政
と莊園の増
加

任じ、又堂塔や佛像の造營を資けた國司は、その功によつて重任を許すことになつて、賣官の弊が新たに盛んになり、何の治績もないのに重任した國司もあれば、十歳にもならない小兒が丹波守に任せられるといふやうなことが出来た。こゝに至つて延久の改革の結果は、その最初の目的とは正反對に、莊園増加の傾向をいよく助長することになつたのである。

「世の中で思ふやうにならないのは、双六の賽と鴨川の水と山法師だ」とは、あの強情な白河法皇が、或る時の述懐であつたといふ。法皇は實に幸運な方であつた。その七十七年の生涯に於て、何事も思ひのまゝにならぬことはなく、權勢と榮華に包まれて一生を終つた。日本一の武將と呼ばれた源義家も、その一族を率ゐ、弓箭を帯びて、御輿の先驅を勤め、藤原氏の一族も、犬馬のやうに働いてゐたけれども、たゞ僧兵の跋扈ばかりは、どうにも手のつけやうがなかつた。延暦等の衆僧が日吉神社の神輿を奉じて、山を下つて、嗷訴に来るたびに、朝廷では實際その處分に困じ果てるのが例であつた。

抑、奈良朝以後土地私有の大勢につれて、眞先に土地の利を占めたのは、諸國の大事や大寺院であつた。これらの社寺の私有地は、莊園發生の時代に入ると共に、みな

三不如意

寺院の軍隊

一種の莊園となり、そのうちに多くの浮浪人を吸収して、一個の大領主となつたが、やがて諸國の莊園のうちに武士階級の發生を促した同一の時勢は、寺領のうちにも、自家の領地を保全するための軍隊を必要とするやうになつた。又、最初は莊園内の人民から徴發して、寺領の守備をさせてゐたが、後には寺院のうちに屈強の僧を集め、僧侶自身がいづれでも武器を執つて、敵に向ふ者が出来るやうになつた。叡山ではこの種類の僧侶を堂衆といつて、學問修行を専らとする學生と別けてゐたが、後には全山の僧徒が、一様に武器を執ることになり、大寺院に於ける僧兵の数は非常に優勢なものとなつた。是等の寺院は、各、その武力をたのんで、或は國司と争ひ、或は他の寺院と争ひ、そして最後にはいつも京都へ入つて朝廷へ嗾訴するのであつた。中にも延曆寺と園城寺、興福寺と延曆寺との間には、絶えず様々な紛争が起つた。

寺院の戦争

白河天皇の永徳元年には、延曆、園城二寺の間に大争闘が起り、延曆寺の僧兵が數千人園城寺へ押寄せて、火を放つて、寺院、堂塔、經藏を始め、僧房舍宅に至るまで残らず焼拂つたので、園城寺からも兵を出して比叡山を攻めさせた。朝廷からは勅使を立て、この騒動を鎮撫しようとしたが、延曆寺では、それを敵方の武士だと思つて盛んに弓を射かけたので、勅使もはうくの體で逃げ歸つた。その後又戦争が續いて、

延曆寺の僧は再び園城寺を焼討したので、一山悉く焼土となり、經卷を始め、あらゆる寶物は戦利品として叡山へ運ばれてしまつた。この年には興福寺と多武峰との間には争論が起つて、興福寺からは數千人の僧兵を出して多武峰に攻め入り、民家三百餘區を



焼いたので、多武峰の僧は、大織冠鎌足の影像を負うて僅かに難を避けた。これはかなり激しかった一例であるが、もつとやさしい喧嘩は殆んど絶間なくあつた。

措置に窮する勢力

併しかういふ寺院の争ひは、第一に神佛の威を笠に被つてゐる上に、それらの縁故を辿つて、權門勢家と關係を結んでゐるので、武士や國司の力ではどうすることも出来ないばかりか、迷信の盛んな當代では、朝廷ですらうっかり手をつける譯にはい

日吉の神輿
と春日の神
木

かなかつた。

かういふ始末のわるい勢力が、日本全国に散布して、大小の自清領を形づくつてゐた當時の有様を想像して見るがいい。國司の力もその領内には及ばない。罪のある者も、その領内に逃げ込んだ以上は、もう外から手をつける道はない。彼等の組織は一種の合議制度で、一山の大事は、すべて僧徒の大會によつて決議され、衆議一決すれば、全員が一度に起つて實行に向ふのである。そればかりでなく、全国の寺院の間には、本山と末寺の關係があつたり、神佛和合の教理から寺院と神社との間に聯絡がついてゐたりして、その間に攻守同盟の組織が出来てゐる。京都の近くにあるものだけでも、延暦、園城、興福の三大寺を初として、祇園社、北野社、東寺、清水寺、石清水、鞍馬寺、賀茂社、多武峰、金峰山などがあつた。中にも延暦寺は朝廷と縁故の深い寺であり、興福寺は藤原氏の氏寺といふ關係から、此兩寺の勢が最も盛んであつた。そして延暦寺の系統には祇園社や加賀白山などがあり、興福寺の系統には清水寺や吉野寺などがあつた。で、何しろ此二大勢力が京都の近くに對峙してゐて、何か事があれば、延暦寺は、日吉神社の神輿を擔ぎ出すし、興福寺は春日神社の神木をば曳出して來て、言分が通らなければ、神輿でも、神木でも、捨て、行つてしまふ。

山法師

後朱雀天皇の長曆三年に、延暦寺の衆徒が三千人、關白頼通の邸へ押寄せたのを筆初めとして、法師らは何とかいふと山を下つて、京の街を騒がした。王城の鎮護といはれた比叡の山上で、僧徒の焚き立てる篝の火が、天を焦がすのを見るたびに、京都人の神經は、どれほど亢奮させられたことであらう。しかも臆病な公卿らが、内心では神佛の崇を畏れて、ときばきしたとの出来ない弱味につけこんで、山法師らは自分勝手な要求を持出し、それが許されないと見れば、王法擁護の職權を逆使して、法皇でも、攝政でも、容赦なく呪咀して、その鬱憤を洩らさうとする。これには朝廷もほと／＼持餘した。

僧徒の跳梁

そこで法師らが京都へ迫つた場合には、餘儀なく武將を召して防がせたけれども、大抵は、それまでにならない先に、寺院の要求を容れて、始末をつけるやうにした。で、寺院の相手になつたものは、大抵は敗訴して、國司のそれがために職を失ふ者も多く、朝廷の命を受けて防戦した武士のうちにも、神輿や神木に弓を引いたといふ廉で、流罪にされたものも少くはなかつた。それをい、事にして、僧徒らはいよく暴威を振つた。

僧兵の暴動
と源平二氏

さすがの白河上皇も、この僧兵の暴動には手こずつた。そこで一方では、八人の皇

子のうちで六人までも剃髪させて、法親王として諸方の大寺に居らせ、朝廷と寺院との融和を計る一手段としたが、他の一方では、かうして武装した寺院の勢力に對して、それに對抗するだけの武力を備へて置くことが必要になつた。しかも見渡したところ、この要求を充たすだけの兵力を有つたものは、源平二氏の外にはなかつた。これより先、長曆三年の暴動の折には、能登守平直方に命じて防禦させたが、白河天皇の永保元年に延曆寺と園城寺の間に争が起つた時、朝廷では勅使を立て、それを禁じたが、どちらにも命に従はなかつた。この時天皇は源義家に命を下して、園城寺の悪僧を捕縛させた。^(三)するとその年十月天皇が石清水へ行幸の時、園城寺の僧侶が待伏せするといふ噂が立つたので、天皇は義家義綱兄弟に命じ、兵を率ゐて御輿の左右を護衛させた。これは従來に例のないことであつたので、公卿らは多数の武士が、牛皮の具足を着け、弓箭を負つた姿を珍しいものに思つた。それ以來白河天皇は源氏の武士をたのみにして、外へ出る時には、必ず義家兄弟を供奉させた。^(四)

程なく義家は陸奥守となつて、都を去つたが、清原氏の亂を平けて、奥州から歸つた後は、日本一の武將として、義家の威名は天下に轟き、堀河天皇が毎夜悪夢に襲はれた時、義家を召して、御殿の庭で弓の弦を鳴らさせたといふ傳説さへ傳はるほどに

源氏の勢力

なつた。けれども前後二回の戦役で源氏が東國に勢力を堅め、關東の武士が、悉く源氏の家臣となり、その土地を獻じて源氏の莊園にするといふ勢になつたのを見ると、朝廷でもさすがに警戒を加へずにはゐられなかつた。義家が武衛、家衡の首を持つて京都へ歸らうとして、征討の官符を請求した時に、朝廷では、官符を下す以上は戦功の賞を與へなくてはならないといふので、それを私闘と見なして賞を與へなかつた。この時からもう朝廷の意向が、義家に對して穩かでなかつたことが分るが、それから數年の後、義家、義綱兄弟の間に、所領の争ひが起つて、京都では、今にも戦争が始まりさうな噂が立つに及んで、朝廷では、俄に五畿七道に宣旨を下して、義家の兵の上京を禁じ、その上諸國の百姓が領地を義家に寄せて、その家臣となることを嚴禁した。^(五)かうして寺院の軍隊に備へようとした源氏の勢力が、今は却つて朝廷を威赫するまでになつた。

それでもさすがに義家在世の間は、僧兵の暴動の起るたびに、源氏の武士に命じて京都を警衛させてゐたけれども、あの慧敏な白河法皇が、源氏の勢力に對抗すべき他の勢力を求めらるやうになつたのは、この頃からであつたらう。この間に源氏の一族はその武力を恃んで、屢々社寺の勢力と衝突を生じた。堀河天皇の嘉保二年には、義綱が

源氏と社寺

美濃守として延暦寺の莊園を禁止し、叡山の僧を殺したので、山僧は神輿(六)を擔ぎ出して、朝廷に嗾訴したが、武士のために撃退されて、目的を達しなかつた。それから數年の後義家の嫡子義親は、對馬守となつて在任中、筑前宮崎(七)の宮司から訴へられたが朝廷の命を奉じなかつたので、違勅の罪に問はれて隱岐に流された。けれども義親は、その後配所を脱出して、出雲に居て暴威を揮つたので、法皇は終に因幡守平正盛に追討の命を下して、その罪を正した。

法皇の牽制

正盛は平貞盛四世の孫で、祖先以來伊勢、伊賀の二國に據つて勢力を作つたが、正盛になつて、北面の武士として白河法皇に接近し、法皇の意を迎へて、寺塔の建築を監督したり、佛事の供養に身を入れたりして、だん／＼と寵愛された。正盛は伊勢平氏の嫡流ではあるが、その頃の平氏は、富に於ても、武力に於ても、まだ到底源氏に對抗するだけの勢はなかつた。けれども義家の勢力に對して不安を感じつ、あつた法皇が、その門地に於ても決して義家に劣らない正盛の上に眼をつけたのも不思議はない。しかも義親の征討が、源氏に代つて平氏の勃興する、第一の機會になつたのも、不可思議な運命といはなくてはならぬ。

平氏の寵用

かうして嫡子義親を失つた義家は嫡孫爲義を家督と定めて、鳥羽天皇の天仁元年に

六十八歳で歿したが、其後家督の争ひが起つて、源氏の勢ひが振はなかつた間に、平家は正盛と其子忠盛とが、相並んで法皇の寵を受け、この後僧兵の暴動が起るたびに、正盛父子は命を受けて、防禦の任に當り、源平二氏は互にその地位を轉換するやうになつた。

(一)『百練抄』第五。『扶桑略記』第三十。

(二)『扶桑略記』第二十八。

(三)『扶桑略記』第三十。

(四)『愚管抄』卷四。

(五)『百練抄』第五。

(六)『百練抄』第五。『中右記』。

(七)『百練抄』第五。『古事談』。

第四章 院政の破綻

第一節 時代精神と院政

平安朝の末期は、もう殆んど解體するばかりになつた社會の各方面に、新しい社會の芽が発生した時代であつた。班田制度の崩壊した後には、廣大な自治領の主人とも稱すべき大寺院と、莊園の支配者たる武士階級が生れ、寺院の自治領の下には、諸種の商工業が、分業的に發達して商工業者の組合とも見るべき「座」の萌芽も現れるまでになつた。鍛冶、鑄物師、金銀細工師、大工、佛師、經師などが、獨立の職業になつたのも、この時代であつた。猿樂、田樂、傀儡子などの藝人や、白拍子、遊女などが一つの階級を作るやうになつたのも、この時代であつた。又貨幣經濟の發達が、一方で鑛業の發達を促すと同時に、他の一方では高利貸類似の職業をも生じ、京と奥州との間を往復して、砂金の賣買をする金賣といふやうな特殊な商人をも生んだ。全國の寺院が、それづくに一個の俗權と變じて、はてはその俗權を保護するための軍隊をさへ備へるやうになつた一方で、現世的、享樂的な祈禱佛教の底から、他力往生を主眼

平安朝末の
時代趨勢

とする簡易な、平民的な淨土教の思想が生れて、念佛の功德を歌ひ且つ躍りながら、日本全國を布教して歩いた空也上人のやうな人の現れたのも、この時代を説明する一つの現象であつた。

簡易卒直の
政治組織

かういふ時代の精神は、院政の上にも、おぼろげにその影を宿してゐた。大化革新の生んだ模倣的制度がとうに廢れて、八省百官の名も本當の飾物になつてしまつた時代に、實際の政務を運用する上には、あ、いふ簡易な變則な政治機關が、どうしても現れなくてはならなかつた。その簡易な組織の下には、煩瑣な形式や儀禮に縛られることもなく、自由に必要な政務を運ぶことも出來たし、又その變則な制度の下に、家柄や格式に拘泥せず、學識才幹ある人物を任用して手腕を揮はせるに便利でもあつた。大納言源俊明が、院、別當として、羽振をきかせたことや、權中納言藤原顯隆が、何事につけても法皇の御相談に與つて、夜、關白と唱へられたことや、又法皇の寵愛を受けた多くの美童が、後には北面へ出て、院中の切れ者になつた事實を見ても、一切のものを囚襲の束縛から解放しようとする時代精神が、この制度の上にも反映されてゐることは争はれまい。特に源平二氏をして、その久しく蓄へた實力を政治の上に發揮させる機會を作つたのは、この制度の結果であつた。その結果から見ると、院政は

王朝の専制政治から武家の専制政治に移る間の橋渡しであつた。

王政幕政の
架橋
白河法皇と
源氏

これまでも源氏は早くから藤原氏に用ゐられて、勢力を地方に扶植する便宜を得てゐたけれども、それは藤原氏との私的關係であつて、中央政府の位階からいふと、やう／＼諸國の國司と肩を並べるくらゐのものであつた。院政の時代になつても、白河法皇が最初に用ゐたのは、矢張源氏の勢力であつたが、後には北面の武士のうちから平正盛父子に目をつけて、源氏の勢力と對抗させるやうにした。

伊勢平氏の
勃興

正盛が法皇のお目がねになつたのは、永い間北面の臣として、法皇のお側に仕へ、その間に寺院の工事や何かのことで調法がられてゐたからであつた。義家の嫡子義親が、違勅の罪によつて一旦隠岐へ流されたが、その後出雲へ渡つて、亂暴を働くと聞いた時、法皇は特に正盛を選んで、義親討伐の任を授けた。そして義親が誅に服したといふ急使が京都へ達するや否や、法皇は正盛の入京をも待たずに、その戦功を論じて、因幡守から但馬守に榮轉させた。それは前九年の役に源頼義が安倍貞任を平けた功になつたのであつた。年数からいつても、功勞からいつても、正盛と頼義と同様に取扱ふべき筈のものではないが、恐らく源氏の勢力に對する朝廷の恐怖心が、正盛に對する法皇の最厚としよになつて、この破格の恩賞となつたものであらう。

衰運の源氏

併しこれが抑、伊勢平氏の運の開き初めであつた。この頃から丁度一方では源氏の運命が、下り坂になりかけて來た。義親の誅戮が何よりの打撃であつた上に、同年の末には、義家も六十八歳を以て歿し、續いて一族の間に家督の争ひが起つた。翌年には義親の後を承けて家督をついだ弟の義忠が、先づその家臣のために殺される。續いて義綱の子の義明に嫌疑がかつて、朝廷から討手を受けた。義綱も身の危険を思つて、京都を脱走したが、義忠について源氏の家督と定められてゐた義家の嫡孫爲義が、朝廷の命を受けて、討手に向つた。義綱は近江國甲賀山に據つて戦つたが、降参して佐渡に流された。この時爲義はやう／＼十四歳であつた。その後爲義は源氏の嫡流として、一門の勢力を代表し、正盛父子と共に、京都の警固に當ることとなつたが、この内訌のために、源氏の勢力は四分五裂して、一頓挫を來した一方で、正盛父子は、法皇の庇護を受けて、めき／＼と榮達した。

正盛父子

正盛はその後丹後、備前、讃岐などの上國の國司に任ぜられて、いよ／＼その富を作ると同時に、叡山や南都の僧兵を防いだり、海賊や強盜を逮捕した功で、官位も次第に昇進したが、その子の忠盛も、若い時分から、白河法皇の左右に仕へて、法皇が忍びの夜歩きなどには、いつもお伴を仰せつかつたらくらゐにお氣に入りであつた。こん

な有様で忠盛は父にも増して白河法皇のお覚えがめでたく、僧兵の暴動や、盜賊の逮捕などには、いつも爲義と桔槔して、朝廷のお役を勤めてゐた。忠盛と爲義とは略同輩であつたが、爲義が源氏の嫡流として、僅かに檢非違使、尉に止まつてゐる間に、忠盛の官途はめき／＼と昇進して、越前、備前などの國司に任せられ、山陽、南海の海賊を捕獲して、功を立てた。白河法皇の晩年には院判官として、いよく法皇に親近して、何かにつけて調法がられてゐた。ある雨の夜に法皇が祇園女御の許へ通つた折、堂の境内で、怪物を認めて、忠盛に退治しろといふ勅命が下つた。後から寄つて組留めて見ると、それは麥藁を頭へかぶつた祇園の油坊主であつた。この時法皇は忠盛の膽力に感心した餘り、恩賞として最愛の祇園女御を下さつた。清盛はこの女御の腹に生れた子で、實際は法皇の胤であつたといふ傳説を見ても、又忠盛の臣が禁令を犯して烏を捕つた時、法皇は忠盛の家來だと聞いて、笑つて放還させたといふ逸話を見ても、忠盛と白河法皇との關係が一通りでなかつた様子が窺はれるではないか。

こんな關係から、大治四年法皇が七十七歳でお崩れになつた時には、忠盛は入棺役を勤め、お輿にも隨いて、葬儀萬端に骨を折り、法事のたびに、佛像や經卷の供養をも怠らなかつた。こんなことが佛法好きの鳥羽上皇の御意にかなつたものであらう、上皇の院

忠盛と鳥羽
上皇

三十三間堂

政時代になつても、忠盛はそのまゝ、北面の武士として、院、御願預、職に任じ、寺塔の造營や佛像の供養に、その私材を費して、相變らず忠勤を勵んだ。そんな關係から大治五年には、もう爲義を超えて正四位下に進み、天承二年には更に得長壽院造進の功によつて、但馬守に任ぜられ、程なく内昇殿を許された。得長壽院は世にいふ三十三間堂で、上皇の御願寺で、中に一千一體の觀音を安置し、その三月上皇が御幸になつて、盛んな供養が行はれた。平氏が昇殿を許されたのは、この時が初めて、田舎武士に取つては破格の榮進であつた。かういふ上皇の恩寵は、所詮偏狹な殿上人の心に嫉妬の種子を蒔かずには置かなかつた。豊明節會の夜に、初めて昇殿した忠盛を聞討にして、耻をか、せよといふ惡戯が企てられたといふのも、又亂舞の拍子に「伊勢の瓶子は酔蕩なりけり」と口々に囃し立てたといふのも、この時のことであつた。

けれども平氏の榮達の路は、兎に角この時を以て開かれた。それから後は上皇の恩寵が平氏一門の上に傾注されて、その七月には院執事に登用され、保延元年には、中務大輔に進み、同年上皇の特旨によつて海賊征討使に任命され、瀬戸内海、瀬戸内海を平けた功によつて、嫡子清盛を始め、一族郎等それ／＼に恩賞を給はつた。清盛は十二歳の時に従五位下に叙し、左兵衛佐に任ぜられて、異例の榮進と驚かれた。それか

一門繁昌

感神院事件

ら次第に昇進を重ねて、院、昇殿をも許されたが、この時は十八歳で、従四位下に進み、四位の兵衛佐といつた。續いてその翌年には、父の譲りを受けて中務大輔となり、翌年には、熊野本宮造進の功によつて、肥後守を加へられ、二十九歳になつた久安二年には正四位下に進んで、安藝守に任ぜられた。あの感神院の事件が起つて、清盛父子が叡山から訴へられたのはその翌年であつた。その年の祇園祭に、清盛は盛んな田樂を催して、祇園の社に繰出し、且つ途中の妨害を防ぐために數十人の武士に護衛させた。するとこの一行が祇園へ繰込んだ時、祇園の神人と平家の武士との間に喧嘩が起つて、平家方から射かけた矢が神殿に當り、神人のうちからも負傷者を出した。これが元になつて、叡山の衆徒がとうとう神輿を擔ぎ出す騒ぎになり、鳥羽法皇の御前で評議を開いて、忠盛父子の罪を定めることになつた。この時内大臣頼長は、平氏の權勢を抑へるには、機會だと思つて、頻りに硬論を主張した。忠盛はこの事件に關係がなかつたといへば、罪には當らないが、清盛だけは自身この日の行列に加はつた以上、どうしても罪がないとはいはれない、宜しく僧徒の訴へに任せて清盛を流刑に處すべきであるといふのが頼長の意見であつた。併しそれには異論もあつて、その日は纏まらなかつたが、その後罪跡の調査やら何やらにわざと時日を遷延した舉句に、法皇

忠盛爲義の
對比

の勅命で、清盛を科料に處して、事が落着した。この時崇徳上皇からも、頼長らに向つて、成るべく穩便に計らふやうにとの御説（六）があつたといふのを見ても、平氏一門の皇室に對する庇護がどれ程深かつたか、想像される。

實際平家の人々には、武人に似合はず如才のないうところがあつた。中にも忠盛は、若い時分から、宮廷の空氣に馴れてゐるので、宮中の禮儀にも習ひ、公卿や女官の心持までもよく飲込んでゐた。彼れは爲義のやうな融通のきかない武人ではなかつた。爲義は父祖の例を追つて陸奥守になりたいといふ希望を有つてゐたが、朝廷では、頼義が陸奥守になつた時には、貞任の亂があつたし、義家の時には、又武衛家衡の亂があつた、若し爲義を陸奥へやつたら、又基衡と戰爭を起すであらう、といつて許されなかつたので、爲義は他の國の國司になつても仕方がないといつて、それからふつとりと官途の要を絶つたといふ傳説（七）を見ても、又崇徳天皇の保延元年に瀬戸内海の海賊征討使を選任された時に、爲義と忠盛とが候補者に挙げられたが、鳥羽上皇は爲義をやることになれば、途中の國々が徵發や何かで疲弊するに違ひないといつて、忠盛を追討使と定められたといふ話（八）を見ても、忠盛が宮中に親近された一方に、爲義が粗暴な荒武者として、朝廷から疎外されてゐた消息が窺はれる。爲義が五位の檢非違使と

して一生を終り、遂に昇殿をも許されなかつたばかりか、後には爲朝が九州を暴らして、勅命に従はなかつた罪に坐して、檢非違使の職をさへ罷免されたのに比べて、忠盛の榮進の路には、いつも華やかな日が照つてゐた。彼れはその詠歌を『金葉集』に載せられるくらゐに宮廷化した武人であつた。彼れは祖先以來蓄積した伊勢、伊勢の莊園の富と兵力とを背景とし、更に正盛以來二代の間に、諸方の國守として獲得した富とを擁して、法皇を始め、宮廷の人々の間に如才なく立廻つた。彼れは一方で富を重ねると共に、他方ではその財を散じて、一門の地位を作る道を知つてゐた。彼れには銀箔を押しした木刀を闇の中で振廻して、臆病な殿上人の陰謀の裏をかくくらの頓智もあつた。後宮に出入して、女房たちの御機嫌を取るくらのことは、何でもなかつたらう。彼れは白河法皇の北面から鳥羽上皇の北面に移ると同時に、待賢門院の北面の武士をも兼ね、上皇や女院の御幸の折には、いつもお供を仰せつかつたが、その後鳥羽法皇の寵姫得子が皇后の位に上ると共に、忠盛は皇后亮となり、續いて美福門院の號を稱すると同時に、忠盛は又この女院の家司に任ぜられた。又忠盛の後妻は、崇徳上皇の第一の皇子重仁親王の乳母であつた。こんな關係から平家の一門は宮中と色々な縁故が出来て、忠盛の六波羅の邸へは、宮中の女官達もちよい／＼遊びに來た。

藤原頼長の
忠盛評

伊勢の田舎武士の子であつた忠盛がこんな風に宮中の寵遇を受け、三十三間堂の造營を初め、色々な造營物や供養やに惜氣もなく金を使つて、破格の恩賞にあづかるを見ては、偏狭な、そして貧乏な公卿達は、一方ではその豪富を羨むと共に、一方ではその昇進に猜忌の目を注いだことであらう。それでも抜目のない忠盛は、よく自分の分限を守り、上下の廷臣に對しても、遺物つひものその他にもいつも下手したてに出て、出来るだけの奉仕は怠らなかつたであらうから、その晩年には、成上りといふ感情も次第に薄れて、宮廷の信任の加はると共に、公卿の間にも相當に重んぜられるやうにもなつたらう。これらの消息は、あの容易に人を容さない藤原頼長が、忠盛の死んだ時の日記に「數國の吏を経て、富巨萬を累ね、奴僕國に滿ち、武識人に軼ぐ。然れども人となり恭儉にして、未だ嘗て奢侈の行あらず、時人之を惜む」と書いてゐるのを見ても推量される。

かうして忠盛は、上手に宮廷の間を遊泳して次第に立身し、近衛天皇の久安五年には、鳥羽法皇が天皇のために建立した延勝寺の金堂を造進した功によつて、位一級を進めて正四位上に叙せられ、續いて播磨守から刑部卿に進んだが、仁平三年一月父子二代の間に築き上げた地位と資力とを清盛に遺して、五十八歳を以てこの世を去つた。

清盛への遺
産

平清盛の目ざましい活動の舞臺は、こんな風にして、院政の組織の下に開かれて来たのであつた。

- (一)『今昔物語』卷二十八。
- (二)『愚管抄』卷四。
- (三)『今鏡』。
- (四)『平家物語』。
- (五)『古事談』。
- (六)『台記』。
- (七)『保元物語』卷二。
- (八)『中右記』。
- (九)『續詞花集』。
- (一〇)『宇槐記抄』。

第二節 保元の亂

精力絶倫の
法皇

白河法皇は父の後三條天皇に似て、精力旺盛に渡らせられた。そしてその盛んな精力は、たゞ政治の上に注がれたばかりでなく、様々な遊樂の上にも、佛に對する奉仕

天皇上皇法
皇の鼎立

の上にも、土木建築の上にも發揮された。美女や美童に對する寵幸に於ても、絶倫なところがあつた。その多くの寵姫のうちでも、取別け法皇の御寵愛を受けたのは、祇園女御と呼ばれた美人で、法皇は自分の養女として、この女御の手許で養育させた閑院公實（まご）の女璋子（たまこ）を鳥羽天皇の中宮とした。この時天皇は十五歳、中宮は十七歳であつた。この中宮の素行に就いては、宮中へ入る前から色々な風評があつた。それは風俗の亂れた當時の宮廷では、有りがちなことであつたらうが、只一つ聞きすてにならない風説は、中宮が法皇の特別な寵愛を受けてゐたといふことであつた。で、鳥羽天皇の第一の皇子である崇徳天皇は、實際は天皇の子ではなくて、法皇の胤だといふ噂が傳へられた。それを薄々知つてゐた鳥羽天皇は崇徳天皇を叔父子（おぢこ）々々と呼んで、終生父子らしい情愛を有たなかつたといふのである。そして從來の史家のうちには、この傳説を事實と認めて、後の保元の亂の遠因を往々こゝまで持つて来ようとした。

堀河天皇は早く死んだので、鳥羽天皇は五歳で位に即き、在位十六年の後、その時やつと五歳になつた崇徳天皇に位を譲つた。そこで宮中に法皇の外に上皇が出来て、主權は三方に分れる形になつた。そのうちに白河法皇が死んで、鳥羽上皇の院政時代となつた。間もなく上皇は、以前法皇の反對によつて果さなかつた前關白忠實の女太子

との縁談を復活し、宮中に迎へて皇后としたが、それと前後して中納言藤原長實の女得子の美貌などを聞き、召して宮中に納れた。で、上皇の宮中には、その頃待賢門院と號してゐた璋子と共に一時三人の夫人があつた。待賢門院には、崇徳天皇を初め、數人の皇子皇女があつたが、後に高陽院といつた泰子には、皇子も皇女となつた。併しこの二人が、何れも上皇よりも年上なのに比べて、得子は上皇よりも十四五歳も若く、宮中へ入つた時には、まだ十八歳になるかならないくらいで、しかもその美貌は宮中で並ぶ者もなかつたといはれる程であつたから、間もなく上皇の寵愛を一身に集めたのも不思議はない。

だから後に美福門院と號したこの得子の腹に皇子が生れた時には、上皇の悦びは譬へやうもなく、生れて三ヶ月の皇子を立て、皇太子とし、中一年を隔て、その翌年の末には、崇徳天皇を強ひて、讓位の詔書に署名させた。この年上皇は落飾して法皇と號し、近衛天皇の即位と同時に、得子を皇后の位に上せた。この時法皇は三十九歳で本院といひ、崇徳上皇は二十三歳で、新院と呼ばれた。鳥羽、崇徳兩皇の間に培はれて來た不穩な感情は、この時からいよゝ濃密の度を加へて行つた。

かうして外戚の手中から王權を恢復するための一時の方便として案出された不自然

な院政の組織が、その内から崩壊しか、つた時に、一方はもう過去の遺物のやうに思はれてゐた攝關家の権力争ひが、その死灰の底から燃え上つた。藤原氏の勢力は、後三條天皇以來急激に衰へて、道長時代の榮華は、昔の夢と消えてしまつた。宇治關白賴通が、老の涙を流して喜んだといふ孫女賢子の入内によつて僅かに攝關の位地を教通から自分の家へ取戻して、白河、鳥羽の院政の間、師實、師通、忠實、忠通と相續いで攝政關白となつたけれども、いづれも位に備はるばかりで、實際の政治は、全く法皇の獨裁に歸してしまつた。その上久しく獨占して來た外戚の地位までも、後三條以後は、閑院家に移つた形になつて、忠實の時には、攝關の職さへも、危ふく閑院家に奪はれさうになつた。^(四)この時には院別當であつた大納言源俊明の計らひで、僅かに維ぎとめたけれども、その後鳥羽天皇と女泰子の關係から、白河法皇の怒に觸れて、とう／＼關白の職を奪はれて、宇治に退隱せねばならなくなつた。こんな風でその全盛時代には、天皇の廢立さへも思ふまゝ、にした攝關の地位は、今ではあべこべに法皇の意志と院の近臣の計らひで、左右されるまでになつた。それでも攝關家の莫大な世襲財産と久しく世人の羨望の的になつてゐた名爵とは、藤原氏の子弟の上に、後々までその魔力を有つてゐた。そして會てその實權を争つたと同じやうな眞劍さを以て、この

忠通と頼長

空名を争はしめた。

關白忠實には二人の男子があつた。兄の忠通は攝關家の公達に相應はしい温厚寛大な貴公子であつた。彼れは詩や歌にも巧みであれば、筆蹟も美しく、朝廷の典故にも一通りは通じてゐた。それに生來の圓滿な性質は、年と共に磨かれて、朝廷に立つても人と争ふやうなことはなく、自分の職務は忠實に守つて行つた。弟の頼長は又兄とは違つて、學者に有りがちな傲岸不遜な人であつた。彼れは非常な讀書家で、幼いうちから非常な秀才で、詩歌管絃の技を初め、何事につけても人に後れを取らなかつたばかりか、その頃博學の聞えのあつた藤原通憲、源師頼らを師として、諸子百家の書を讀み、當時公卿が遊惰な日を送つてゐる間に、寸刻をも惜んで書に親んだので、二十歳の頃にはもう師の通憲にも舌を卷かせる程の學者になつた。頼長は自分でも博覽強記を誇り、その學は和漢にわたり、廣く經書、史書から易筮や天文の書までも讀み、日本の歴史や法令にまでも一通りは目を通してゐた。彼れは又その師通憲の學風を汲んで、經世濟民の學に心を傾け、詩歌や書道などは、國家に用のない小技だといつて兄忠通を初め常代の公卿を罵つてゐた。

父と子

この二人は兄弟とはいつても、忠通は忠實の若い時分の子であるのに、頼長は四十歳

を越えてからの子で、その母も違つてゐたので、二人の間には二十歳以上も年齢の相違があつた。で、初めのうちは忠通の子として育てられた^(五)ほどであつたが、そのうちに忠實と忠通の仲がだん／＼と隔たつて來た。それは女の泰子のことから忠實が自河法皇の御機嫌を損じて、關白を罷められた時に、それに代つて關白となつたのは嫡子の忠通であつたので、宇治に退隱した忠實の胸には、何かにつけて忠通に對する不快の芽が伸びて行つた。忠通に對して不満を抱くやうになると共に、忠實の心は、いつともなく少子頼長の將來に望みをかけるやうになつた。そして頼長の才學は、いよ／＼忠實の愛を喰ふと共に、若い秀才の自尊心は、老いたる父の盲目的の愛によつていよいよ募らされた。

白河の崩御
と忠實一門

自河法皇の死は、忠實一門の運命に先づ小さな波瀾を起した。泰子の入内によつて、忠實は再び世に出る機會を得て、天承二年の正月の拜賀に十二年振りで朝廷へ出仕した。この時頼長は十三歳であつたが、三位の中將として、父について式に列つた。この時から頼長の昇進は、目ざましくらるで、十七歳で内大臣となり、三十歳で左大臣となつた。その間、忠通は攝政關白の位に坐りながらも、始終忠實と頼長の權勢に押されて、たゞ／＼臆に備はるばかりだつた。

これより以前、鳥羽上皇は忠通の女を崇徳天皇の中宮に納れさせたが、この中宮には皇子がないうちに、美福門院の腹に、皇子が生れたので、それを崇徳天皇の皇太子に立て、忠通には外祖のつもりで補佐するやうにといふ懇ろな勅命が下つた。これが三歳で位に即いた近衛天皇であつた。それから十年の間は、忠通兄弟の間の暗闘も、表面に現れる機会がなくて續いてゐるが、天皇もいよ／＼十二歳を迎へて、皇后を選ぶといふ一段になつて、この一門の内訌は、とう／＼明るい處へ持出されることになつた。忠通は自分の養女の皇子を候補者に推し、頼長は自分の養女の多子を候補者に推して、互に競争した。皇子はもと美福門院の養女であつた關係から、忠通は門院の助力を得たであらうが、一方で忠實はその愛子のために、百方法皇に嘆願した結果、多子は先づ宮中へ迎へられて皇后となり、皇子はや、後れて中宮となつて、この競争は終に頼長の勝利に歸した。

立後の競争に勝を制した頼長は、もう外戚の地位に一步を踏みかけたつもりで、密かに御堂關白の榮華を夢みてゐたであらう。彼れは更に一步を進めて、無能な兄の手から攝政關白の職をも奪はうとした。忠實はその愛子の懇願を受けて、「この次には屹度お前の方へ返させるから、一時攝關の職を頼長に譲つてくれる譯には行くまい

か」と忠通に交渉して見たが、忠通からは何とも返事がないので、更に法皇に頼つて、忠通に説諭させた。その時忠通の返事はかうであつた、「頼長は弟ではございますが、心のよくない者です。あのやうなものが攝政にでもなりましたら、それこそ天下の禍の本でせう。併しこんなことを申したら、父は屹度腹を立てるに相違ありません、父に腹を立てさせては不孝になります、といつて、父のいふ通りにすれば、天下のために不忠になりませう、それでどちらとも返事が出来なかつたのです」。法皇からこの返書を廻された忠實は、火のやうに怒つて、直ぐに宇治から上京した。「忠通とは今日限り義絶してしまふ。父子の義を絶つ以上は、攝政は天子から授つたもので、私の自由にはゆかないが、氏の長者だけは、自分の譲つたものだから、取上げてお前にやつても差支ない譯だ」と言つて、源氏の武士を忠通の邸へやつて、氏、長者の手へ傳はるることになつてゐる文書や重寶を取返して、改めて頼長の手へ渡した。忠實は又法皇に書を上つて、忠通と義絶したこと、頼長を氏、長者にしたことを訴へ、續いて前に忠通に與へた莊園を法皇に獻じて、頼長のために大政官文書内覽の職を請ひ受けた。その結果として、攝政の權威は全く失はれて、忠通の門には一時人の足跡も絶えるくらいであつた。

かうして忠實父子が法皇の恩寵をたのんで、暴威を揮つてゐる間に、世間の同情は、次第に無抵抗主義の忠通に傾いて來た。中にも天皇と美福門院とは最初から忠通の身方であつた。そればかりでなく、頼長にはその周圍に敵を作り易いやうな色々な缺點があつた。彼れは本來が書齋の人で、世故にはあまり長けてゐない上に、その性質も單純で、一本調子で、短氣で、我儘で、怒りほくて、自分に反對する者は、飽までも論破しなければ、満足しないといふ風の人であつた。しかも自分は日本最高の貴族の家に生れ、當代第一流の學者であるといふ自信を持つてゐるので、何かにつけて傍若無人の振舞があつたに相違ない。延暦寺の僧徒が、平忠盛父子を訴へて出た時に、一座の公卿は當時出頭の平家を憚つて、はか／＼しい意見も述べない間に、ひとり正論を守つて、法皇や上皇の意向をも顧みず、清盛の流刑を主張したのは、當時廿八歳の内大臣頼長であつた。彼れが國家のために、法を枉げなかつたのは、この時ばかりではなかつたらう。彼れはよく評議の席などで、公卿の遅刻した者や、意見の合はない者などを叱責するやうなこともあつた。或時は怒にまかせて、公卿の車を壊したといふやうなこともあつた。自然公卿らは頼長の權勢とその理非分明な態度を憚つた。或るものはこの攝關家の公達の短氣と我儘とを恐ろしがつた。或るものは又この少壯政

治家の正義振りや學者振りを心憎くも思つたらう。「悪左府」頼長の名は、人々の心に一種の險しい、畏しい聯想を起させるやうになつた。

かういふ缺點のある頼長は、政治家として多くの人を御して行くには、元來不適當な人であつた。その上、彼れの學問はいよ／＼彼れを實際の政局には不適當な理想家に作り上げてしまつた。この弱點を誰よりもよく握つてゐたのは、彼れの最初の師で、後に政敵となつた藤原通憲入道信西であつた。この二人が、ある時易の事について議論をしたが、議論は信西の方が負けになつた。その時信西は別れ際に頼長に向つて「閣下の才學はもう我國には過ぎるくらゐです、學問はこのくらゐでおやめになる方がよろしい、この上おやりになつたら、却つて御身の祟になりませう」といつたことがあつた。併し彼れはひそかに此碩學を論破したことを誇りとして、その訓誡の意味を汲まうとはしなかつた。そして政權を握ると同時に、その書物から學んだ知識をそのまま、に政治上に用ゐようとした。彼れは自分で外戚の地位を占めて、藤原氏の權威を道長の往時にかへし、朝廷の綱紀を肅正して、理想の政治を行はうと思つた。そして宮廷の情誼になれた老巧の忠通が、美福門院と結托して、その勢力を恢復する機會を覘つてゐる間に、頼長はたゞ父忠實の勢力と法皇の恩寵を後援として、正面から左大臣

の權威を揮はうとした。彼れのこの態度は、第一に美福門院の反感を買つたばかりでなく、近衛天皇も兎角頼長を嫌つて忠通を信任する傾があつた。正月の節會にも、頼長が幅を利かすのが嫌ひで、天皇は滅多に顔を出さなかつた。又頼長のこと、天皇と法皇との間に意見の衝突を起すやうなこともあつた。そのたびに、法皇はみんな忠通の入智恵だと思つて、いよく忠通を疏んじて、頼長を用ゐるやうになつたが、併し法皇に對して絶大の勢力を有つた美福門院を敵に廻したことは、何といつても頼長の第一の失策であつた。

實際頼長の無愛想なやり口は、父の忠實でさへ、折々目に餘るやうなことがあつた。中にも美福門院の従弟で、當時院中第一の切れ者といはれた中納言家成と衝突して、家來をその邸へ亂入させた一事は、とうとう院中にまで敵を作つて、自分の立場を打崩す原因になつた。

かうしてゐるうちに、近衛天皇は十七歳で眼を病んで崩じた。皇后にも、中宮にも、まだ皇子はなかつたので、繼嗣の問題は當然起らねばならなかつた。宮廷の策士が得意の暗中飛躍を試みる時が來たのである。

美福門院には天皇の外には男子がなかつたが、待賢門院には、崇徳上皇の外にまだ

宮廷の陰謀

崇徳上皇と
美福門院

四人の皇子があつた。そのうち三人まではもう剃髮して寺へ入つてゐたが、第四番目の雅仁親王だけは、年廿九歳で崇徳上皇の御殿に居た。又崇徳上皇には、重仁といふ近衛天皇と同年の皇子があつたし、雅仁親王には、守仁といふ十三歳の王子があつた。近衛天皇、病が重いと傳はつた時に、世人は一様に、久しく不遇な日を送つてゐた崇徳上皇の運もやつと開けたと噂し合つた。順序からいつても、位をつぐ者は重仁親王でなければならぬといふのが、一般の考であつた。けれども近衛天皇の踐祚以來、何かにつけて折合の悪い崇徳上皇の皇子を位に即けるといふのは、美福門院としては忍び得ないことであつたに相違ない。近衛天皇に皇子がなく、天皇自身も病身であることを思ふたびに、門院の心には、崇徳上皇がまた世に出る日の恐ろしい有様が浮ばずにはゐなかつた。上皇はこの時まだ三十七歳の若盛りで、長年の不如意な境遇から、政權に對して燃えるやうな野心を抱いてゐた。美福門院が上皇の野心を防ぐ道具として、先づ目をつけたのは、守仁王であつた。抜目のない女院は平生からこの王子を手なづけて置いた。そして天皇の眼病がいよいよ重つて、位を退きたいと言ひ出した時に、忠通が天皇の意見として法皇まで申出したのは、守仁王に位を譲りたいといふことであつた。この時には、法皇はまだ天皇の病氣をそれ程とは思はなかつたので、一

圖に忠通が幼主を立て、攝政の權威を揮はうとするといふ考に相違ないと思ひ僻めて、同意を與へなかつたが、その後天皇の病氣は忠通の作り事ではなかつたといふことが分り、そしてとうとうそれがためにかけがへのない皇子を喪つた時の法皇の悲歎は、どれ程であつたらう。

そして此以前から計畫されてゐたらうと思はれる一つの陰謀が、法皇の悲歎に乗じて、見事に遂行された。天皇の死ぬ前後から、天皇の眼病は、何人か咒咀する者があるのだといふ噂が廣まつてゐたが、天皇の死後宮中で巫を呼んで、口寄をさせたら、先年愛宕山の天公の像の目に釘を打つて、私を咒咀した者がある、私が眼を病んで死んだのはそのためだ」といつた。その話を聞いた法皇は、直ぐに人をやつて愛宕山の天公の像を調べさせたところが、果して釘が打つてあつたので、愛宕山の僧を召していろいろとその當時の事情を尋ねて見ると、天皇を咒咀したのは、どうも頼長父子の所爲らしく思はれる點があつた。法皇もすつかりそれを信じて、急に忠實と頼長を疎んずるやうになつた。そしてこれまで何事があつても、先づ忠實の意見を尋ねた例に反して、今度の事については、忠實には一言の相談もなく、忠通の意見を聞いて、突嗟に皇兄雅仁親王を位に上せた。これが後白河天皇である。同時に守仁王を近衛天皇の姉

愛宕山の天公

忠通と皇嗣問題

陰謀の畫策者

君暉子内親王の養子にして、皇太子に立て、全く重仁親王の前途を塞いでしまつた。傳説によると、この時法皇の心中では、暉子内親王を女帝に立てようか、それとも重仁と守仁と二人の孫のうちの一人を立てようか、と、いろいろに迷つてゐたが、忠通の一言で、最初は候補者の數にも入れてゐなかつた雅仁親王を立てることになつたのだと傳へられてゐる。

かうして巧みに仕組まれた宮廷の陰謀は、美事に成功して、一方では忠實、頼長の政治的生涯に致命傷を與へると同時に、一方では崇徳上皇の復活を望みのないものにしてしまつた。この陰謀がどんな風にして企まれたかは、勿論分る筈もないが、少くともこの低氣壓の底に、あの院中の切れ者であつた中納言家成や、守仁王の乳母の子で、間もなく法皇のお目がねで、東宮附に選ばれた檢非違使惟方や、惟方と一しよに平治の亂の原動力の一人となつた東宮の叔父の大納言經宗や、中にもこの後黒衣の宰相として、頼長に代つて、縦横の手腕を揮つた後白河天皇の乳母の夫信西入道の大きな黑影を想像しない譯にはゆかないであらう。重仁親王の即位を不利とするこれらの勢力は、自然の勢として、美福門院の周圍に集つた、そして同じく天皇の死によつて最後の打撃を受けなければならぬ攝政忠通の境遇を利用して、易々とその共同の目

頼長の失脚

この時から忠通がその窮境を脱したのと反対に、頼長の前途は全く暗黒の底に葬られてしまった。彼れは高陽院にすがつて、皇太子の傅になりたいと願つたが、心機一轉した法皇はもう耳にもかけなかつた。その理由は、皇太子は美福門院がもり立てたものであるのに、三年來、門院の事にはかまひつけもしない頼長を傅にした所で、後々の事が心元ないといふのであつた。間もなく頼長は内覽の職を取上げられて、全く政治上の権力を失つたばかりか、同じ年の末には、高陽院の死によつて、宮中に於ける唯一の足がかりまでもなくしてしまつた。

近衛天皇の死は人々の豫想を裏切つて、崇徳上皇を失意の底へ突落すと同時に、忠實頼長の權勢を粉碎する結果となつた。同じやうな境遇に置かれたこの二つの勢力が、互に接近するやうになつた事は、それから間もないことであつたらう。併し忠通のやうに表面無感覺を裝つて、時機の來るのを待つといふやうなことは、性急な、負け嫌ひな頼長に出來る藝當ではない。彼れは一日も早くこの局面を打破して、政權を取戻さねばならないと心を碎いた。それには何等かの手段によつて、崇徳上皇を世に出すより外はない。上皇と頼長との往來が、次第に世人の注意に上るやうになつた。けれ

上皇と頼長の握手

美福門院の推戴

どもさすがに鳥羽法皇といふもの、在る間は、うつかり手の出しやうもなかつたが、幸か不幸か、後白河天皇の即位の翌年、その四月に保元と改元して間もなく、法皇は重い病に罹り、五月の末にはもう危篤な容態になつた。「法皇が目を瞑つたら何事かなくてはすむまい」といふ感じが、何といふことなしに世間の人の胸を騒がした。宮中でも上皇の動靜には、絶えず警戒の目を注いでゐるが、この時大納言藤原宗能から「今のうちに後々の事をしつかりきめてお置きにならないと、どんな事になるかも知れません」といふ意味の上書があつたので、法皇は人々に向つて、「自分の亡い後には、美福門院を母と立て、攝政忠通以下の大臣や公卿が、一つ心になつて補佐して行くやうにせよ」と遺言し、又北面の武士十人に誓紙を書かせて、美福門院の手に渡した。そして六月の初めからは、下野守源義朝、左衛門尉源義康の二人に皇居の守護を命じ、又出雲守源光保、和泉守平盛兼以下源平の武士に命じて、鳥羽殿を守護させた。そのうちに法皇はいよ／＼望みが絶えて、七月二日に鳥羽殿でおかくれになつた。その時鳥羽の田中殿にゐた上皇は、それと聞いて、急いで鳥羽殿へ行つたが、法皇の近臣藤原惟方が、御遺言だからといつて、會はせなかつたので、上皇はみ簾の外から覗いただけで歸つて來た。

こゝまで来ては、もうどうしても衝突は避けられない勢ひとなつた。すると七月の六日になつて、頼長の家來で宇治と京都との連絡を取つてゐた源親治が、東山で捕縛された。そこで八日には、勅令を發して、忠實、頼長が諸國の莊園から武士を召集することを禁じ、京都の中では、方々で、敵の連類と疑はれる者の家宅搜索が行はれた。この時まで頼長は宇治に引籠つて、様子を窺つてゐたが、敵に先手を打たれさうな様子を見て、もうじつとしてはゐられなくなつた。その翌日上皇は鳥羽を出て、白河殿へ移ると、頼長も宇治を立つて、警固の目を避けて、その夜のうちに、白河殿へ入り、直ぐに身方の兵を召集した。

此時、上皇方には忠正、正弘、家弘、康弘、頼憲、爲國などといふ源平の武士がついてゐるが、頼長はなほ上皇の近臣藤原教長を使として、前大夫、尉源爲義を招かせた。爲義は源氏の嫡流であるが、義家の死後源氏は、内輪の争によつて勢力を失つたばかりか、源氏と藤原氏との密接な關係は、院政時代になつては、兎角に皇室から疎んぜられる原因となり、爲義の時になつては、新しく起つた伊勢平氏の忠盛父子のために壓倒される勢ひとなつた。特に、爲義の晩年は、甚だ振はず、八男爲朝の罪に連坐して檢非違使の職をもやめられ、嫡子爲朝が下野守として朝廷に仕へてゐる間に、

爲義は六條堀川の邸に不遇の日を送つてゐた。そればかりでなく、この一門間には、日頃から内訌があつて、義朝は源氏の嫡子でありながら、爲義と仲が悪く、父とも諸弟ともすれ／＼になつてゐた。長子の義平が、叔父の義賢を殺した^(二六)ことや、弟の頼賢が信濃で院の莊園を侵した時、義朝が院宣を奉じて、頼賢の征伐に向つた^(二七)ことなどを見ても、この一族の間に横はつてゐる暗流の一端が窺はれる。そればかりでなく、爲義は始終家來として忠實、頼長の門に出入してゐた關係から、頼長に背く譯にも行かなかつたためでもあつたらう、頼賢、爲朝の二人を引連れて、上皇方へ加はつた。

けれどもこれらの武士は、いづれも源平兩氏のうちでも、法皇の院政時代に失意の境遇にゐる連中だから、その部下といつても極めて少く、爲義にしても同じとて、今ではたのみになる郎黨は、みんな義朝の部下について、御所の方へ詰めてゐるといつた有様で、白河殿に集つた人数は極めて小勢であつた。これに反して天皇方では、早くから手廻しをして、義朝、義康の二將に宮城の警固を命じたばかりでなく、法皇が死ぬとすぐに遺言だからといつて、平清盛、源頼政、源重成などいふ、源平兩氏の主だつた武士を残らず身方につけてしまつたので、上皇の方には最初から勝目はなかつた。爲義はこの形勢を見て、これは一旦宇治へ引上げ、宇治の橋を引いて、身方の兵を

待つか、さなくば、近江へ退き、甲賀山に據つて、關東の武士を集める外はない。併しそれが出来ないとするれば、こちらから一つ攻め寄せて、夜打を仕掛けて見たら、どうかなるかも知れない。とにかくこのまゝで待戦をしては、到底勝つ見込はない。」と獻策したが、頼長は奈良、吉野の僧兵の着くのを待つて戦はうといつて用ゐなかつた。その間に天皇方では、義朝の獻策を用ゐて、十一日の未明に、義朝、義康、清盛が手分けをして、三方から白河殿へ押寄せ、風上から火を放つて攻め掛けたので、頼賢や爲朝が奮戦したにも拘らず、とうとう上皇の敗となつた。

上皇と左府

崇徳上皇は馬へ乗つて、一旦は白河から落ちのびたが、翌日剃髪して、仁和寺へ入り、弟の覺性法親王に取なしを頼んだ。頼長は亂軍の中で矢疵を受け、家來に介抱されて、船で奈良まで下つたが、つひ父に會ふことも出来ずに、十四日に船の中で死んだ。年は三十七歳であつた。

戦後の處分

朝廷では即日論功行賞があつて、頼長の氏長者を罷めて、再び忠通に與へ、清盛を播磨守に、義朝を左馬頭に、義康を藏人に任じ、同時に義朝に命じて爲義を逮捕させた。傳説によると、この時信西は一策を立て、敵方の餘類に對して、それらに配流の國を定めて、發表したので、一旦遁け隠れた者も、安心して續々名乗つて出た。爲

義も一旦は關東へ落ちようとしたが、途中から引返して、十六日に義朝の邸へ來て、降参を申入れた。それと前後して忠正も甥の清盛をたよつて、降参して出た。そこで朝廷ではそれらに罪科を論じ、廿三日に上皇を讃岐國へ流したのを筆頭として、武士にはすべて死刑を課し、公卿は一等を減じて流罪に處した。義朝は無論父のために助命を願つたであらうが、命乞ひは終にかなはなかつた。かうして清盛は勅命を奉じて、忠正父子五人を斬り、義朝も矢張父を始め弟たちを自分の手で殺さなければならなかつた。爲朝は少し後れて捕縛されたけれども、特に死一等を減じ、臂の筋を斷つて、伊豆の大島に流された。重仁親王は東洞院に幽閉されて、剃髪させられ、また忠實は奈良へ入つて、官軍に刃向ふといふ風聞があつたので、一時は流刑ときまつたが、忠通の嘆願によつて改めて智足院へ幽閉された。頼長の三子はそれらに流刑になつたが、朝廷では尙ほそれにも嫌らず、頼長の屍を葬つたといふ奈良の般若野へ勅使を立て、墓を發いて、死骸の檢閲を行はせた。

かういつた處分は、事變後一ヶ月の間にびしりと片づけられた。そして皇室と攝關家との内部に久しく蟠まつてゐた感情は、この一大爆發によつて一先づ一掃された。

(一)『殿曆』

- (二)『古事談』。
- (三)白河の母茂子、鳥羽の母茨子、崇徳、後白河の母璋子は、みんな閑院家の出であつた。
- (四、五)『愚管抄』卷四。
- (六、七)『台記』。
- (八)『愚管抄』卷四。『奉記』。
- (九)『愚管抄』卷四。
- (一〇)『台記』。
- (一一)『愚管抄』卷四。
- (一二)『愚管抄』卷四。『奉記』。『百練抄』第七。
- (一三)『台記』。
- (一四)『愚管抄』卷四。
- (一五)『兵範記』。
- (一六)『百練抄』第七。
- (一七)(一八)『台記』。

第三節 平治の亂

黒衣の宰相
信西

保元の亂は實力の時代の到來を報ずる第一鐘であつた。いつ如何なる時代に於ても

人間の實力の一番よく發揮されるのは、變亂の際である。保元の亂はこれまで地方で養つて來た武士の力を、中央の本舞臺へ持出した最初の試みであつた。その曉方朝廷の軍議が定まつて進撃の命が下つた時、義朝は日の出の軍扇をさつと開いて、「義朝はこれまでに幾度となく戦争はしたが、いつも朝廷のお咎めを恐れて、氣のひけないことはなかつた。今こそ天下晴れて朝敵に向ふのだと思ふと、胸の中が晴々する」といつて踴躍して出陣したといふ話を見ても、當時の武士の心持が窺はれるであらう。久しい間神祕の底に包まれた宮廷の現實が、あからさまに曝露されたのはこの時であつた。自然兒爲朝の眼から見ると、左大臣頼長も一箇の卑怯者に過ぎなかつた。天皇方の勝つたのも、關白忠通や内大臣の實能の力ではなくて、平生なら殆んど數にも入らない少納言入道信西が、黒幕の策士として、最初から拔目なく手配をしたためであつた。特に戦後處分の一段になつては、この入道の腕の冴えは、遺憾なく發揮された。彼れが人々の異議を排して、弘仁の亂以來三百五十年の間行はれなかつた死刑を復活したとは、その當時でも色々な非難を受けたくらゐがあつたが、併しあ、いふ際に、とかく動き易い人心を鎮壓して、天下の武士に向つて、朝廷の威嚴を示したのは、全く彼れの果斷の結果であつた。この意味に於て、保元の亂は頼長と信西との争覇であ

希代の學殖

つた。そして攝關家の威望と法皇の恩寵に誇つた頼長の勢力を驟倒すと共に、信西の得意の時代が出現した。

信西は實名を藤原通憲といひ、左大臣武智鷹の遠孫で、大學頭季綱の孫に當り、儒者の家に生れたけれども、儒學ばかりでなく、廣く和漢の書に通じ、當代無雙の博學と讃へられた。信西は朝廷の典故に悉しく、古來の法令をよく調べてゐた上に、佛書をも讀み、天文や易や人相にも通じ、其上に語學まで出來たといはれる程の學者で、少年の頼長に學問を勧めたのも彼れであつた。彼れはその博學を以て鳥羽、崇徳、近衛の三朝に仕へたけれども、なほ家柄を重んずる時代の慣例として、正五位下日向守以上には昇れなかつた。學問の師として、多年頼長の邸へ出入した彼れは、恐らくこの公達によつて、その才を伸べる機會を發見しようと思つたこともあつたらう。けれども彼れはとうとうそ、不遇に失望し、鳥羽法皇に嘆願して、最後の思ひ出に少納言の官を給はり、出家して少納言入道信西といつた。それは彼れがやうく四十歳に達した頃のことであつた。ある傳説によると、彼れはその人相の術によつて、自分に劍難の相の現れてゐることを知つて、その危険を避けるために出家したともいはれてゐる。それは必ずしも信じ得る限ではないが、併し一旦世を捨てた彼れを再び引出して、

とうとうその豫定の運命に導いて行つたのは、不思議な宿命の業くれであつたといはなくてはならぬ。

好箇の政治
家

後白河天皇の即位は、信西を失意の底から、得意の絶頂に登らせた。彼れは天皇の乳母紀伊二位朝子の夫として、即位の初から、萬事につけて天皇の相談相手となつた。彼れは菅原道真以後、儒道の家から出て、大政に參與した唯一人であつたが、併し彼れは道真のやうな無策な文人ではなくて、平安朝末期の變動期に相應はしい、機略もあり、手腕もある一個の政治家であつた。彼れは榮達の望みを絶つて、遁世の身となつてからも十年になるが、年齢は、まだやうく五十を過ぎたばかり、學識經驗共に熟して、脂ののりきつたところであつた。かういつた策士を黒幕に有つた後白河天皇の初年の政治が、一時天下の人心に多少の希望を與へたのも不思議はない。

保元の亂によつて、後白河天皇の地位を鞏固な基礎の上に置くと共に、思切つた戦後の處分によつて人心の動搖を鎮壓した信西は、それより處分が方づくと共に皇居の造營に着手した。白河、鳥羽と相續いで、政を院中で聽く例になつて、鳥羽離宮が政治の中心となつてゐたので、その間内裏の修繕は全く打棄てられて、荒廢にまかせられてゐた。心ある公卿のうちには、この有様を慨いて内裏造營のことを建議したもの

内裏の造營
と廢典の復興

ちあつたが、經費の點から實行せられずゐたのを、信西は一大決心を以てこの難事業に着手し、自分で算盤を執つて、一切の經費を算出し、夜の目もねずに工事を進めたので、二年を過ぎずに諸司、八省から諸殿諸門に至るまで、舊時の莊觀を恢復し、保元二年の十年には、天皇は高松殿を出て、新皇居に還つて來た。そこで翌年の正月には、後一條天皇以來百二十三年の間廢絶してゐた内宴を復活して、關白忠通以下に題を賜はつて詩を作らせ、六月には鳥羽天皇以來三十餘年の間行はれなかつた相撲の節會を再興した。信西は又記録所を復興して、後三條天皇の莊園政策を踏襲したり、京都のうちで武器を佩びることを禁止したりして、しきりに王威の伸張に力を用ひた。彼れの著書のうちに本朝世紀、法曹類林の名が傳はつてゐるのを見ても、彼れは普通の儒者とは違つて、歴史に對する興味と多少緻密な法理の頭腦の所有者であつたことが推想される。

諸子の變遷

信西の得意時代は前後四年に互つて、その間殆んど天下の政治を思ふがまゝに行ひ子息らはいづれも破格の出世をして、長男俊憲は參議右大辨となり、次男貞憲は右中辨となり、三子は憲は少納言に昇り、四男成範は左近衛中將に進み、一家一門の勢は正に飛ぶ鳥をも落さんばかりであつた。こんなことは自然に廷臣らの嫉妬を招かずに

はゐなかつたらう、その上老獪な信西にしても、時には權勢にまかせてやり過ぎるやうなこともあつて、ついろいろ／＼な人の怨みをも受けたらう。そんなことが次第に積つて、彼れの周圍には排信西の感情がだん／＼と濃厚になつて行つた。

後白河帝

後白河天皇は、後三條系の特徴ともいふべき、雄偉な體格と旺盛な精力の所有者であらせられた。天皇は非常に



後白河法皇宸影

記憶力が強く、一度耳に入れたことは、何年経つても忘れたことがなく、又一旦思ひ立つたことは、先例などには頼着せず、どん／＼と斷行する風があつた。併し後三條天皇からもう四代を經過して、

改革者の緊張した精神は、いつともなく薄れてしまつた。白河、鳥羽の二代から既にさうであつたが、後白河天皇になると、さういふ精神のゆるみはいよ／＼目に立つて來た。後三條天皇によつて示された勤儉の美風は院政時代に入ると共に、もう跡方も

なく、萬事が年を追うて華美になつていつて、そこに鳥羽離宮の風流時代を現出した。そのうちでも後白河天皇は雅仁親王といつて、崇徳上皇の御殿に同居してゐた時分から、陽氣な遊び事がすきだつたので、とても天子の器量でないといつて、父の鳥羽法皇から疎んぜられてゐたくらゐな人であつた。他の同胞がみんな法親王になつて、剃髪した中で、天皇だけは二十九歳になるまでも出家もせず、といつて皇位に即く望もない中で、只の親王として安閑と日を送つてゐた。天皇は寛濶な多趣味な諸物などに堪能で、今様の歌や、田樂、猿樂などの民間演藝を愛好し、白拍子を宮中へ招いたり、梁塵秘抄といふ歌の集を編纂するといつたやうな餘り物事に拘泥しないやうな外貌の底に、一種の機略をも包んでゐて、あの多難の時代に清盛、頼朝の二大政治家を向うへ廻して、ヌーボー式にその場々を濁して行くだけの複雑な性格の持主であつた。

藤原信賴

かういふ性格の君主によく見るやうに、天皇にもお氣に入りの男女が澤山あつて、その人々の言葉に動かされるやうな場合が多くあつた。信西が天皇を評して、「謀叛の臣がお側そばにゐても一向にご存知がないばかりか、人に言はれても、まだ氣がつかない程の古今無類の暗主だ」といひ、又信西の子の俊憲も、天皇を晉の惠帝に比較したと傳へられる(四)のも、そんな點を指したものであつたらう。天皇の治世の初年に於ける第

一の寵臣は、藤原信賴であつた。信賴は道長の兄道隆の子孫であつたが、その家は道長の系統に壓せられて、久しく中央の政界へ頭を出す機會がなく、大抵は國司となつて地方を經廻つてゐた。それが信賴の世になつて、保元二年に始めて正四位下に叙せられてから、後白河天皇のお思召して、しきりに官職が進み、翌年には二十七歳の若さでもう正三位に上り、參議、中納言に進み、右衛門督みまを兼ねた。するとこの年の賀茂祭に一つの騒ぎが持上つた。それは關白忠通の棧敷前を、信賴が車に乗つたまゝで通らうとしたことが原因になつて、兩方の家來の喧嘩になり、忠通の家來が信賴の物見車を破壊したのであつた。この騒動の結果として、忠通の家來は、その翌日朝廷の譴責を受けて、嚴重に處罰され、主人の忠通までも閉門を仰付けられた(五)。關白の威勢ですら、どうすることも出来ないくらゐに、信賴の羽振はすさまじいものであつた。程なく、その八月には天皇は位を皇太子に譲つたが、信賴は院別當として、愈々羽振をきかせた。

信賴と信西

かういふ寵臣の舉動を誰よりも先に苦々しく思つたのは、後見役の信西であつたらう。そのうちに信賴は右近衛大將に望をかけて、上皇から信西に相談があつた。日頃から信賴の我儘を憎んでゐた信西は、先例を楯に取つて、その任官に反対したばかり

か、その機会をつかまへて上皇を諫め、唐の安祿山の故事を描いた三卷の繪巻物を献上して、それとなく信頼の逆心を諷したので、任官のことはついそのまゝになつた。この時から信頼は深く信西を怨んで、信西排斥の陰謀を企てるやうになつた。

信頼は、院の近臣では、中納言源師仲、右近衛中將藤原成親らと結び、内裏では、大納言藤原維宗、檢非違使別當藤原惟方を身方にして、密々に計略を進めてゐた。維宗は二條天皇の外舅に當り、又惟方の母は天皇の乳母であつた關係から、天皇が東宮であつた時分から、終始お側について何事にも相談相手になつてゐたので、信西が上皇の信任を得て、思ふまゝに權力を揮ふ様子を見ては、早く天皇の親政にして、政權を自分らの手に握りたいと思つたことであらう。その上、惟方と信頼とは、姻戚關係にもなつてゐたので、その間には、自然に氣脈が通じてゐたらうと想像される。又成親は鳥羽法皇の院中で、一時は飛ぶ鳥を落す勢のあつた中納言家成の子で、まだ若年ながら後白河上皇の寵を受けて、信頼と共に有力な院の近臣の一人であつた。かういふ院と内裏の勢力が、信西排斥の目的に向つて一つになつたけれども、思慮周密な信西は、豫てからさういふ時の用意にとて、平清盛と姻戚關係を結んで、平家の武力を後楯にしてゐるので、うっかり手を出すことも出来なかつた。

排信西の一
圖

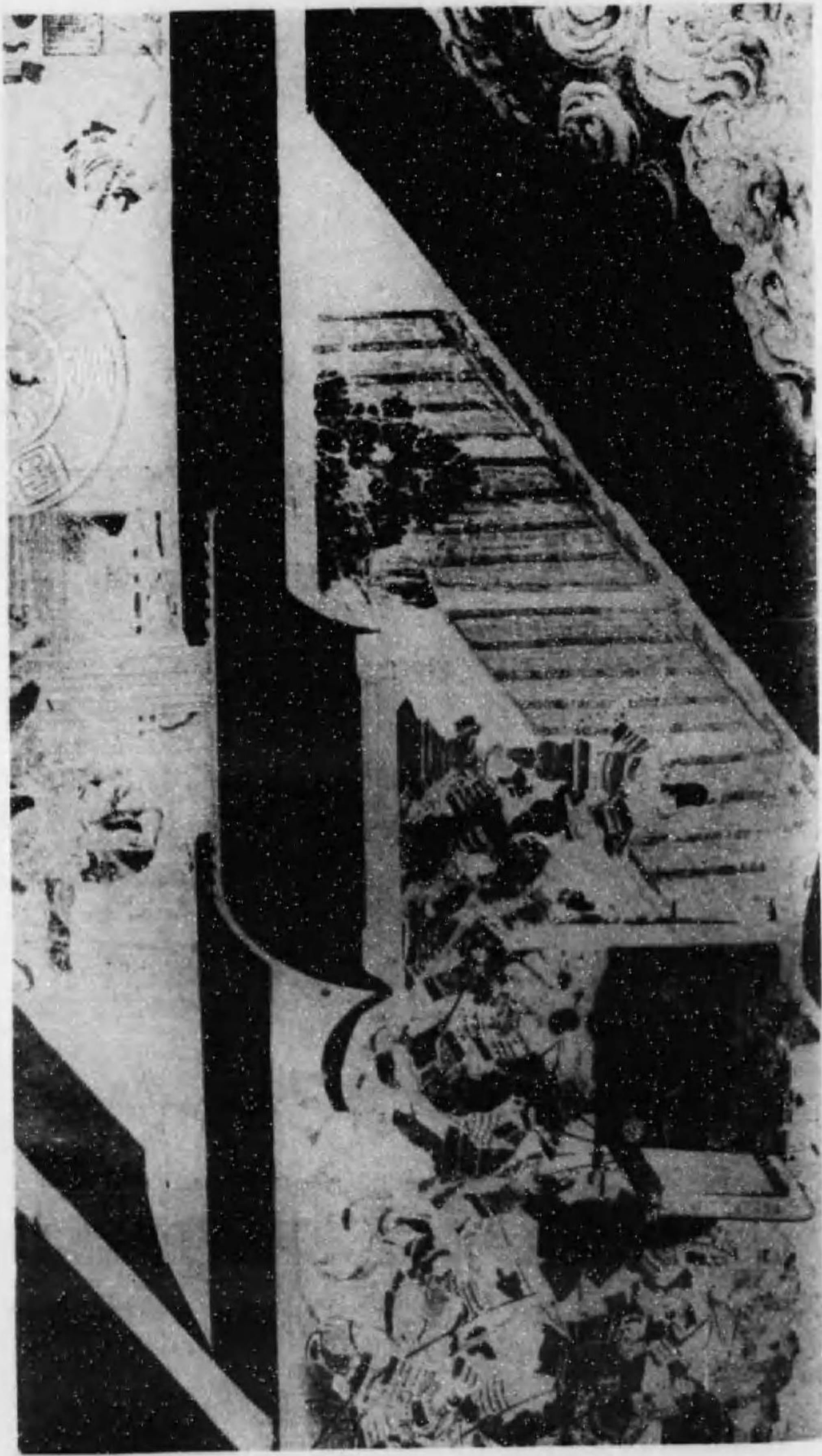
源氏の武力

そんなところから、この陰謀を遂行するためには、どうしても有力な武士を身方にする必要が生じて來た。この場合には信頼一味の者が第一に眼をつけたのは、源氏の武力であつた。源平二氏は、弓馬の家として、久しく朝廷に用ひられ、中にも源氏は滿仲以來藤原氏と關係を結んで、東國に根據を堅めたけれども、院政時代に入つてからは、院の北面から起つた伊勢平氏がめき／＼と頭をあけて、源氏は全く平氏の勢に壓倒されてしまつた。忠盛、清盛父子が宮廷の恩寵を受けて、官位がしきりに昇進し、た間に、義家の嫡孫たる爲義は、檢非違使五位、尉を打止めとして、昇殿をも許されず陸奥の國司になりたいといふ宿願も果されずに不遇の中に老いて行つた。保元の亂は源氏に取つては、家門を起すにこの上もない好機會であつた。この時院宣を奉じて先づ内裏を守護した者は義朝、義康の二人であつた。そして清盛は、父忠盛が崇徳上皇の皇子重仁親王の乳父であつた關係から、鳥羽法皇も内裏に招くべき武士の連名のうちには、清盛の名を入れてなかつたのを、美福門院の計らひで、法皇の遺言だといつて清盛を身方につけたのだと傳へられてゐる。こんな關係で、この戦ひに於ける禁裡方の主力は、平氏ではなくて源氏であつた。そして軍議の席でも、義朝の意見が用ひられて、彼れは踴躍して敵に向つて行つた。

こんなことで、若し公平に保元の亂の戦功を論じたら、義朝の方が清盛よりも遙かに上であるべきにも拘らず、戦後の行賞を見ると、義朝の期待に反して、彼は従五位下左馬頭として、日頃から望んでゐた昇殿は許されたけれども、父や弟たちの命乞ひはつひに聽きこされず、世間からは却つて父の首を斬つたといふ汚名を蒙つたばかりであつた。その一方で、清盛は正四位下安藝守から播磨守に進み、その一門のうちでも、頼盛、教盛、基盛、重盛などは、相並んで昇殿を許された。これは平家が従前から朝廷との因縁が深く、従つて官位も高かつたのではあるが、併し朝廷の功臣として、殿上に肩を並べるやうになつた今となつては、源平兩家の地位權勢の相違が、いよく目に立つて、何かにつけても義朝の神經を刺戟する種子となつたのも、自然の事であつたらう。思ふに義朝が、その一族から分離して、内裏方についたのも、又忍び難い情を忍んで、父を初め一族の殆んど全部を手にかけたのも、その心の底を洗へば、家門のために外ならなかつた。そしてその競争者たる平家の一門が、色々な手段で宮中に取入つてめきくと榮達して行く有様を見るにつけても、どうかして宮中の權力に接近しなくてはならないと思つたであらう。彼れは先づ當時飛ぶ鳥を落す勢のある信西に目をつけて、自分の女むすめを信西の子の是憲に嫁して、兩家の親睦を計りたいと申入

『平治物語繪圖』の一部で、院御所編討を主題にしたものである。それは平治元年十二月九日の夜であつた。信朝、義朝は急に兵を築み、不意に三條島丸の上皇の御所を圍んで、外から火をかけて亂入した。頼朝天を無がして夜霧に獲の如く、刀の閃めき、矢の叫び、阿蘇屋のやうであつた光景が手に取るやうに描かれてゐる。

平治の亂



ふもこけ美濃は手に取るみこに遊ばけつる。

のぼく、尺の四も、夫の如く、阿耨羅のひも

ふもひつ人うけ。麒麟天ふ然りう奇傑引畫

意二三輪真成の土臺の晴雨も聞うた、杵も火

の寄つてし。昔藤、善障り愈に尺ふ兼心、不

こつてうのうもる。ちりり平昔平年十二尺大日

『平昔神報録』の一葉う、詞時雨録作主題

平昔の晴

れたが、信西の眼中には、義朝などは、物の數でもなかつたので、わしの子は學者であるから、武人の聲こゑにする譯にはゆかない」といつて、すけなく拒絶した。その口のまだ乾かないうちに、信西は現在の妻なる紀伊の二位が生んだ成範しげのりのために、清盛の女を娶つて、平家と姻戚關係を結んだのであつた。尤も當時の源平兩氏の勢ひを見れば、信西が義朝の女を斥けて、清盛の女を迎へたのも決して無理はない。義朝は源氏の正嫡として、關東に無数の莊園を有し、海道十五箇國の管領くわんりやうといはれる程に、東國には勢力を有つてゐたが、義家以後一門の内訌が續いたために、家運は大に傾き、爲義の時には、頼義以來殆んど世領のやうに心得てゐた陸奥の國司にさへなることが出來ず、平家が三代の間絶えず所得の多い良國の國司に任ぜられて、いよく富を積んだ間に、爲義は終生一檢非違使で燻ぼつてゐたので、官位の上ばかりではなく、經濟上に於しても、到底平家に結頑する譯にはゆかなかつたものと見え、内裏造營の時にも、平家の一門では、貞觀殿、仁壽殿以下の宮殿や、諸門を引受けたのに對して、義朝はたゞ北廂を造つたばかりであつた。往年關白道長が京極の邸を造つた時に、伊豫守頼光が、屏風や几帳を始め精巧を極めた一切の家具を運び込んで世人に眼を圓くさせた當時に比較すると、源氏の家道も衰へたといはなければならぬ。當時の廷臣の目から見た

十二月九日
の政變

ら、清盛と義朝は殆んど比べものにならないくらゐに段が違つてゐたに相違ない。かうして平家の武力と相結んだ信西に取つては、最早天下に恐れるものはなかつたらう。併し信西としては、かうして義朝の感情を害したことは、信頼の恨みを買つたのと共に、その運の盡きであつた。義朝が信頼の勧誘に應じて、喜んで信西排斥の陰謀に加はつたのに不思議はない。こんな風にして陰謀は着々と進んで、事を擧げる機会を待つてゐるうちに、平治元年十二月四日清盛は、基盛、宗盛の二子と侍十五人ばかりを連れて、熊野へ参詣に出發した。その機會に乗じて、信頼義朝は急に兵を集め、十二月九日の夜、不意に三條烏丸の上皇の御所を圍んで、外から火を掛けて亂入し、信西の一族を捕へようとしたが、いつも御所にゐる筈の信西をはじめ、その妻の紀伊二位も、俊憲、貞憲などの子どもらまで、一人も手に入らなかつた。信頼は別に信西の邸へ兵をやつて焼拂はせた。この騒ぎの間に、内部では一味の中納言師仲が、後白河上皇を車へのせて、御所を出ると、源重成、源光基、源季實などが護衛して、太政官廳のうちにある一本御書所へ移した。二條天皇は最初から經宗、惟方の手のうちにあつたので、そのまゝ、黒戸御所へ幽閉した。

信西の末路

この夜から信頼は、内裏に宿泊し、上皇と天皇とを挾んで、政權を握り、自分では

大臣大將となり、義朝を従四位下播磨守に任じ、その子の頼朝を従五位下右兵衛佐に任じ、又信西の子五人の官を削つて、それら流刑に處し、源光保に命じて、信西を搜索させた。その夜信西はうすう形勢の不穩なことを感づいて、師光、成景、兼光、清實といふ四人の従者を連れて、輿にのつて、京都を脱出し、大和の田原まで落ちのびて、そこで京都の政變を聞き、自分の運命を豫知して、穴を掘つて隠れてゐたが、輿夫の口からその祕密が洩れて、光保の耳に入つたので、とうとう掘出された。その時信西は穴の中で自殺して死んでゐたが、光保はその首を斬つて、京都へ歸り、十二月十七日に大道を廻して、西の獄門の前へ梟した。

清盛の歸京

清盛は紀州の田邊まで行つて、この變事を聞いたが、この無勢で京都へ引返しては、途中が危険だと思つた。一旦九州へ落ちのびて、兵を集めて京都へ攻上らうかといふ評議もあつたが、紀伊の豪族湯淺權守宗重が三十七騎の兵を出し、熊野別當湛快は、鎧七領に弓矢を添へて獻じたので、急に力がついて、そのまゝ、京都へ取つてかへし、信西の首の梟せられた日に、無事に六波羅の邸へ着いた。

源氏の拱手

清盛を無事に京都へ入れたのは、源氏方の第一の失策であつた。傳説によると、この時義朝の長子源太義平が、清盛を阿部野に邀撃しようと主張したのを、信頼が探

用しなかつたので、空しく機会を逸したのだといふ。併し清盛が六波羅の邸へ歸つた後も、義朝が一向攻勢に出なかつた所なぞから考へると、恐らく源氏の兵力があまり優勢でなかつたのと、敵の兵力を計りかねたのとで、遂に戦機を失つたものであつたらう。

陰謀好きの
廷臣

十二月九日のクーデターから信頼の政權は十六日間續いた。この間に政治家としての信頼の無能は、遺憾なく暴露された。彼れは天皇を黒戸の御所へ幽閉して、自分では同じ御殿の中の朝餉あさごひの間に陣取り、傲然として群臣を見下して、思ふがまゝに振舞つたので、忽ち廷臣の同情を失ひ、その同志の間にさへ離反者を生じるやうになつた。そのうちに清盛が無事に六波羅の邸へ入つたと聞いて、陰謀好きの廷臣の間には、早くも一つの陰謀が企てられた。その中心となつたのは、内大臣公教、大納言經宗、檢非違使惟方などの天皇に接近した公卿で、藏人の尹明を密使として清盛と打合せ、天皇をそつと信頼の手から奪つて、六波羅の邸へ移さうといふのであつた。併しこれらの人々は、巧みに機密を守つて、いよく事を擧げるといふ日の朝までも、信頼に對しては、その氣振りも見せなかつたばかりか、清盛からは、その朝信頼に異心の無いといふ誓書を送つて、心をゆるめさせて置いたので、迂闊な信頼は、こんな陰謀があ

清盛の政治
的手腕

らうとは、夢にも思はなかつた。

單純な武人であつた義朝と違つて、最初から政治家の資質を備へた清盛の面目は、この大事の際に最もよく發揮された。熊野から馳せ歸つて、一週間の間に、彼れは一方では武備を整へると共に、一方では天皇と上皇に向つて矢を放つのを不得策と考へて、何食はぬ顔をして、時機の熟するのを待つてゐた。清盛に取つて何よりの僥倖は、敵の兵力の優勢でないことであつた。義朝は最初から深い思慮もなし、たゞ信頼の勸誘に應じて、咄嗟に事を起したのであつたから、その兵力は、折よく京都に居合せた一門家人の外に、義平のやうに、事が起つてから急報に接して馳せ加はつた少數の軍勢があるばかりで、交通の不便な東國の家人は、召集は受けても、さう急に出兵する運びには行かなかつた。この點に於て、平家の勢力範圍が、交通の便のい、近畿地方にあつたことは、何よりの強味であつた。義朝が東國の家人の集まるのを待つて、攻撃を躊躇してゐる間に、清盛の方では、この一週間の間に、充分の兵力を集めることが出来た。今はもう攻撃の機会を待つばかりである。彼れは信頼の勢力が、單に天皇と上皇を挟んでゐる一點にあることを知つてゐた。彼れは喜んで天皇を六波羅へ迎へることに同意した。

豫定の計畫は十二月二十五日の夜を以て、やすくと運ばれた。その夜半に御所の近所から火事が起つた。御所を護衛してゐる武士は、驚いて火事場へ駆けつけた。その騒ぎにまぎれて、天皇は晝のうちから用意してあつた女官の車へのつて、内裏を脱出した。同時に上皇も、惟方の計らひで、そつと御書所を出て、仁和寺へ入つたのを誰一人知る者がなかつた。翌朝になつて、この變事が始めて知れ渡つたので宮中は俄に大騒ぎとなつた。信頼は始めて經宗、惟方に賣られたことを悟つて、悔しがつたが、それを知つた廷臣らは、争つて六波羅へ車を向けたので、信頼、師仲、成親らは、とんと蛇が目を抜かれたやうな形で、茫然と主のない内裏に残つてゐた。義朝はこの有様を見て、信頼を「日本一の大間拔」と罵倒したが、信頼は一言の返事も出来なかつた。

天皇と上皇とを敵に奪はれたことは、信頼一派に取つてこの上もない失策であつた。清盛は今こそ天皇を奉じて、堂々と朝敵に向ふ時が來た。二十六日信頼追討の詔勅が下つて、清盛は先づ嫡子左衛門佐重盛、弟三河守頼盛を大將として、内裏を攻撃させた。平家方の戦略は、敵を内裏から誘き出して、新造の内裏を無事に奪ひ返さうといふのであつたから、二將は一時退却して、六波羅へ引上げた。義朝は追撃して一旦は

六波羅まで攻寄せたが、この時には、身方の武士のうちにも、天皇が六波羅へ行幸になつたと聞いて、變心するものが出來、頼政、光保、光基などは、何れも傍觀して戦に加はらなかつたので、源氏の軍は六條河原で奮戦して、散々に打破られ、義朝はとうとう主従十騎ばかりとなつて、近江をさして落ちて行つた。

信頼、師仲、成親らは、義朝と共に、一旦は内裏を出たが、途中から別れ別れになつてしまつた。そのうちに義朝の敗走したことが分ると、信頼、成親の二人は、仁和寺へ逃げ込んで、上皇にすがつて命を助からうとしたが、翌日清盛は弟經盛を仁和寺へやつて、二人を捕縛させた。信頼は清盛に向つて百方助命を哀願したけれども、叛亂の首謀者といふ廉で死刑を宣告され、即日六條河原で首を刎ねられた。成親はほんの従犯者でもあり、特にはその妹が重盛の妻になつてゐる關係から、刑を赦されて重盛に預けられた。師仲は内裏を出る時に、内侍所の神鏡を懐に入れて出たが、翌日六波羅へ持参したので、その功にかへて死刑を赦され、流刑に處せられた。その他今度の叛亂に關係した者は、それづくに處分されたので、その二十九日、天皇は六波羅の邸を去り、平家の一門に護衛されて、美福門院の八條殿へお還りになつた。

義朝が尾張の内海まで行つて、家來の鎌田正清と一しよに、正清の舅の長田忠致の

源義朝

源義朝花押

ために殺されたのは、それから数日の後であつた。

義朝、正清の首は程なく京都に送られ、永暦元年正月九日に東獄門に梟けられた。義朝の諸子のうちで長子義平は、北國の兵を募るために、途中から別れ

て飛驒へ入つたが、そこで父の死を聞いて、京都へ立歸り、清盛をつけ覘つてゐるうちに、捕まつて、六條河原で處刑された。次男朝長は甲斐、信濃の家人を集める命を受けて、一旦父に別れたが、その途中で創を病んで引返し、到底助からないと知つて、父の手にかゝつて死んだ。頼朝は又近江から美濃へ入る路で、父や兄にはぐれて、ひとり後を追つて行くうちに、關ヶ原へかゝつて、頼盛の家來の彌平兵衛宗清に捕へられて京都へ送られたが、頼盛の母の池、尼の命をひによつて、死刑を赦されて、伊豆の國に流された。

總收

かうして信頼、義朝によつて攪亂された政局は、清盛の政治的手腕によつて、無事に收拾されたので、平家の一門は、この時から、朝廷に對して、最早押しも押されもされない堅固な地歩を占めることになつた。

(一)『愚管抄』卷四。

(二)『保元物語』卷一。

(三)(四)『玉葉』。

(五)『百練抄』第七。

(六)『東鑑』。

(七)『愚管抄』卷五。

第五章 平清盛の時代

第一節 平安朝末期の社會

帝都の文化

藤原氏の榮華の春は、道長の逝去と共に暮れて行つたけれども、次いで院政の世となつて、鳥羽離宮の全盛時代が、かれこれ百年も續いた。この間に平安朝の文化は、丁度小春日和にたまされた花のやうに、またさえ返つて、むかしの春の面影を見せた。一條天皇以來久しく中絶してゐた勅撰集が選ばれ、鳥羽や白河に宏壯な離宮が造營され、法勝寺を始めとして御願の寺が續々と建立され、それに附屬した堂塔や佛像も技巧を凝らしたものが、費川を惜まずに造られる、従つて時々の供養なども華麗を極めるといふ有様で、京都の人心は一般に活氣を呈して來た。

政治上では、久しく藤原氏の下に壓迫されて來た王室の權威を張つて、王朝の盛時に復さうといふ精神が、後三條天皇以來、宮廷の傳統となり、終に頼長や信西によつて、様々な朝儀の復興や大内裏の造營などが企てられるまでになつた。文學の上では後三條天皇が、源師房、大江匡房、源經信以下の才人を拔擢して、樞要の地位を與へ

朝儀

文學

繪畫、服裝

てから、文藝の士がしきりに輩出した。歌人では『後拾遺集』の選者藤原通俊や『金葉集』の選者源俊賴や『詞花集』の選者藤原顯輔や、又それらと對抗して一派の歌論を立てた藤原基俊などが現れて、歌壇に一生面を開き、儒學の方面では、入道信西、藤原頼長、清原頼業などいふ従來の文章博士らとは大分毛色の變つた經世的の學者を出してゐる。又國文學の上でも、これまでの小説や物語に用ひられた女性的國文から脱化した一種の新文體を使つて書いた最初の國文の歴史即ち世嗣よつとの作者と傳へられる藤原爲業が出た。繪畫には、鳥羽僧正や土佐光長などの不朽の天才を出した。服裝や容儀の上に新意匠を出して、朝服の衣紋を突張らせ、烏帽子の紙を厚くして、それに漆を塗り、額をつけた所謂「強裝束」を案出した花園左大臣有仁を生んだのも、この同じ時勢であつた。

宮廷生活の華美

歌合、蟲狩

かういふ生新の氣に満ちた時代の宮廷生活が、それに相應した花々しさを示さねばならぬといふことは、何人にも想像がつくであらう。平安朝の貴族の血管に漲つてゐる享樂的氣分は、この春めかしい陽氣に誘はれずにはゐなかつた。朝廷では歌合せの風流が盛んに流行して、根合せとか前合せとかいつたやうな新趣向を凝らし、又時には艶書合せと稱して、男女の宮臣を二組に分け、互に戀歌の贈答をさせて、その優

劣を審判し、時には、廷臣らに御寮の馬を賜はつて、嵯峨野の秋に蟲狩りを催し、その獲物に歌を添へて獻つらせるといふやうなこともあつた。政治の實權が、院の方へ移つて、内裏はたゞ折々の儀式や遊興の場所に過ぎなかつたので、こんな遊戯と相並んで御遊の管絃は絶え間もなく廷上の春を奏で、歴代の天皇いづれも音楽舞曲にくはしくおはせられた。中にも堀河天皇は深く和漢の歌舞に通じて、笙と横笛とでは妙手の域に達してゐられたといひ、鳥羽天皇も、横笛をよく吹かれたし、後白河天皇は又諠物に堪能で、今様、田歌にまでも通じてゐたと傳へられてゐる。臣下のうちでも、信西入道は歌舞に精しく、男舞の詞曲を精選し、舞の姿をもと、のへて、舞妓磯禪師に舞はせたのが、白拍子の嚆矢だと傳へられてゐる。又悪左府頼長の次子師長も、琵琶と箏の名手で、妙音院と號したくらゐであつた。そればかりでなく、その頃民間に流行り出した猿樂や田樂までが、宮廷に取入れられるやうになつて、堀河天皇は、三十人の廷臣に田樂を習はせ、冠宮の蓋をかぶり、異様な服装をして、鼓を撃つたり、笛を吹いたり、銅拍子をすつたりして、庭の中を踊り廻るのを、見物して夜を更かしたこともあつた。

中にも壯觀を極めたのは、天治元年に催された白河の花の宴であつた。丁度崇徳天

歌舞音曲

白河の花の宴

皇が位に即いて、保安を天治と改元された年であつたが、その閏二月十二日、白河法皇は鳥羽上皇と同じ車に乗り、攝政藤原忠通、太政大臣源雅實以下の公卿は、馬に騎つて前驅し、四十人の女官らは車を聯ねて扈從した。殿上人の狩裝束といひ、女官らの衣裳といひ、思ひ／＼に意匠を凝らし、錦繡の地に金銀珠玉を綴つて、見る目も眩ゆいばかりであつた。女車からこぼれる衣を見ると、上衣から裳へかけて、一面に金銀で色々な紋や模様を散らした中には、裳の腰に、錦に玉を貫いて、玉にもぬける春の柳か」といふ歌の意をほめかしたのもあれば、葡萄染の裳に鏡をつけて、水に宿つた月の姿を匂はせたのもあり、又錦の唐衣に櫻の花を散らし、その上に淺黄に染めた錦をひいて、野邊の霞になぞらへたのもあつた。やがて一行が法勝寺に繰込むと、そこには櫻花の爛漫と咲き亂れた下に、別な花を散らして、牛の爪も隠れ、車の轆も没する有様は、雪の降り積つたかと思はれる程であつた。それから白河の南殿に着いて盛んな歌の會を催して陽春の興趣を心ゆくまで味つた時、この人々の心には、世は永への春と思はれたであらう。然かも僅かに三十年の後に、「亂世のはじめ」と嘆かれた戦亂の烽火が、突如として、しかもこの同じ白河殿の内からあがらうとは、果して夢にさへ浮べたものがあるであらうか？

しかしかういふ宮廷生活の華やかな舞臺の背後には、絶えず一種の暗影が漂つてゐた。それはある意味に於ては王朝四百年の享樂的生活が、その背地に描き出した陰影であつた。歡樂の裏には、いつも哀愁の影が伴ふやうに、平安京の生活にさながら極樂淨土の歡樂を實現した貴族の神經には、佛教の教理によつて形作られた、漠然たる厭世觀が浸み込んでゐた。一たび歡樂の盃を措いた時に、惡夢のやうに彼等の心を脅かすものは、人生無常のたよりない感であつた。彼等はそこに人間の力ではどうすることも出来ない宿命の威力を認めて、身を震はさすにはゐられなかつた。『源氏物語』を読む者は、あの人生の歡樂の限りを盡した光る源氏の華やかな運命の底にも、一味の哀調の漂つてゐるゝを感じない譯には行かないであらう。彼等はたゞ佛のみ手にすがつてこの不可抗の運命から免れようとした。平安朝の宮廷生活が、耳目口鼻の官能的快樂と共に、祈禱と修法とによつて、その大部分を占められてゐたのは、これがためであつた。彼等の想像の眼に映じた極樂淨土は、異香薰じ、紫雲たなびき、金色燦爛たる玉殿に、迦陵頻迦の妙音樂の響き渡る常樂の世界であつた。彼等はそこに圓滿無碍の福幸を夢み、歌舞の菩薩の姿を想像し、阿彌陀の手から引いた五色の絲にすがつて、そこに導かれることが出来ることと信じてゐた。

かうして祈禱、修法や、極樂往生の幻影によつて慰撫されて來た平安朝生活の陰影は、年と共に濃厚の度を加へて行つた。そして藤原氏の運命がその榮華の絶頂に登りつめた前後から、哀愁の色は何となく平安京の生活の全面を包むやうになつた。京都の市中には田樂が流行して上下の士女を狂奔させてゐる間に、鳥邊野、阿彌陀が峯のあたりでは、現世に絶望した苦行の上人が、西方淨土の生活に憧れて、煩惱の身を焼き盡すものが絶えなかつた。中にもあの寂照法師の發心の物語などは、平安朝の享樂生活の裏と表を何よりも雄辯に語るものであつた。彼れは俗名を大江定基といつた碩學大江維時の孫に當り、父齊光は冷泉、圓融、一條三帝の侍讀として參議に昇り、大學頭となつた。定基も父祖の業を承けて、早くから才人の名を知られ、圓融天皇に仕へて、藏人となり、三河守に任ぜられた、彼れも平安朝の貴公子の一人として、若い頃から歡樂の盃に親しんだであらう。その頃赤阪の遊女であつた力壽といふものになじみを重ね、妻を離別して、この女を連れて三河へ赴任した。間もなく女は重い病に罹つて、美しかつた姿も日増に衰れ、とう／＼夫に先立つてこの世を去つてしまふ。定基は愛する女の變り果てた面影を眺めるにつけても、昔の事ばかり思ひ出されて葬式をする方角もなく、死んだ女と同衾して、夜晝かき口説いては口を吸つてゐたが

四五日経つうちに女の口の中から臭い香におほりが出て来たので、急に氣味が悪くなつて、匆匆に野邊の邊りをすました。彼れが人生の無常を感じたのは、この時からであつた。それから後は、見る事聞く事につけて、厭世の心がいよ／＼深くなり、寛和二年廿九歳の時、都に出て、如意輪寺の寂心法師の弟子となつて、寂照といふ名をもらつた。その後叡山に登つて、恵心僧都の教を受け、更に宋へ渡つて、宋の天子を始め、衆人の尊信を受け、七十七歳まで生きて宋で死んだ。

寂照法師の物語は、當時の社會の一面をありのままに映じ出したたゞ一つの例に過ぎないけれども、とにかくあの眩しい位に華やかな宮廷生活の背面には、かういふ暗影が長く尾を曳いてゐたことは、なほ様々な發心者の物語や、初代基督教徒の苦行の話をも聯想させるやうな多くの上人の傳説によつても想像される。そしてこれらの眞の求道者が、何らかの機縁によつて享樂の生活から醒まされた少數の貴族の階級からよりも、人生の苦みを目のあたりに見つめる機會の多い武士や僧侶や庶民の間から、一層多數に現れたであらうことも、想像され得べきことであつた。これらの求道者に取つては、佛者が口辭に宣傳する末世末法の世の有様は、最早經典中の假説ではなくて、生きた現前の事實であつた。特に承平天慶以後打續く天下の變亂は、次第にこの

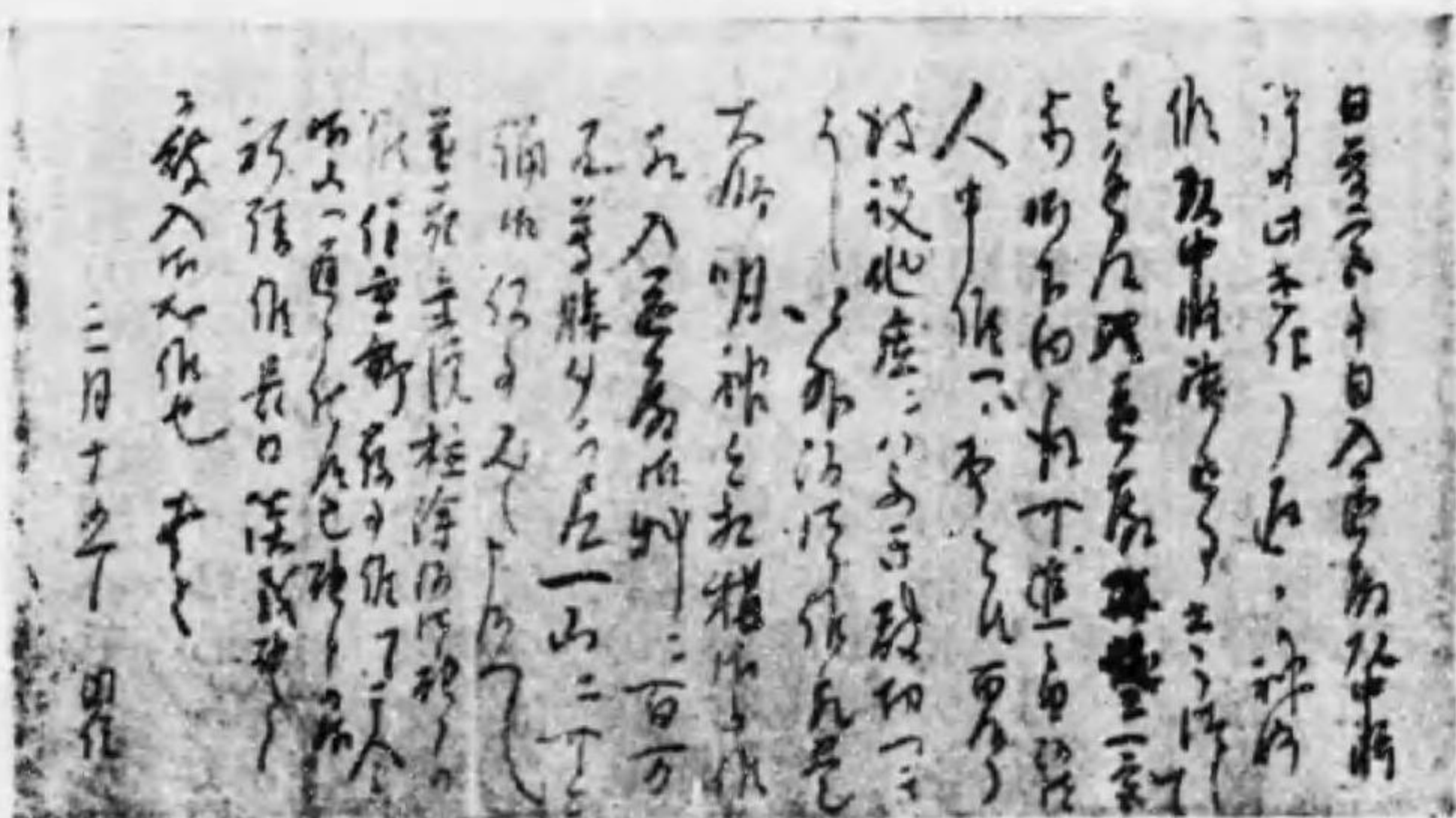
世紀末の氣分

事實を裏書して、一般の世人にまでも、漠然とした不安を感じさせる力があつた。それも遠波とほなみのやうに響いて来る東國や南海の騒ぎの噂ばかりでなく、この頃からお藤元の内うちでさへ、警備がゆるんで、どうかすると、毎夜のやうに強盜や放火があつて、住民は枕を高くしては眠れないといふ有様であつて見れば、久しく秦平になれた平安城の民が、早くも時世の秋を感じて、頽廢的氣分を萌すやうになつたのも不思議はない。

かういふ世紀末の氣分は、藤原氏の榮華の夢が消えて行くと共に愈々濃厚になつて行つた。今までは天下の兵亂といつても、僅かに武將の出陣の行列や凱旋の光景を見物して、勇ましい武士の行装や、曳かれて行く俘囚とりこや、敵の大將の首級などを珍らしいものと眺めるくらゐのもであつたが、叡山や南都の諸寺院が武装して、神輿や神木を擔ぎあげた異形の僧兵の姿が、絶えず首都の平和を亂すやうになると共に、上皇や天皇の御幸ごきんのたびに、弓箭を負つた武士が、いかめしく輿の前後を護衛するを見て、格別不思議にも思はないやうになつた。そればかりでなく、神輿や神木を擔ぎ込まうとする法師らと、警固の武士との間に小競合こせりあひが起つて、噂にのみ聞いてゐた戦争の有様を實際に目撃することも度々になつた。平和の時代は最早過去の夢となつた、續いて来るものは亂世だといふ感じが、神經質な都人士の胸から胸に響き渡つた。『榮

都人士の不安

詩人西行の
遁世
西行の手紙



西行法師書翰

華物語』や、『大鏡』や、『今鏡』などの新しい歴史物語の中に、一種の回顧的情調を滲み出させたのも、又あの『山家集』を通して、銀の絲のやうな一筋の旋律を奏でさせてゐるのも、この同じ響きであつた。

實際北面の武人佐藤義清をして、二十三歳の若盛り（五）に、あわたゞしく世を見棄てさせたばかりでなく、その親友であつた藤原爲業、頼業、爲隆兄弟までも、相前後して世を遁れたことを考へて見ても、當時の世態が、多感多情の青年の胸にどれ程深刻な哀愁の影を宿したかが想像される。西行の出家の動機については、或は左衛門尉憲康の頓死を（五）擧げ、或は義清及び爲業兄弟と待賢門院との間につながらる筋の絲をたどつて、崇徳天皇との關係（六）に何らかの機縁を求めようとするけれども、よ

浄土思想の
細い流れ

教信沙彌

しそれらがすべて信すべき事實だとしても、それらは偶々この時代の病に冒された青年の思想に最後の斷案を與へたものに過ぎなかつたらう。そこに寂照の時代に比べる（五）と、一層濃厚な陰影が、平安京の生活の全面に蔽ひかゝつて、若い人々の胸の底にまでも忍び込んで行つた趣かうかゞはれる。例へば莢が割れて自然に豆の落ちるやうにちよつとした機會さへあれば、別に特殊な境遇の刺戟を待つまでもなく、誰でもすぐに遁世するといふ位に、厭世的の氣分が濃厚になつてゐた。

平安朝末期の世相に現れたかういふ暗影に對して、人心の救済と慰安とを本來の任務とする宗教家は、何をしてゐたか？ 叡山、南都の教法が、ひたすら現世の幸福を希求する祈禱佛教となり了つた今となつても、その幾千の學匠のうち、一人二人の眞面目な求道者がなかつたであらうか？ 平安朝の佛教史を辿るものは、その國家的乃至宮廷的な大規模の宗教の流れに沿うて、個人の救済を主眼とする浄土思想の細い流れが、斷續して、ところ／＼に流れてゐたことを見落すことは出来ないであらう。叡山佛教の大成者慈覺大師と時を同うして、播州賀古郡の田園に、不僧不俗の生涯を送つた、あの半ば傳説的な教信沙彌の篤信な生活は、三百年を隔て、偉僧親鸞の信仰に多大の影響を與へたといはれてゐる。降つて天慶年代になると、そこには念佛を唱

空也上人

鎌倉時代前篇

一四八

へ、鉦を撃つて、京の市中を躍り廻つたあの空也上人の特異な影が、誰れの目にも映じて来る。上人は我が國に於ける念佛行者の第一人者として、平安朝の貴族佛教を、廣く民衆の信仰に導かうと試みた最初の布教者であつた。併し上人の時にはまだく、宗教上の革新の準備が出来てゐなかつたので、上人の躍つてゐる姿は、一般からは寧ろ異様に感ぜられたに相違ない。

源信の『往生要集』

良忍の融通念佛宗

けれども上人と相前後して、叡山の學徒のうちに、良源、源信の二名僧を起して、教理上から淨土教門の基礎を築き上げさせてゐるのを見ても、時勢は黙々のうちに進むべき道に向つてゐたことは争はれない。實際次の時代になつて、法然によつて宣揚された宗教改革の種子は、悉く源信の『往生要集』のうちに包まれてゐた。この時から叡山は淨土思想の淵源となり、眞面目な求道者は、いづれも淨土教の信仰によつて自己救済の工夫を凝らすやうになつた。法然の先驅として、崇徳天皇の朝に、融通念佛の一人を宣言した良忍などもその一人であつた。彼れは多年の教學にも、一身の安心がどうしても得られなかつたので、二十三歳の時、山を下つて大原山の松林院に隱遁して二十餘年の間常坐不臥の修業を積み、その間心を華嚴法華の二經に潛めて、念佛六萬遍の日課を怠らなかつた。一日夢現のうちに阿彌陀佛の靈告を受けて、他力往生の眞

空也より法然

諦を悟り、猛然として融通念佛宗を宣言し、始めて衆生濟度の心を決し、空也上人の先例に倣つて民衆の間に布教したのであつた。

思ふにかうして時代の要求に目醒まされた眞面目な求道者の流れは、空也から法然に至るまで、叡山にも、南都にも、又は高野の山上にも、時から時に絶えなかつたであらう。そしてそれらの求道者の傾向が、著しく隱遁的となり、他力的となり、偏へに佛名を念じ、彌陀の攝取によつて、極樂往生を遂げることを主眼とする方向に向つて行つたのを見ても、不安の空氣に囚さされた時代の苦悶が、そこにも同じやうに脈打つてゐることを感ぜずにはゐられない。實際空也から法然に至る二百年の間隙は、我が宗教界に於ける新信仰の醗酵期であつた。この間に幾千の眞面目な求道者が、その衷心の不安のために、甲斐のない苦行を積んだとであらうか？阿彌陀峯や、鳥邊野のあたりで、西方の淨土を慕つて、生きながら身を焼いた多くの苦行者の物語を考へて見ても、時代の煩悶に救済の光を見出すまでには、宗教家の間でもどれだけの犠牲が拂はれたかが想像される。それらの犠牲者の存在を頭に描いて見ると、あの寂照や西行の遁世の物語などは、ほんの大海の一沫に過ぎないものであつた。

大亂の爆發

かういふ息づまるやうな空氣の中に、忽然として保元、平治の大亂が爆發した。こ

れまで別世界の消息のやうに聞いてゐた戦争が、俄かに目の前で起つて、三百五十年の間中止されてゐた死刑が再興され、上皇までが都の外へ流される。現在の子に命じて、父の首を斬らせるばかりか、罪もない子供らまでも捜し出して、兄の手にかけて殺させるといふ有様を見ては、氣の弱い京都人をして、いよ／＼世の終りが近づいたやうに感じさせたのも無理はない。さういふ残忍な光景が、やう／＼記憶の表面から薄らいだかと思ふうちに、現にその怖ろしい處分の發議者として、一時は飛ぶ鳥をも落すほどの勢を振つた入道信西が、一夜のうちに勢力を失つて、今日はもう自分の首を獄門に曝すやうになるかと思ふと、その信西を蹴落した信賴や義朝が、明日はもう首になつて、都の中を引廻される。かういふ有爲轉變の世相を目の當りに見れば、『愚管抄』の作者ならずとも、天下はいよ／＼亂世になつたと思はずにはゐられなかつたらう。

以上は中央の貴族階級の狀態である。宮廷を中心としてその周圍を繞る限られた社會のことである。彼等はこの狹隘な天地を以て自分の世界と信じ、その外部には鬼の住む世界があるとさへ信じてゐた。彼らは丁度學者の想像に描かれた火星の住民のやうに、全く外部の世界とは孤立して、自分自身の文化を保持してゐた。その文化は外

貴族文化の
停滞

部からの新鮮な刺戟を受けないために、次第に停滞し、萎縮して、小さく、小さく固まつて行つた。そして今ではもう爛熟の極、性の區別さへ没却して、男も女も容儀の修飾に浮身を窵し、男子までが眉毛を剃つて、黛を入れたり、薄化粧をしたり、齒を染めたりするくらゐになつた。

併しかういふ生活は、國民生活のほんの一小部分で、その外部には、まだかういふ文化に染まらない健全な民衆の廣大な領土が横はつてゐた。即ちこの頃にはもう社會の一大勢力になつてゐた武士の階級である。それらの武士は、それぞれの地方に土着して、いはゆる「住人」の階級を形作り、その地方の地主として、多少の武力をも備へてゐた。かういふ地方の「住人」階級は、その政治上の地位からいふと、到底中央の貴族と比べものにもならないばかりか、文化に於ても、遙かに粗朴な状態にあつたので、地方にゐれば、農民の間に領主のやうな勢力を振つてゐるものでも、中央へ出ては、殆んど人間らしい取扱ひをも受けることは出来なかつた。その上彼らは自分の領地の安全を圖るためには、中央の權門勢家と結托して、その庇護を借る必要があつたので大抵はその土地を中央の貴族に獻じて莊園とし、自分では莊司といふ名義で、領地の支配權を握つてゐた。そんな事情から、地方の「住人」と中央の貴族との間には、主

健全なる民
衆の領土

従の關係さへ結ばれるやうになつて、いよいよ頭があがらないことになつた。平、將門が藤原忠平に對して、最後まで臣下の禮を取つてゐたことや、源氏の一門が、滿仲以來藤原氏の家臣として、忠勤を勵んでゐたことを考へても、又平、忠盛が初めて昇殿を許された時に、殿上人が閣討にして、耻辱を與へようといふ相談をした話を見ても、武士の侮蔑されてゐた有様が想像される。武士階級のうちでも最上流に位する源平二氏でさへ、かうだとすれば、それ以下の普通の武士が、兵衛、尉ぐらゐの賤しい武官を京都から買つて歸つて、わづかに農民の間に幅をきかせてゐたのに不思議はない。

これらの武士は中央の貴族から見ると、地位こそ低いが、文化こそ劣つてゐるが、併しその生活の上では、京都の貴族よりも遙かに健實な基礎を占めてゐた。彼等は地方に於て土地を有し、その土地に土着した農民を有し、更にその領地を保護する爲には家、子郎等をも養つてゐた。その住んでゐる地方に於ては、彼等は嚴然たる一個の君主で、その部内の百姓や家臣に對しては、生殺與奪の權をも握つてゐた。これらの郎等は、最初は農民の土地を離れたいはゆる浮浪人などが、土豪の部内へ流れ込んで來たものであつたらうが、一旦その土地に足を留めて、その領主との間に主従の關係を結ぶやうになると、いつでも命を投出して、主君に忠勤を盡さなければならぬ代りに

武士階級の生活

君臣主従間の情誼

平生は相應の土地を給せられて、生活の保障を與へられるのであつた。あの余吾將軍維茂や、箕田源二宛や、村岡五郎良文などが、東國に勢力を振つたのも、いはゆる坂東八平氏や武藏の七黨などが起つて、到る所で私闘を交へたのも、これらの家の子郎等の武力にたよつたのであつた。かういふ主従の關係は、親から子へ、子から孫へと代を累ねて繼續するにつれて、いよいよその間の情誼が加はり、又そのうちには自然の訓練が行はれて、武士特有の氣風が發達するやうになつた。中にも武士階級の勢力に統一と訓練とを與へたものは、前後二回の奥州戰爭であつた。この間に源氏の武將の統率の下に、武術をも精神をも充分に練磨された東國の武士は、義家の時になつて、一旦は源氏の武名の下に統一された一大勢力となつた。

かういふ地方の武士階級が、その死生の間から得來つた剛健の氣風こそは、平安朝末期の萎靡沈滞した中央の文化に代つて、新時代の戸を開くべき鍵であつた。久しく狭い郡の地域内に閉籠められて、陰謀と享樂とに浮身を窺して來た貴族階級の生活が殆んどどん底まで達して、衰への色が滲み出して來た一方で、廣漠たる平野を眼前に控へて、常に自分の實力で自分の運命を切開いて行くことにならされて來た武士階級の神經には、風雪を凌いだ松のやうな力が充ちてゐた。彼らの足は堅く地を踏んで立つ

武士道の萌芽

てゐた。彼等の眼前には、生と死との争ひが横はつてゐた。そこに京の貴族には見られない強味があつた。彼等は浮いた權勢や利慾の争に疲れ果てた貴族らとは違つて、その生活は固定した土地と主従の情誼によつて支配されてゐた。そして絶えず死に面して立つてゐる彼等に取つては、自己一身の幸福はあまりに頼み難いものであつた。そこから自然に、自己の延長として、家を思ひ、子孫を思ふといふ觀念が發達し、主君や、隣人に對しても、永續した情誼が養はれるやうになつた。個人主義、利那主義ノノ享樂主義に徹底した貴族の生活とは違つて、彼等の生活は主従の恩義で結ばれ、家の觀念で固められてゐた。彼等は義のためには、一身をも惜まず、家のためには、個人の生命をも甘んじて犠牲にした。そこに中央の貴族階級には見られない、新しい、力のある道德の萌芽が包まれてゐた。即ち中世以後わが國民の文化に新しい生命を注入した武士道の精神こそは、これら武士階級の發生と共に發生し、その發達に伴うて練磨されて行つたわが民族固有の文化であつた。從來の外來文化とは類を異にして眞に國民の生活に根ざし、わが國の土中から生れた文化であつた。あの『奥州後三年記』にある鎌倉權五郎景正と三浦平太郎爲次の物語を見ても、後にわが武士道の一大特色となつた「武士の面目」といふ觀念が、その發生の初期に於て、既に武士階級の道德の

重要な部分を占めてゐたことが分るし、又平忠盛の家來が國禁を犯して鷹狩をして挿へられた時に、勅命よりも主命が重いからと答へたといふ話^(七)を見ても、當時の武士が如何に君主に對して忠實であつたか、想像される。

地方民衆と朝廷

かういふ武門、武士の階級と、その階級に特有な氣風とは、實に平安朝を通じての地方政治の紊亂が産み出した自然の産物であつた。これによつて解體に向つた社會の組織に、新しい血が注入され、そのうちから自然に新しい、健全な社會の組織が、芽ぐんで來たのである。實際この頃になつては、地方の武士の道義を支配するものは、君主に對する忠誠と家門に對する面目より外にはなかつた。彼らは主恩の爲には一命をも輕しとし、又武士の面目を維持する爲には死を賭して悔いなかつた。けれども東北の曠野と西南の領土とが、既に國家の保護を離れて、土豪の分割に委せられた時から、朝廷といふ觀念は地方の民衆の頭から消えて行つた。最早それらの民衆の生活に何等の保障をも與へない朝廷は、彼等に取つては、何のたよりにもならないものであつた。彼等の生命は今ではたゞその地方の領主の手のうちに握られてゐた。そしてさういふ世襲の領主の下に幾代か經過するうちに、地方の民衆が次第に領主あるを知つて、朝廷あるを知らないやうになつたのに不思議はない。中には彼らの間から出た武士階級

に於ては、その領主との関係が一層親密であるだけに領主に對する情誼も一層深かつた。保元平治の亂に、源平の武士がその主君の命のまゝに、今日は禁裏方について戦つたかと思ふと、明日は忽ち禁裏に向つて弓をひいたのも、當時の武士の道義としては、何のやましいこともなかつたのである。忠盛の家來が京都の近くでさへ、平氣で國禁を犯して「勅命よりも主命が重い」と公言した事實から考へても、中央政府の威力の及ばない遠方の國ならば、朝威の行はれないのは、言ふまでもないことであつたらう。

廣常の豪語

かういふ無政府の状態は、既に將門の時に於て、足柄、碓氷の關門を堅めて關八州に獨立の王國を立てようといふ形勢を現出した。まして關東、奥羽が事實上群雄割據の天地となつた源平二氏興隆の時代となつては、「かうして關東に居る以上は、誰にだつて指一本をささせるものではないぞ」と豪語したのは、決して下總介廣常ばかりではなかつたらう。

新勢力の代表

平安朝末期の時勢は、一方ではかういふ武士階級の潛勢力が、もう天下に瀰蔓して中央政府の關際まで押寄せて來た時であつた。そして院政時代の動搖によつて、始めて中央の政治舞臺に導かれた時から、これらの剛健な勢力は、既に頽廢した貴族階級に代るべき約束をもつてゐた。清盛はこの新興の勢力を代表して、日本の政治に新局面を打開すべき運命を帯びて生れて來た第一の政治家であつた。

(一)『今鏡』。

(二)『愚管抄』卷四。

(三)『百練抄』長徳元年九月十六日、「上人於阿彌陀峯燒身。上下雲集見之。近年諸國燒身者十一人云々。」左經記「萬壽三年七月十五日、今曉尼於鳥部野燒身云々。世藥王品燒身之間心非散亂。向西燒了云々。」百練抄「安元二年八月十五日、上人十一人入水。其中稱蓮華淨上人者爲發起。」

(四)『今昔物語』「宇治拾遺物語」。

(五)『西行物語』。

(六)藤岡作太郎氏『異本山家集』附錄『西行論』。

(七)『古事談』。

(八)『愚管抄』卷六。

第二節 平氏の海上經營

將門、純友の叛亂が、同時に東西に火の手をあげて以來、東國には山賊の患ひが絶えず、西國には海賊が跋扈して、私人の往來が危険であつたばかりでなく、三河遠江

東北の日本
と西南の日
本

から東の山地では、國々から京都へ輸送する貢納が、絶えず馬賊の掠奪を蒙り、又瀬戸内海の島々には、海賊が巢窟をかまへてゐて、輸送の船舶を脅かすのを仕事にした。そんな有様で、朝廷の威力はもうその頃から東は箱根以東に及ばず、西は瀬戸内海の航通路をも安全にする力はなかつたが、それでも西南の諸國は早くから開けてゐただけに、人口の密度や文化の程度も、關東、奥羽の山地に比べては遙かに優り、従つて政治も行はれ易かつたので、まだ充分に殖民地の空氣を脱しきらなかつた東北とは、餘程形勢が變つてゐた。そこには多少の兵船を所有して、その地方に威を振ふ所の土豪が存在して、海權の爭奪から互に私闘を交へたり、又小さな海賊の親分となつて政府の官僚を悩ましてゐた。『平家物語』に出て来る阿波の田口、伊豫の河野、安藝の沼田、熊野の別當、淡路の安藝、豊後の緒方、白杵、筑前の菊地、原田などは、かういふ土豪のうちでも、目ばしいものであつたらう。併し地勢や文化の關係上、西國には、關東の上總介忠常とか、奥羽の阿部氏や清原氏といったやうに、公然と中央政府に反抗するほどの勢力をもつた豪族は一人もなく、いづれも海賊の大きなものぐらゐであつたから、東北の日本が、幾度か大きな動搖を繰返して、その間から源氏の勢力を築き上げて行つた間に、西南の日本はたゞ海賊の被害が絶えないといふ位のこと

經過して來た。

平氏と海賊
征討

けれども西南の日本に於ける海賊の害も、地方政治の紊亂が年を追うて酷しくなつたのと比例して、層一層と範圍を擴張して行つたらしく、院政期に入つては、殆んど頻發して、手のつけられない程になつて來た。この際朝廷の命を受けて、海賊征討の功を樹てたものは、伊勢平氏であつた。平氏は正盛以來屢、海賊征討の恩命を受けて瀬戸内海の兩岸に武威を振つたばかりでなく、父子三代の間續いて、備前、讃岐、播磨、安藝、肥後などの沿海の要地に國司となつてゐたので、その間に内海の兩岸に多くの莊園をも作り、又その地方の豪族との間にも種々な關係が生じて、多くの家人を作るやうになつたのは、自然のことであつた。按ふに平氏が海賊征討の任に選ばれた一つの理由は、その發祥の地が、海灣を控へた伊勢であつた關係から、東國の山地に成立つた源氏の武士とは違つて、早くから海事に關する經驗もあり、その部下にも兵船を有つた者が多く、海上の戦には便宜が多かつたといふ點にあつたらうが、併し正盛や忠盛が、離合集散の自由な海上の賊に向つて、多少の効果を擧げることの出來た主な理由は、寧ろ正面から武威を以て臨んだばかりでなく、それらの海賊の親分とも見られる沿海地方の土豪をうまく手懐けて、自分の家人にし、それらの手を通じて鎮撫

させるといふやうな手段を用いた點にあつたらしい。それは保延元年に忠盛が海賊征討の命を受け、日高禪師以下三十名の俘虜を引いて入京した時に、「忠盛の連れて来たのは本當の海賊ではなく、只自分の家人にならないものを海賊だといつて捕縛して来たのだ」といふ噂が立つたことなどから考へても、どうもさうらしく思はれる。

とにかく平家は一方ではこれらの海賊鎮壓の功によつて、一族郎等までも朝廷の恩賞を蒙り、一方ではそれらの海賊との結托によつて内處の利益をも占めたであらう。そんな風にして、平家は正盛、忠盛二代の間に莫大な富を作り、その資力を擁して、如才なく宮中に入つて、だん／＼と立身出世の地歩を作つて行つたのであつた。

こんな風にして、丁度源氏が關東を根據にして、東北の日本を勢力範圍にしたやうに、平氏は伊賀伊勢を根據として、西南の日本に勢力を振ふやうになつた。そして頼義義家が奥州の富源に注目して、陸奥の國を以て殆んど領國のやうに考へてゐると同じく、平氏は忠盛以來海外貿易の利に着目して、安藝國を以て領國のやうに考へ、瀬戸内海の通交權をその手に握らうとしてゐたとは、清盛が嚴島を經營したり、音戸の瀬戸を開鑿したりした事蹟によつても推察される。

宇多天皇の御代に遣唐使が廢止されて以來、大陸との交通は、一時全く杜絶してゐる

瀬戸内の海
權掌握

海外交通

だが、それでも僧侶や商人などの折々の交通があつて、大陸との關係は、たゞ一縷の線でつながれてゐた。その間に大陸では、唐が亡びて宋が起り、一條天皇の頃から宋の商人は折々來朝して、沿岸貿易を營み、時には明州の刺史から書面を添へて獻上物などをもつて來たこともあつて、太宰府からその返禮として物を贈つたやうなこともあつた。支那の僧が來朝したり、日本の僧侶が支那へ渡つたりしたのは、大抵かういふ便船の折であつた。圓融天皇の天元五年に東大寺の僧齋然が入宋したのを筆初めとして、寂照、成尋などいふ僧侶が宋へ渡つたが、成尋の門弟が日本へ歸る時に初めて宋の皇帝からの贈物と自筆の文書が届いたので、朝廷では受けるか受けまいかといふことで、大分議論があつたが、結局僧仲回を使節として返書を送ることになつた。これは白河天皇の承暦二年のことであつた。こんな風で主に商人や僧侶を仲介者として行はれた日宋の交通は、年を経るまゝ、次第に頻繁になつて行つた。従つて唐錦、唐綾、唐墨、唐蓆といふやうなものが、京都で珍重されるやうになり、九州の海濱には、宋の商人が滞在して貿易を營んでゐるものもあつた。

崇徳天皇の長承二年に宋の商船が九州へ來た。大宰府ではすぐに官吏をやつて臨檢させたが、この時院の家司であつて忠盛は、宋人周新といふ者の船の着いた所は、院

忠盛と外國
貿易

の御領になつてゐる神崎、庄のうちだから、太宰府の手を経る必要はない」といふ院の下文を出して、勝手に貿易船の支配をした。これはその當時太宰權帥であつた藤原長實が忠盛の暴横を憤慨して、『長秋記』の著者に語つた事實談であるが、こんな断片的の事實から考へて見ても、平家では忠盛の時から、海外貿易に着眼してゐたことが臆ろけにも推測される。忠盛が巨萬の富を累ねたといつて、當時の公卿らから羨まれてゐたその財源は、恐らくこんなところにもあつたのであらう。

清盛の海上施設

清盛は父の遺策を繼承して、一層海上の經營に力を注いだ。清盛は久安二年に安藝守に任ぜられた時から、深く嚴島の神を信仰し、社殿の再興を理由とし、その任期の延長を請ひ、多くの年月を費して莊麗な社殿を造り大鳥居を立てかへ、又あの水上に浮んだ百二十間の廻廊をも造り、後に中央の政界に乗出してからも、月詣と稱して、一月に一回つ、福原から嚴島へ參詣したこともあつた。清盛が音戸の瀬戸を開鑿して瀬戸内海の航路を便にしたといふ傳説も、矢張安藝の國司時代のことであつた。續いで太宰大貳時代には、太宰府の荒廢してゐるのを見て、家臣平家貞を遣して、その再興を計らせ、いよく中央の政界に志を得ると共に、兵庫の福原に宏壯な別邸を構へ、兵庫の港灣を修築して、支那の貿易船を招致しようといふ大計畫を立てた。清盛が兵

庫の築港に着手したのは、平治の亂から一年を隔てた應保元年であつた。兵庫の港はふるくは輪田、泊とも大輪田、泊ともいつて、行基菩薩の作つた五つの泊の一つで、港の西方に和田岬があつて、西の風を防いでゐるので、西南から來た船舶は、必ずこゝで碇泊して、難波津に向ふことになつてゐた。併し東方には何の防禦もないので、東



平清盛(師法)像木

南の風が強い時には、碇泊することが出来なかつたので、昔から東方の海中へ石の堤防を築いて東南の風を防いでゐたが、屢々破壊されるので、いつもその修繕に手こずつてゐた。清盛は最初は私財を投じて、この港灣の修築に着手し、鹽樋山を崩して、須佐、入江の沿岸三十餘丁を埋め立て、續いて防波堤の工事に進んだが、風波のために工事は屢々行惱んだ。そこで當時の迷信から一時は人柱を立てて海神の怒を鎮めようといふ意見さへ出たけれども、清盛は斷乎としてそれを斥け、一切經の文字を寫した石を無數に海中に沈めさせて、基礎工事にしたので、後にこの築堤を經島と呼ぶやうになつたといふ傳説が残つてゐる。